

ては綱紀難立候間、從來の舊習を改め、政權を朝廷に奉還し、廣く天下の公議を盡して、陛下の聖斷を仰ぎ、同心協力共に皇國を保護仕候へば、必海外萬國と可並立候。

臣慶喜 國家に所盡不過之と奉存候。猶見込の儀も有之候へば可申聞旨諸藩へ相達置候依之此段謹て奏聞仕候以上

當時、京都司代は松平定敬で、定敬はこの上表文を二條攝政齊敬に呈した。朝廷にては大政の奉還に接すと雖も、且夕にして直に、之を處理するの不可能なるは勿論、諸藩の形勢もまた逆睹を許さざる有様で、討幕密旨との關係もあつたが、其の密旨は後に一時實行を中止すべき旨の御沙汰があり、大政奉還は直に翌十五日付を以て御裁可遊ばされることとなつた。

祖宗以來 御委任厚御委頼被爲在候得共 方今宇内之形勢ヲ考察シ 建白之趣旨尤ニ被思召候間 被聞食候。尙天下ト共ニ同心盡力ヲ致シ 皇國ヲ維持 可奉安宸襟 御沙汰候事

大政奉還職
可の御沙汰

兎に角に、大政は奉還されたのであるが、問題の核心は、徳川氏の實在勢力を如何にし

て驅逐するかにあるから、其の後の朝廷方志士公卿の苦心は、其の方策の研究であつた。而して、薩長急先鋒の俊才を筆頭とし、土佐藩中正の緩衝が存在し、尾越等温和の大藩があつて、大改革の時務が、あまりに激越なる問題を起すことなく進行したのは、國家の爲に幸福であつた。朝廷に於ては準備着々進行して、遂に維新大號令の發布となるに至つた(丙)王政復古の大詔と號令

癸丑以來 國家多事 先帝宸襟ヲ惱ス 衆庶ノ知ル所ナリ。今ヤ政 王ニ復シ 國威ヲ挽回シ 大小ノ政令ニ公議ニ決シ 天下ト更始セン。四方其レ之ヲ體セヨ

此の大詔の煥發は、慶應三年十二月九日の事であるが、之に附けて、所謂「王政復古の大號令」が發布された。大詔に於ても、大小の政令を「公議ニ決シ」「天下ト更始」すべき大方針を宣布せられて居るが、大號令に於ては、更に維新の基本方針を明にして居る。

徳川内府 従前御委任ノ大政返上 將軍職辭退ノ兩條 今般斷然聞シ召サレ候。抑々癸丑以來 未曾有ノ國難ノ爲 先帝頻年宸襟ヲ惱マサレ候御次第 衆庶ノ知ル所ニ候之ニ依ツテ叡慮ヲ決セラレ 王政復古 國威挽回ノ御基 立テサセラレタク候間 自

大號令

大詔

今 攝關幕府等廢絶 即今先假リニ 總裁 議定 參與ノ三職ヲ置カレ 萬機行ハセラルベク 諸事神武創業ノ始ニ原ツキ 縉紳武辨 堂上地下ノ別ナク 至當ノ公議ヲ竭シ 天下ト休戚ヲ同シク遊ハサルヘキ 叡慮ニ付 各勉勵舊來驕惰ノ汚習ヲ洗ヒ

盡忠報國ノ誠ヲ以テ 奉公致スヘク候事

總裁・議定・參與の三職を置いて、庶政發動の根本とする旨は、事を爲すに當つての具體的組織を先づ明にしたのであつて、朝廷用意の存する所が知り得る。「神武創業ノ精神」に基くべき事は、これ實に、明治維新の大方針大精神であつて、換言すれば、我が日本帝國本來の國體を最も明確に認識したる結果、其の根原に立ち皈らむとした譯である。「至當ノ公議ヲ竭」すべしとするは、天下形勢の赴く所に順應し、輿論政治への歩を進めんとする根據となる精神である。

然し乍ら、徳川氏三百年の事業は、爾く容易に其の根柢から洗ひ去り得るものではなかつた。新政に關する重要協議をした「小御所會議」に、慶喜の列席が沮まれて、幕府方の憤滿が強くなつたし、慶喜に對する退宮納地の壓迫によつても、會桑兩藩の激昂が強まつ

神武創業ノ精神

鳥初伏見の戦

たから、形勢は遂に悪化し、慶喜は、惜しくも朝敵の汚名を史上に印するに至つた。慶喜の帶兵上京、伏見鳥羽方面の戦に就ては、其の眞理由の不鮮明な感じあるを如何ともなし難い。蓋し、這般の情勢は、之を言外に明瞭にすべきものではなくして、人間味ある感情の上に之を味ふべき場面かとも思はれる。然し、慶喜にとつては、實に青天霹靂とも言ふべき宣告が、此の事件によつて下されてしまつた。水府勤王の家に生れた慶喜としては誠に恐懼悔恨止み難いものがあつたに相違ない。

徳川慶喜天下ノ形勢不得已ヲ察シ 大政返上 將軍職辭退相願候ニ付、朝議ノ上斷然被聞食候處、唯大政返上ト申而已ニ而、於朝廷士地人民御保チ不被遊候而者 御聖業難被爲立候ニ付 尾越二藩ヲ以テ其實效御訊問被爲遊候節 於慶喜ハ奉畏入候得共 慶下並會桑之者共承服不仕 萬一暴舉可仕哉モ難計候ニ付、只管鎮撫ニ盡力仕居候旨 尾越ヨリ及言上候間 朝廷ニ者慶喜眞ニ恭順ヲ盡シ候様被思食既往之罪不被爲問 寛大之御處置可被仰付之處、豈圖ランヤ 大阪城へ引取候ハ素ヨリ之詐謀ニ而 去ル三日慶下ノ者ヲ引卒シ 剩へ前ニ御暇被遣候會桑等ヲ先鋒トシ闕下ヲ奉犯候勢 現在被

慶喜征討の號令

ヨリ兵端ヲ開キ候上ハ、慶喜反狀明白、終始奉欺朝廷候段、大逆無道、最早朝廷御宥恕之道モ絶果、不被爲得已追討被仰付候、兵端既ニ相開候上ハ、速ニ賊徒御平治、萬民途炭ノ苦ヲ被爲救度叡聞ニ候間、今般仁和寺宮征討將軍ニ被任候ニ付而者、是迄偷安怠惰ニ打過、或ハ兩端ヲ抱キ候者ハ勿論、假令賊徒ニ從ヒ、譜代臣下之者タリ共、悔悟憤發、國家之爲メ、盡忠之志有之輩ハ、寛大ノ思召ニ而御採用被爲在候。依戰功此末徳川家ノ儀ニ付歎願ノ儀モ候得者、其筋ニヨリ御容許可有之候。然ルニ此御時節ニ至リ、不辨大義賊徒ト謀ヲ通シ、或ハ潜居爲致候ハ、朝敵同様嚴刑ニ可被處候間、心得違無之様可致候事

但征討大將軍ヲ置レ候上ハ、即時件號令可被爲發者勿論候得共、於麾下粗暴之徒、癡愛ニ至リ候事故ト、彼是深重ノ思召ヲ以テ御遅延ノ處、三日ヨリ今七日ニ至リ、阪兵日雖敗走益出兵、吳吳不被爲得爲已斷然本文ノ通被仰出候。各藩陪從更卒ニ至迄方向ヲ定メ、爲天下奉公可有之事

言ふ迄もなく、慶喜追討の理由を舉げて、大逆無道と仰せられて居る點は慶喜をして恐

悚措く能はざるものあらしめた。錦旗の御出動を仰いて忽復として大阪に、續いて江戸に逃げ歸つた慶喜の衷情は後年に至つて略人の知る所となつたが、一も二もなく朝敵の汚名を蒙つたのは同情に値する。

尙、順逆の大道に就ての諭示は、此の詔に於て十分慎重であつたと言はねばならぬ。徒に幕府方を激發する事は時局收拾の所以でない。今日にして思ひば、我が國史上空前の大事變に面して、公卿、大名及藩士、將軍及幕臣の三者が、とつた態度は其の枝葉の點はとにかく大局に於て實に敬意を表するに十分である事を感じるのである。

(丁)慶喜恭順

東征軍は二月十一日京都を進發して、大總督熾仁親王の御統制の下に、着々として東進、東山道の第一軍は甲府から内藤新宿に、第二軍は板橋に、北陸軍は千住に、而して東海道軍は池上に、其の攻撃の部署を定めて、江戸城總攻撃の幕は切つて落されやうとした。實に危機正に日本の天下を襲うたのである。若し、勝安芳の機略識見、慶喜の誠意が缺けて居たならば、あはれ江戸の繁華は、一朝の夢に化したかも知れなかつた。

勝安芳は、此の際幕府が戰意を起す事は、内には南北朝時代を再現する恐れがあり、外には外國の重大なる干渉に機會を與へ、國家の大危機を醸す事になる趣を以て、其の平和論を慶喜に説いたと傳へられる。而して萬一、戰ふ場合には、幕府の軍艦を以て、駿河灣方面及大阪灣方面を扼し、官軍の糧道及兵の集散を妨害し、敵愾心に燃ゆる幕軍を以て薩長の軍を討つならば、必勝の算ありと爲したといふに至つては、實に、皇國の一大危機たるに慄然たらざるを得ない。

慶喜の一意恭順の態度は、其の上野寛永寺大慈院に於ける謹慎に於て、又江戸城を開け渡して、朝廷の裁決の儘に、更に水戸に閉居するに於ても、何れも殆ど間然する所がなかつた。朝廷も亦、極刑を以て之に臨まなかつた事は、事態の紛糾を幾分なりとも軽減し得た所以であつたらう。

明治元年四月十一日、幕府は穩かに江戸城を開け渡して、軍艦銃砲をも納め、幕臣は去留に任せられ、徳川家は田安家達之を相續して、駿遠七十萬石に封ぜられ、慶喜は前述の如く水戸に謹慎する事となつて、徳川氏の結末は全く一段落を告げた。

(四) 五箇條の御誓文

(甲) 國是の確立

五箇條の御誓文

明治元年三月十四日、明治天皇は公卿諸侯を召されて、重大なる國是五事を天地神明に御誓ひ遊ばされた。

我國未曾有ノ變革ヲ爲サントシ 朕 躬ヲ以テ衆ニ先ンジ 天地神明ニ誓ヒ 大ニ斯國是ヲ定メ 萬民保全ノ道ヲ立テントス 衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

萬民保全の大道

申すも畏けれども、「萬民保全ノ大道」とは實にこれ、萬世を通じての政治の要道ではないか。維新新政の始めに當つて、斯かる聖諭を拜することは實に有難き極みの感があるのである。

三條實美、岩倉具視等の重臣が國是に就て思を凝した事は言ふまでもないが、一般から意見を建言せしむる事となつて、越前藩士三岡八郎の出したものが第一案として議せられ土佐の福岡孝悌が之に加筆して第二案を作つた。この案は種々の攻究を経て結局次ぎの様になつた。

國是審議

- 一、列侯會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
- 一、官武一途庶民ニ至ル迄各其ノ志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシムルヲ欲ス
- 一、上下心ヲ一ニシ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
- 一、知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
- 一、徴士期限ヲ以テ賢才ニ讓ルヘシ

茲に重大な事は、最初は右の條文を以て 天皇が諸侯を會して施政方針を誓はれる事であつたが、かくては支那の霸道を成すの趣に似て我が國體に反するといふ反對論が出て、(岩倉具視、中山忠愛等) 木戸孝允等大に斡旋し、遂に 天皇が公卿諸侯百官を率ゐ天地神明に御誓になるといふ事になつた。而して右の條文中には新政府の大方針たる開國の事がないので之を加ふることとし、神祇事務局補龜井慈監等が更後の立案をなして、天皇の御親裁を仰いだ。かくて三月十四日、天皇は大御心に基いて條文を決定せられ、會誓式を舉げられ、萬民に之を諭し給ふたのである。

- 一、廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ

天地神明への御誓

- 一、上下心ヲ一ニシ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
- 一、官武一途庶民ニ至ル迄各其ノ志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス
- 一、舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
- 一、知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

右の五ヶ條は我が國是として實に何等間然する所なく、之に基いて新日本は希望の歩みを起して現代に至つて居る、凡そ有らゆる進展の方面にして、この御誓文に洩れたる所なきは實に有り難い極みである。即ち、御誓文の聖旨は革新の進行の上に歴々として表現せられ、以て新日本の建設を大成するのである。

(乙) 御誓文と聖旨と進展の諸方面

(一) 政治及社會思想に於ける新進展

徳川幕府を倒したる餘勢は有らゆる舊物を打破せんとする急進的態度となつたのも止むを得ざる所であつた。五ヶ條の御誓文に包容せらるゝ所に於て「舊來ノ陋習ヲ破リ」「庶民ニ至ル迄各其ノ志ヲ遂ケ」「廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ」等の大宣言は、實に

政治及社會思想への進展

續いて来る議院政治、立憲制度の主張と相呼應し、自由民権の運動を豫想し、社會組織を一變する所の革新的方針を明示するものである。政府は徳川氏の舊勢力を一掃して、朝廷の威力を強固にする爲に諸侯及有力なる藩臣の力を結合するを必要としたから、この聖諭を中心として斯くの如く公明なる態度の下に、政治上社會上の新思想を斷乎たる決心の下に歓迎すべく努めたものである。後章に於て之が發現を説いてあらう。

歐化的進展

(一) 歐化的進展

斯かる根本的態度は、西洋文明と接觸することの深くなるに伴れて茲に極端なる歐化思想となつて顯現して來た。「知識ヲ世界ニ求メ」「天地ノ公道ニ基クヘシ」との聖諭は、實に國民の耳朵に強烈なる警鐘の響を傳へ、西洋の進歩せる政治思想、社會思想、經濟思想、風俗習慣、科學文明、等は俄然として從來の鎖國人民を眩惑せしめたから、西洋萬能の思想となり、模倣また模倣、頗る急速に佩刀を脱し、鬻を切り、洋服を着用し、ビールを飲み、ダンスを踊るに至り、儒教を捨て、佛教を排し、浮世繪を賣り拂ひ、古文書を焼き棄てて一日も早く西洋並にならん事を熱望するに至つた。其の善惡、賢愚は頗る複雑な

啓蒙運動への進展

る批判を竣たなければならぬけれど、大なる利益を醸すと共に、大なる損失もあつた。これ等の事項もまた後章に詳説する。

(二) 啓蒙運動への進展

西洋の近世科學文明は世界史を特異に方向づけて居る。日本は外來化文によつ精神文明に開拓の跡を残して來けたれども、科學文明には全然と言つてもよい位幼稚であつた。

僅に蘭學が行はれ、覺束ない通詞が蘭語を話す位で、西川如見の華夷通商考、新井白石の采覽異言、要洋紀聞、等が珍重すべきものであり、解體新書の如きものが大努力の結果翻譯される位の程度であるから産業、天文、數學等の書が多少あるにしても、幼稚の域を脱し得ない。

開國の方針を探つて、「廣ク知識ヲ世界ニ求メ」るに當つて、汲然として西洋の學に向つたのは、大早に雲霓を望むと同じ心理である。

彼我の距離が餘りにも大きかつた爲に新知識渴仰の態度は頗る猛烈なるものがあつた。外人にして指導者の地位に立つた者には、開成學校に講師であつた米國人フルベッキの教

育、法律に於けるを始め、教育に於けるモルレースコット、佛國法學に於けるポアンナー
ド、獨逸哲學に於けるクーバー、希臘正教に於けるニコライ、米國宣教師ブラオン等多數
の外人は各種方面に多大の活動をなして居る。

また福澤諭吉の功利主義、中村正直の品性教養、新島襄のキリスト教等を始めとして、
政治、經濟、宗教、道德、社會、科學等には幾多の著書、翻譯書が出て日、本人の思想學
問は急速度に發達するに至るのである。

(四) 皇道思想への進展

五ヶ條の御誓文に「大ニ皇基ヲ振起スヘシ」と仰せられて居る。明維治新本來の意義は
復古主義であつて、皇道中心の活動であることいふまでもない。維新以後の進展に於ても
此の意味の活動は顯著である。

されば、明治三年の正月には神道國教の主義が明瞭にされて、大教宣布の詔が發せられ
五年三月には三ヶ條の教憲が發布された。そは

- 一、敬神愛國ノ旨ヲ體スヘキコト

皇道思想への進展

- 一、天理人道ヲ明ニスヘキコト

- 一、皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守スヘキコト

の三條であるが、後來此の皇道思想は更に高調され、總て歐化萬能に對する保守思想の勃
興に關聯して來るのである。

二、國基建設

- (一) 明治天皇の踐祚

- (甲) 孝明天皇を偲び奉る

孝明天皇は弘化三年二月十三日(皇紀二五〇六 西紀一八四六)御齡十六歳の御年少を以て御踐祚遊ばされ

たが米露英佛の諸國が頻りに邊境を窺ふ危機に際し、一方徳川幕府の勢威地に墜ちんとし
て、内外實に深憂に耐えざる國家非常の時であつたから、天皇の御宸襟を惱し給ふ事の深
くあらせられたのは誠に恐懼の至りであつた。弘化・安政・萬延・文久・元治・慶應等の

年號の、其の何れの年に於ても、國家的重大事象の盛り込まれない年はなかつたのであつ
て、慶應二年十二月廿五日、(皇紀二五二六 西紀一八六六)御寶算纒かに三十六歳を以て崩御遊ばされる

孝明天皇宸襟を惱し給ふ

まで、二十年の御在位は、大小幾多の國難に對する 御軫念を以て終始し給うた事を恐察し奉るのである。

然も、王政復古の確固たる御志は、輔翼の臣僚志士の熱烈なる尊王心の中核として嚴乎たる存在となられ、宏濶なる御志操を以て、よく恟々たる物情、沸々たる鼎議の中に、嚮ふ所を誤る事なく、大日本帝國空前の大難局を逐次に打開の機運に導き給ひし御宏徳は、何と申上げて稱へ奉つて宜しいかに迷ふ程である。

(乙)明治天皇の踐祚即位

慶應三年正月九日、明治天皇御齡十六歳を以て京都に踐祚し給ひ、翌明治元年八月二十七日御即位の式を擧げ給ふ。關白左大臣二條齊照を攝政とし、右大臣藤原公純、内大臣忠房等天皇を輔翼し奉る。

踐祚後第一の御宸翰

朕幼弱を以て猝に大統を紹ぎ爾來何を以て萬國に對立し列祖に事へ奉らんやと朝夕恐懼に堪へざる也、竊かに考ふるに中葉、朝政衰へてより武家權を専らにし、表は、朝

明治天皇の
踐祚即位

廷を推尊して、實は敬して是を遠け、億兆の父母として絶えて赤子の情を知ること能はず、遂に億兆の君たるも、唯名のみになり果て、其が爲めに今日朝廷の尊重は古へに倍せしが如くにて、朝威は倍々衰へ上下相離るゝこと宵壤の如し。斯かる形勢にて何を以て天下に君臨せんや。今般、朝廷一新の時に膺り天下億兆一人も其處を得ざる時は、皆朕が罪なれば今日の事、朕自ら身骨を勞し心志を苦しめ艱難の先に立ち古へ列祖の盡させ給ひし蹤を履み治績を勤めてこそ、始めて天職を奉じて億兆の君たるに背かざるべけれ。往昔 列祖萬機を親し不臣の者あれば自ら將として是を征し給ひ、朝廷の政務總て簡易にして此の如く尊重ならざるが故に君臣相親しみて、上下相愛し徳澤天下に洽く、國威海外に輝きしなり。然るに近來宇内大に開け、各國四方に雄飛するの時に當り獨り我邦のみ世界の形勢に疎く舊習を固守して一新の効をはからず、朕徒らに九重の中に安居し、一日の安きを愉み、百年の憂を忘るゝときは遂に各國の凌侮を受け 上は列聖を辱め奉り、下は億兆を苦しめんことを恐る、故に 朕是に百官諸侯と廣く相誓ひ 列祖の偉業を繼述し、一身の艱難辛苦を問はず、親ら四方を經

營し汝億兆を按撫し遂に萬里の波濤を拓開し、國威を四方に宣布し、天下を富岳の安きに置かんことを欲す、汝億兆舊來の陋習に慣れ尊重のみを朝廷のことゝなし、神洲の危急を知らず 朕一たび足を擧ぐれば非常に驚き種々の疑惑を生じ萬口紛々として朕が志をなさざらしむるときは、是 朕をして君たる道を失はしむるのみならず、從つて 列祖の天下を失はしむるものなり、汝億兆能く 朕が志を體認し相率ゐて私見を去り公議を採り 朕が業を助け 神洲を保全し、列聖の神靈を慰し奉らしめば生前の幸甚ならん。

附 御即位式餘錄（「新日本」摘録）

明治天皇御即位式は、上古神武天皇が、皇祖天照大神を祭り給うた古義に則つて、先づ天つ神に奉幣の式を行ひ、其の後群臣に、登極あらせられた由を宣告したのである。奈良朝時代から始まつて、孝明天皇の御世まで續いた唐風の御儀式をば、全く御廢止になつた、是には段々由來のある事である。徳川慶喜が、大政を奉還して王政復古の大號令を煥發されるといふ時に、一つの議が起つた、それは「昔、後醍醐天皇が、鎌倉

幕府を征討して皇政の舊に復さうといふ御企てを起されたのは、勇ましい事であるがその時、朝臣及公卿が、延喜、天曆の御代即ち醍醐、村上の御代を規模として、之には倣うとされた。是れは千慮の一失であらう。醍醐村上の二帝を、古書に堯舜にも比し、延喜、天曆の御代を、泰平安樂の世と言つて居る。成る程、兩天皇の聖帝に在します事は事實であるが、さて、延喜、天曆の時代、その世風はどうか、文華は如何にも盛である、公卿大宮人は優美であつたが、世は文弱の弊に堪へぬ有様であつた。今日の所謂軟文學が盛に流行して、男は大抵無氣力で、勇壯の氣象は更でない、表面は太平無事で麗しいが、内部に既に腐敗の臭氣で満ちて居た。然るにその表面外部ばかりを見て、延喜、天曆の逸樂に憧憬されたから、折角の御企業も中途で挫折したのである。此の度はそれではならぬ、ズット其の始に反つて、神武天皇御創業の古に則つて、政體、職制を革新し、舊弊を廢黜する程の大規模を立てなければならぬ」といふのであつた。是は石州津和野の國學者、大國隆正翁の主唱で、當時、岩倉公の幕僚であつた玉松操翁、其の外の學者も頻りに主張して、遂に朝議まで動かして。とう／＼

王政復古の大號令には「神武天皇創業の古に復し給ふ」といふ文辭を、第一に仰せ出だされることになり皇政復古の大號令の出たのは、御即位の爲ではない、御即位より餘程前に煥發されたのであるが、この大號令の御趣意に基いて、御即位も神武天皇の古式に據つて、天つ神を奉齋する儀を行はれ、從來の唐風御廢止の布達文も出た。

(二) 東京奠都

明治元年、大政王朝に復した後に於ても關東東北の諸藩は未だ鎮定せざるものあり、王業確定の爲には、聖駕東に向ひ給うの必要をも見るにいたつた。加之、京都の地を離れて大阪又は名古屋に遷都せんとする議論も行はれて居た程であつたから、廟議遂に之を決し七月、奠都の詔あり、九月二十日車駕京都を發し、十月十三日東京御着輦、江戸を以て東京となし、十二月八日一旦京都に還御、二年三月廿八日再び東京に御着輦あつて、東京奠都は確定した。

東京奠都の詔 明治元年七月十七日

朕、今、萬機ヲ親裁シ、億兆ヲ綏撫ス。江戸ハ東國第一ノ大鎮、四方輻輳ノ地、宜シ

ク親臨以テ其政ヲ見ルベシ。因テ自今、江戸ヲ稱シテ東京トセン。是 朕ノ海内一家東西同視スル所以ナリ。衆庶、此意ヲ體セヨ。

抑も首都を遷すの大業は、諸多革新政治の遂行に當つて、人心一新の一要件である。さるが故に、或は大阪遷都論となり、或は名古屋遷都論となつて、當時の重要問題として考慮されたのであつた。

大木喬任・江藤新平の東京奠都建白書（岩倉具視に上つたもの）の一節に

御仁恩を被爲敷候上は、是非是非、御威武大に相立候ては不相濟、就ては、外皇威を光張し、内規模を宏遠にし、且つ關東諸軍の人氣を御振作、皇風をして一時に煽揚せしむるは、乍恐、鳳輦御東下に如く事なし、一刻も早く鳳輦を奉し、諸藩の兵士三四萬を召し、只一詮に雲屯雨集の形勢を十分御張り被遊、或は猛、或は寛、或は嚴、或は信順々位を詰候て、賊徒御征服に相成候はば、一矢を煩はさずして東方の大定、掌上に可有之候。

但し鳳輦御東下相成候はゞ、會の處分も自ら落着可有之候。

一説に、會は、逆も時月を費し不申ては、鎮定難致、漸々にも可致とも申す論、有之候へども、會は、東方賊窟の根基に相成居候へば、急に御處分相付、平定に相赴候様無之ては、果てなき時體に行移可申候。

鳳輦御東下相成候はゞ、所謂疾風迅雷耳を掩に不及、東方鎮定可相成、左候はゞ、最前慶喜へ東方鎮定被命候とも、名のみにて、只東方の人氣を抜くまでに相成、自然都合宜き時體に相成可申候

一、慶喜へは成丈け別城を與へ、江戸城は急速に東京と被相定、乍恐、天子東方御經營、御基礎の場と被成度江戸城を以て、東京と被相定、行行之處は、東西京の間、鐵路をも、御開き被遊程の事無之ては、皇國後來兩分の患なきにもあらずと被存候。且東方王化にそまざる事數千年に付、於當時も、江戸城は東京と被相定候御目的肝要と奉存候。

(三) 改元

孝徳天皇の御代、創めて年號を建てて大化と稱して以來、吉凶禍福の著しきものある毎

改元

に改元の事あり、御一代の間に六度乃至九度の改元の例さへある。明治新政の始めに當つてこの煩累を避け一世一元の方針を立て給うた事は、また維新宏謨の一表現であつた。

改元の詔

改元の詔 明治元年九月八日

太乙ヲ體シテ位ニ登リ、景命ニ膺リテ以テ元ヲ改ム。洵ニ聖代ノ典型ニシテ、萬世ノ標準ナリ、朕、否徳ト雖モ、幸ニ祖宗ノ靈ニ頼リ、祇ニ鴻緒ヲ承ケ、躬ヲ萬機ノ政ヲ親クス。乃チ元ヲ改メテ、海内億兆ト共ニ、更始一新セント欲ス。其レ慶應四年ヲ改メテ、明治元年ト爲シ、今ヨリ以後、舊制ヲ革易シテ、一世一元トシ、以テ永式ト爲サム。主者施行セヨ。

(四) 庶政更新の諸詔

(甲) 奥羽士民に下し給へし諭告 明治元年八月四日

朝綱一度弛ミシヨリ、政權久シク武門ニ委ス。今 朕、祖宗ノ威靈ニ頼リ新ニ、皇統ヲ紹キ、大政古ニ復ス。是全ク大義名分ノ存スル所ニシテ、天下人心ノ歸向スル所以ナリ。嚮ニ徳川慶喜政權ヲ還ス、亦自然ノ勢、況ヤ近時宇内ノ形勢、日ニ開ケ、月ニ

奥羽士民に諭告

盛ナリ、此際ニ方テ、政權一途人心一定スルニ非レバ、何ヲ以テ國體ヲ持シ、紀綱ヲ振ハンヤ。茲ニ於テ、大ニ政治ヲ一新シ、公卿列藩及四方之士ト與ニ、廣ク會議ヲ起シ、萬機公論ニ決スルハ、素ヨリ天下之事、一人之私スル所ニ非サレハナリ。然ルニ奥羽一隅イマタ皇化ニ服セス、妄ニ陸梁シ禍ヲ地方ニ延ク、朕甚コレヲ患フ。夫四海ノ内孰カ、朕ノ赤子ニアラサル。率土之濱亦、朕ノ一家ナリ。朕庶民ニ於テ、何ソ四隅ノ別ヲナシ、敢テ外視スル事アラシヤ、惟、朕ノ政體ヲ妨ケ、朕ノ生民ヲ害ス。故ニ已ヲ得ス、五畿七道之兵ヲ降シテ、以テ其不逮ヲ正ス、願フニ奥羽一隅ノ衆、豈悉ク乖亂混迷センヤ、其間必ス大義ヲ明ニシ、國體ヲ辨スル者アラン。或ハ其力及ハス或ハ勢支フル能ハズ、或ハ情實通セス、或ハ事體齟齬シ、以テ今日ニ至ル。カクノ如キモノ宜ク此機ヲ失ハス、速ニ其方向ヲ定メ、以テ其素心ヲ表セハ、朕親シク撰フ所アラン。從令其黨類ト雖モ、其罪ヲ改心復歸セバ、朕豈コレヲ隔視センヤ。必ス處スルニ至當ノ典ヲ以テセン。玉石相混シ、薰蕕共ニ同ウスルハ忍ヒサル所ナリ。汝衆庶宜シク此意ヲ體認シ、一時ノ誤ニ因テ千載ノ辱ヲ遺スコトナカレ。

(乙)新政御軫念ノ詔勅

(一)正議直諫ヲ求ムルノ詔 明治元年十月十七日

皇國一體 東西同視 朕今東府ニ幸シテ、親シク内外ノ政ヲ聽ク。汝百官有司、同心戮力以テ鴻業ヲ翼ケ、凡ソ事ノ得失可否ハ、宜シク正議直諫シテ 朕ノ心ヲ啓沃スヘシ

(二)政治始ノ詔 明治二年一月四日

朕惟ミルニ、在昔 神皇基ヲ肇メシヨリ 列聖相繼キ以テ 朕カ身ニ逮フ。朕否徳、夙夜兢業 先皇ノ緒ヲ墜サンコトヲ之懼ル。曩者兇賊命ニ梗シ、億兆塗炭ニ苦シム。幸ニ汝百官將士ノ力ニ頼リ、速ニ戡定ノ功ヲ奏シ、萬姓堵ニ安スルニ至ル。今茲二年己巳三元ノ啓端ニ在リ。上下又寧ク、遠邇來賀ス。朕何ノ慶カ之ニ加ン。惟フニ天道靡常、一治一亂内安ケレハ必外ノ患アリ。豈戒慎セサル可シヤ。朕益々祖業ヲ恢弘シ覃テ中外ニ被ラシメ、以テ永ク先皇ノ遺徳ヲ宣揚センコトヲ庶幾フ。汝百官將士勉勵不懈各其職ヲ竭シ、敢テ忌憚ナク 朕カ闕漏ヲ匡救セヨ。汝百官將士其勉旃。

正義直諫を
求むるの詔

政治始の詔

會議親裁の詔

(三)會議親裁ノ詔 明治二年二月二十五日
 朕將ニ東臨、公卿群牧ヲ會合シ、博ク衆議ヲ諮詢シ、國家治安ノ大基ヲ建ントス。抑制度律令ハ政治ノ本、億兆ノ頼ルトコロ、以テ輕シク定ム可ラス。今ヤ公議所法則略既ニ定マルト奏ス。宜シク速ニ開局シ、局中禮法ヲ尙ヒ協和ヲ旨トシ。心ヲ公平ニ存シ、議ヲ正確ニ期シ、專ラ 皇祖ノ遺典ニ基キ、人情時勢ノ宜ニ適シ、先後緩急ノ分ヲ審ニシ、順次ニ細議シ以テ聞セヨ。朕親シク之ヲ裁決セン。

(四)國是諮詢ノ詔 明治二年四月二十日

朕嚮ニ、汝百官群臣ト五事ヲ掲ケ、天地神明ニ質シ、綱紀ヲ皇張シ、億兆ヲ綏安スルヲ誓フ。然ルニ兵馬倉卒、未タ其績ヲ底サス。朕夙夜 上ハ以テ神明ニ畏レ、下ハ以テ億兆ニ慙ツ。今ヤ乃チ親臨 汝百官群臣ヲ朝會シ、大ニ施設スルノ方法ヲ諮詢ス。是神州安危ノ決、今日ニ在リ、誠ニ宜シク腹心ヲ披キ、肺腑ヲ表シ、可否ヲ獻替スヘシ。朕將ニ勵精竭力、大ニ經始スル所アラントス。汝百官群臣、ソレ勗哉。

(五)刑律改撰ノ詔 明治二年九月

我大洲ノ國體ヲ創立スル、鑒古ハ措テ不論、神武以降二千年、寬恕ノ政以テ下ヲ率キ忠厚ノ俗以テ上ヲ奉ス、大寶ニ及ンテ唐令ニ折衷スト雖モ、其律ヲ施スニ至テハ、常ニ常律ヨリ寬ニス。其間、政ノ汚隆、時ノ治亂ナキニ非サルモ、大率光被ノ德、外藩ニ及フ。保元以降、乾綱紐ヲ解キ、武士權ヲ專ニシ、法律以テ政ヲ爲シ、刀鋸以テ下ヲ率キ、寬恕忠孝ノ風、遂ニ地ヲ掃フ。今ヤ大政更始、宜ク古ヲ稽ヘ、今ヲ明ニシ寬恕ノ政ニ從テ、忠厚ノ俗ニ復シ、萬民所ヲ得テ、國威始テ振フベシ。頃者刑部新律ヲ撰定スル時、仍テ茲旨ヲ體シ、凡八虐、故殺、強盜、放火等ノ外、異常法ヲ犯スニ非サルヨリハ、大抵寬恕以テ、流以下ノ罰ニ處セシメントス。抑々刑ハ、無刑ニ歸スルニ在リ、宜シク商議シテ以テ上聞セヨ。

この詔は、刑部大輔江藤新平が成文法制定の必要について建議したに基いて、江藤をして新律を作らしめたが、其は此の詔に基き、明治三年十二月發布した新律綱領である。

(六)廢藩置縣ノ詔 明治四年七月十七日

朕惟フニ、更如ノ時ニ際シ、内以テ億兆ヲ保安シ、外以テ萬國ト對峙セント欲セハ、

御律綱領

廢藩置縣の詔

宜ク名實相副ヒ、政令一ニ歸セシムヘシ。朕嚮ニ諸藩版籍奉還ノ議ヲ聽納シ、新ニ知藩事ヲ命シ、各其職ヲ奉セシム、然ルニ數百年因襲ノ久キ、或ハ其名アリテ其實舉ラサル者アリ。何ヲ以テ億兆ヲ保安シ、萬國ト對峙スルヲ得ンヤ。朕深ク之ヲ慨ス。仍テ今更ニ藩ヲ廢シ。縣ト爲ス。是務テ冗ヲ去リ、簡ニ就キ、有名無實ノ弊ヲ除キ政令多岐ノ憂無ラシメントス。汝群臣其レ 朕カ意ヲ體セヨ。

(七)地租改正ノ詔 明治六年七月二十八日

朕惟フニ、租税ハ國ノ大事、人民休戚ノ係ル所ナリ。従前其法一ナラス、憂苛、輕重率ネ其平ヲ得ス、仍テ之ヲ改正セント欲ス。所司ノ群議ヲ採リ、地方官ノ衆論ヲ盡シ更ニ内閣諸臣、辯論裁定シ、之ヲ公平畫一ニ歸セシメ、地租改正ヲ頒布ス、幾クハ賦ニ厚薄ノ弊ナク、民ニ勞逸ノ偏ナカラシメン。主者奉行セヨ。

(丙)皇軍の組織

(一)徴兵ノ詔 明治五年十一月二十八日

朕惟ルニ、古昔、郡縣ノ制、全國ノ壯丁ヲ募リ、軍國ヲ設ケ、以テ國家ヲ保護ス。固

ヨリ兵農ノ分ナシ。中世以降、兵權武門ニ歸シ、兵農始テ分レ、遂ニ封建ノ治ヲ成ス。戊辰ノ一新ハ、實ニ千有餘年來ノ一大變革ナリ。此際ニ當リ、海陸兵制モ又時ニ從ヒ宜ヲ制セサルヘカラス。今本邦古昔ノ制ニ基キ、海外各國ノ式ヲ斟酌シ、全國募兵ノ法ヲ設ケ、國家保護ノ基ヲ立ント欲ス。汝百官有司、厚ク朕カ意ヲ體シ 普ク之ヲ全國ニ告諭セヨ

明治新政の始に當つて、政府は何回か募兵の制を改め、國家權力の強固を策した。然し乍ら、明治元年の陸軍編成法、明治三年の徴兵規則共に各藩に兵を募つたけれども、未だ以て兵權を 天皇に歸し奉るに至らなかつた。明治四年には御親兵の制を立て、薩長土の三藩から徵募して 宮闕の守護に任じ、別に沿海地方から海軍水兵を徵募するの制を立てた。然るに廢藩置縣の成るに及んで、兵馬の權はあげて之を朝廷に歸するに及んだから、明治五年十一月全國皆兵主義に則つて「徴兵の詔」を發布し給うたのである。此の詔に伴つて政府は別に諭告を發して居る。

(二)徴兵告諭 明治五年十二月一日

我朝上古の制、海内を擧げて兵ならざるはなし、有事の日、天子之が元師となり、丁壯兵役に堪ゆる者募り以て不服を征す。役を解き、家に歸れば、農たり、工たり、又商賈たり。固より後世の双刀を帯び、武士と稱し、抗顔坐食し、甚しきに至ては、人を殺し、官其罪を問はざるもの如きに非ず。抑々神武天皇、珍彦を以て、葛城の國造と爲せしより、爾後、軍團を設け、衛士防人の制を定め、神龜天平の際に至り、六府二鎮の設、始めて備る。保元平治以後、朝綱頽弛、兵權終に武門の手に落ち、國は封建の勢を爲し、人は兵農の別を爲す。降て後世に至り、名分全く泥没し、其弊勝て言ふべからず。然るに大政維新、列藩版圖を奉還し、辛未の歲に及び、遠く郡縣の古に復す。世襲坐食の士は、其祿を減じ、刀劍を脱するを許し、四民漸く自由の權を得せしめんとす。是れ上下を平均し、人權を齊一にする道にして、即ち兵農を合一にする基なり。是に於て、士は従前の士にあらず、民は従前の民に非ず、均しく皇國一般の民にして、國に報ずるの道も固より其別なかるべし。凡天地の間、一事一物として税あらざるはなし。以て國用に充つ、然らば、即ち人たる者、固より心力を盡し、國

に報ぜざるべからず。西人之を稱して血税とす、其生血を以て國に報ずるの謂なり、且つ國家に災害あれば、人各その災害の一部を受けざるを得ず。その故に、人々力を盡し國家の災害を防ぐは、則ち自己の災害を防ぐの基たるを知るべし。尙も國あれば兵備あり、兵備あれば、人々、その役に就かざるを得ず、是に依りて、是れを觀れば民兵の法たる、固より天然の理にして、偶然作意の法にあらず。然り而してその制の如きは古今を斟酌し、時の宜しきを制せざるべからず。西洋諸國、數百年來、研究、實踐し、以て兵制を定む、故を以て、その法極めて精密なり。然れども、地理の異なる悉く之を用ふべからず。故に今、その長ずる所を取り、古昔の軍制を補ひ、海、陸二軍を備へ、全國四民、男子二十歳に至る者は、悉く兵籍に編入し、以て緩急の用に備ふべし。郷長里正厚く此の趣意を奉じ、徴兵令に依りて、民庶を説諭し、國家保護の大本を知らしむべきなり。

(三) 軍人に賜はりたる勅諭 明治十五年一月四日

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にそある。昔神武天皇躬つから大伴物部の兵と

もを率ひ中國のまつろはぬ者ともを討ち平らけ給ひ高御座に即かせられて天下しろしめし給ひしより二千五百有餘年を経ぬ。此間世の様の移り換るに隨ひて兵制の沿革も亦屢々なりき。古は天皇躬つから軍隊を率ひ給ふ御制にて時ありて皇后皇太子代らせ給ふこともありつれと大凡兵權を臣下に委ね給ふ事はなかりき。中世に至りて文武の制度皆唐國風に倣はせ給ひ、六衛府を置き左右馬寮を建て防人など設けられしかは兵制は整ひたれとも、打ち續ける昇平に狃れて朝廷の政務も漸く文弱に流れしかは兵農おのつから二に分れ古の徵兵はいつとなく壯兵の姿に變り、遂に武士となり兵馬の權は一向に其武士どもの棟梁たる者に歸し、世の亂と共に政治の大權も亦其手に落ち凡七百年の間武家の政事とはなりぬ。世の様の移り變りて斯くなれるは人力もて挽回すへきにあらずとは云ひながら且は我國體に戻り且は我祖宗の御制に背き奉り淺間しき次第なりき。降りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府其政衰へ剩へ外國の事とも起りて其侮をも受けぬへき勢に迫りければ、朕か皇祖仁孝天皇、皇考孝明天皇痛く宸襟を惱し給ひしこそ忝くも亦惶けられ然るに、朕幼くして天津日嗣を受けし初征夷大將軍其政權

を返上し大名小名其版籍を奉還し年を経ずして海内一統の世となり古の制度に復しぬ是文武の忠臣良弼ありて、朕を補翼せる功績なり。歷世祖宗の専ら蒼生を憐み給し御遺澤なりといへとも併我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重きを知れるか故にこそあれ、されは此時に於て兵制を改め我國の光を輝かさんと思ひ此十五年か程に陸海軍の制をは今の様に建て定めぬ。夫兵馬の大權は、朕か統ふる所なれば其司々をこそ臣下には任すなれ其大綱は、朕親ら之を攪り肯て臣下に委ぬへきものにあらず、子々孫々に至るまで篤く此旨を傳へ天子は文武の大權を掌握するの義を存し再中世以降の如き失體なからんことを望むなり。朕は汝等軍人の大元帥なるそされは、朕は汝等を股肱と頼み汝等は、朕を頭首と仰きてそ其親は殊に深かるへき。朕か國家を保護して上天の恵に應し祖宗の恩に報ひまゐらすることを得るも得ざるも汝等軍人か其職を盡すと盡さゝるとに由るそかし我國の稜威振はさる事あらは汝等能く、朕と其患を共にせよ。我武維揚りて其榮を輝さは、朕汝等と其譽を偕にすへし。汝等皆其職を守り、朕と一心になりて力を國家の保護に盡さは我國の蒼生は永く太平の福を受け我國の威烈

は大に世界の光華ともなりぬへし。朕斯も深く汝等軍人に望むなれば猶訓諭すべき事こそあれいてや之を左に述へん。

一 軍人は忠節を盡すを本分とすへし。凡生を我國に稟るもの誰かは國に報ゆるの心なかるべき、況して軍人たらん者は此心の固からては物の用に立ち得へしとも思はれず、軍人にして報國の心堅固ならざるは如何程技藝に熟し學術に長するも猶偶人にひとしかるへし。其隊伍も整ひ節制も正くとも忠節をなさざる軍隊は事に臨みて烏合の衆に同じかるへし。抑も國家を保護し國權を維持するは兵力にあれば兵力の消長は是國運の盛衰なることを辨へ世論に惑はず政治に拘はらず一途に己か本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも輕しと覺悟せよ。其操を破りて不覺を取り汚名を受くる事なかれ。

一 軍人は禮義を正しくすへし。凡軍人には上元帥より下一卒に至るまで其間に官職の階級ありて統屬するのみならず同列同級までも停年に新舊あれば新任の者は舊任の者に服従すべきものそかし、下級の者は上官の命を承るべき實に 朕か命を承くる義なり

心得よ、己か隸屬する所にあらすとも上級の者には勿論停年の己より舊き者に對しては總へて敬禮を盡すへし。又上級の者は下級の者に向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるへからず、公務の爲めに威嚴を主とする時は格別なれとも其外は務めて懇に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ。若人たる者にして禮義を紊り上を敬はす下を惠ますして一致の和諧を失ひたらんには管に軍隊の蠱毒たるのみかは國家の爲めにもゆるし難き罪人なるへし。

一 軍人は武勇を尙ふへし。夫武勇は我國にては古よりいと貴へる所なれば我國の臣民たらん者は武勇なくては叶ふまじ、況して軍人は戰に臨み敵に當るの職なれば片時も武勇を忘れてよかるべき。さはあれ武勇には大勇あり小勇ありて同からず血氣にはやり粗暴の振舞なとせんは武勇とは謂ひ難し、軍人たらん者は常によく義理を辨へ能く膽力を練り思慮を彈して事を謀るへし。小敵たりとも侮らす大敵たりとも怯れず己か武職を盡さんこそ誠の大勇にはあれ、されは武勇を尙ふ者は常々人に接するには溫和を第一とし諸人の愛敬を得んと心掛けよ、由なき勇を好みて猛威を

振ひたらは果は世の人も忌み嫌ひて豺狼などの如く思ひなん心すへきことにこそ。

一 軍人は信義を重んずへし。凡信義を守る事常の道にはあれとわけて軍人は信義なくしては一日も隊伍の中に交はりてあらんこと難かるへし。信とは己か言を踐行ひ義とは己か分を盡すをいふなり。されは信義を盡さんと思はは始めより其事の成し得へきか得へからざるかを審かに思考すへし。臆氣なる事を假初に諾ひてよしなき關係を結ひ後に至りて信義を立てんとすれば進退谷りて身の措き處にも苦むことあり悔るとも其詮なし、始に能々事の順逆を辨へ理非を考へ其言は所詮踐むへからすと知り其義はとて守るへからすと悟りなは速に止まるこそよけれ。古より或は小節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り、或は公道の理非に踏迷ひて私情の信義を守りあたら英雄豪傑ともか禍に遇ひ身を滅ぼし屍の上の汚名を後世まで遺せること其例尠からぬものを深く警めてやはあるへき。

一 軍人は質素を旨とすへし。凡質素を旨とせされは文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華美の風を好み遂には貧汚に陥りて志も無下に賤くなり、節操も武勇も其甲斐なく世の

人に爪はしきせらるゝまでに至りぬへし。其身生涯の不幸なりといふも中々愚なり此風一度軍人の間に起りては彼傳染病の如く蔓延し士風も兵氣も頓に衰へぬへきこと明なり。朕深く之を懼れて曩に免黜條例を施行し略此事を誡め置きつれと猶も其惡習の出んことを憂ひて心安からぬは又之を訓ふるそかし。汝等軍人ゆめ此訓誡を等閑にな思ひそ。

右の五箇條は軍人たらんもの暫くも忽にすへからず、さて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ、抑も此五箇條は我軍人の精神にして一の誠心は又五箇條の精神なり、心誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆うはへの裝飾にて何の用にかは立つへき、心たに誠あれは何事も成るものそかし、況してや此五箇條は天地の公道人倫の常經なり、行ひ易く守り易し汝等軍人能く、朕か訓に遵ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの務を盡さば日本國の蒼生舉りて之を悦ひなん。朕一人の憚のみならんや。

斯くして我が 皇軍の組織は其の基礎建設を完成し、明治七年の臺灣征討、明治十年の西南役には、此の徵兵制による軍隊の顯著なる實力が證明された。爾來、海陸軍共に其の

組織に若干の更新を加へられ乍ら、益其の練磨を重ねたが、明治十五年 大元帥陛下より勅諭を賜はり、茲に軍人精神の歸趨を明瞭にして益其の精華を發揮するの現状にある。

三、歐化萬能と國粹思想

(一) 西洋思想の流入

(甲) 一般的形勢

井の中の蛙大海を知らず、自國內に蟄伏して自尊の夢に耽つて居た國三百年、それが急に西洋文明に接したるため、從來の自尊の反動として殊更に一切萬事に於て自國を劣つてゐるものと見誤り、或は佛教を國教として國民悉く之を信仰せしめた徳川氏の束縛から俄に解放された我國民は、新文明の光に接し、眩惑自失し、在來の日本文明を顧みる餘裕もなく只驀然直進する所は、一も二もなく常に西洋文明であつた。精神文明のそれにしても又物質文明にしても悉く西洋のものは開化してゐるものであると盲信して之を尊び、東洋在來のものは總て時代後れのつまらぬものとして卑み棄てるといふ様なあさはかな風潮が流行し、また當時樞要の地に立つてゐるものが政治の力によつて後援する有様であつた

から、そうした思潮は實に甚しいものとなつた。例へば從來よく我が國民性の發達を助けて來た神道、又日本化した儒教、日本化した佛教なども、古を慕ひ今を賤むといふ弊があつて、今の此の新しい時代には適するものでないと排斥した様な始末であつた。こうした風潮の發達はやがて所謂舊物打破の思潮、外尊内卑の思想を惹起したのであつた。その一端を再び述べて見ると、儒教に對し、當時の書物に「孔子の道は士族の權と共に已に墮ち廉價極つて骨董店の長物に屬す」或は又「洋學の本邦に流れ入つてより中庸は晒書肆に晒され、論語は蛛蜘蛛の網に縛せられ、偶々恩顧に遇ふ者ありと謂へども、其の値昔日に比すれば幾倍を減ず。或る時は恥を英儒に受け、或る時は佛書になぶらる」と。古なら効があつたかもしれぬが、今になつては何等の價值のあるものではない。始末に困るやつかいものであるといふ態度である。佛教に對しても亦そうした態度であつた。佛教は徒に國民をして消極的厭世的な悪い傾に向はしめたのみであつて役立つ所のないものであるとし、或は寺院を校舎として使用したり、或は佛像佛具經典の類は、集めて校庭に於て焼き棄つるといつた様な様子であつた。こうした思潮は獨り宗教的方面のみでなく總ての方面にわた

歴史無視

つてこうした民分は上にも下にも漲つて居たので、随つて西洋崇拜の念は益々強くなつてゆくのであつた。鎖國から開港への最も警戒すべき世に處して無自覺にも徒らに西洋文明崇拜熱のみ盛んに煽られたものであるから、西洋文明は良きも悪きも洪水の如くに移入され、人々のそうした心の中に好ましく容れられたのである。かくして極端のものになると國情、歴史に合しないものになるのが當然だが、かゝる時は國情が悪いのである。その根本から例へば國體の如きも改め直さねばならぬ。といふ様にしてまで西洋文明に迎合しやうとする状態であつた。今我が思想界を風靡する様な強さを表した外來思想を概見して見ると次の様の状況である。

(乙)自由民権思想

公議輿論のモットー、即「廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ」によつて進むべき維新ではあつたが、維新の緒についたばかりの間は、薩長二藩のものが政府の要路に立つて實權を左右して居て、まだまだ公議輿論の實績は擧らなかつた。此の時に當つて西洋に行つて學問をし、西洋の政治状態を見て來た人々は英國議院制度の美を稱へて、日本にも其の

自由民権思想

民選議院設立建白

制度を早く立てん事を夢見、盛んに人心を煽り立てたのであつた。征韓論の爲に參議を辭して野に下つた板垣退助、副島種臣、後藤象次郎、江藤新平の四人は、前東京府知事由利公正、前左院少議官小室信夫、前大藏丞岡本健三郎及び吉澤滋の四人と連署して明治七年一月十八日民選議院の設立を建議した。その時の建白書の中に、

臣等伏して方今政權の歸する所を察するに、上、帝室に非ず、而して獨り有司に歸す。夫れ有司、上、帝室を尊ぶと云はざるに非ず。而して帝室漸く其の尊榮を失ふ。下、人民を保つと云はざるに非ず。而して政令百端、朝出暮改、政刑情實に成り賞罰愛憎に出づ。言路壅蔽困苦告ぐるなし。夫れ替くの如くにして天下の治安ならんことを欲す。三尺の兒童も猶其の不可なるを知る。因循改めずんば恐らくは國家土崩の勢を致さん。臣等愛國の情自ら已むこと能はず。乃ち之を振救する道を講究するに、ただ天下の公議を張るに在り。天下の公議を張るは民選議院を立つあるのみ……」

これ實に政治上の民権自由の廣く世に宣傳されたる初めてであつて、それ以來此の思想は一層急速に社會に漫延するに至つた。そして此の時愛國黨なるものも出來たのであつた。それより民権論を主張する政黨が種々組織されたが、政府は尙早と認めて務めて之を抑壓した。時の政黨中最も積極的である板垣退助の率ゐた自由黨は佛蘭西流の民権論を持つも

自由黨

のであつた。之は明治十四年十月に成立したるもので、根元は大日本國會期成同盟會であつた。其の結成盟約に左の四ヶ條がある。

第一條 我が黨は我が日本人民の自由を擴充し權利を伸張し及び之を保存せんとする者相合して之を組織するものとす。

第二條 我が黨は國の進歩を圖り、民人の幸福を増進することを務むべし。

第三條 我が黨は日本國民の當に同權なるべきを信ず。

第四條 我が黨は我が日本國は立憲政體の宜しきを得るものなるを信ず。

自由黨盟約

此の自由黨と國會期成同盟會との結合によつて自由黨と云ふ政黨が出来たのである。之の盟約に

第一條 吾が黨は自由を擴充し權利を保全し幸福を増進し社會の改善を圖るべし。

第二條 吾が黨は善美なる立憲政體を確保することに盡力すべし。

第三條 吾が黨は日本國に於いて吾が黨と主義を共にし目的を同じくする者と一致協合して吾が黨の目的を達すべし。

とあるが、之れは明かに我が在來思想から出たものでなことは明瞭である。之は彼の佛國大革命前後の政治論を規範とし、殊にルソーの社會民約編が彼等の目標となつて民選議

文學の傾向

院論を主張し、或は暴動を起したり、或は朝鮮の獨立を助けようとしたり、あまりにも積極的であつたので法にとらはれる様なものも尠くなかつた。

文學の方面に於ても亦自由民權思想がよく人々に紹介された。フランスルソー、ヴォルテール、モンテスキュー等は國民が非常に好んだものであつた。殊に中江篤介氏の譯したルソーの民約論は國民一般に愛讀され一世を風靡した。政論に覺醒された新日本人にはよく理解され易く、何もかも西洋崇拜の當時のことであるから、之を實際に我が國にも來てやつて見ようとする者も多かつた譯である。とにかく民權自由なる語は當代の新流行語として到る所政治演壇の上に叫ばれて居たものである。

(丙)個人思想

一にも二にも西洋文明を理想として歓迎した時であるから、自然と西洋文明の特質ともいはれる個人主義が共に廣く歓迎されたのも無理ではなかつた。一派の個人主義者の説く所は、天は各人に自由の權を賦與して居る。人の目的は此の天賦の自由權によつて各人の安寧幸福を得る所に在る。社會は此の目的を遂行するために組織されたものに外ならない

個人主義思想

自由民權

といふことである。即ちどこまでも自己本位で、家を離れた自己、國家を離れた自己を中心とし總べてを打算的に處理して行かうとする精神、西洋學問の力によつて各人の自覺が明になり自意識が開けて、己以外の人格或は制度の權威を輕んじ、どこまでも自由に獨的に活動してゆこうとする様になつたのである。

この個人主義の勢力の高潮するにつれて如何に我國に影響を及したか。先づ、我國傳來の家族制度に關しては從來最も尊んだ系統も、個人主義の立場になればあまりその必要をも感じなくなり、天から授つた自由の權をもつて自分の地位なり財産は自分の才にて自由に築き上げるを以て我本分となし、子孫の爲に守るとか、未來の爲に無限の生命を理想として、小なる自己を犠牲とするといふ様な態度を失つて、只管自己一個の快樂のために汲々としてあへぐ者も出來、現實主義の極端に馳せて人情も輕薄になり、利己主義、自我主義に走つて、人の人たるの人格價値など考へない傾向ともなつたのである。中にも極端なる個人主義は懷疑説、破壊主義、虛無主義などに陥り、やがては大罪を犯すものも出來、政治上では民主政治に傾き易い説も出て來た。然しながら經濟上に個人主義が勢を張れば

人々は極めて打算的となるものであり、ために自由競争を起して産業發達には見るべき活躍があつた。その結果は當然貧富の懸隔を生ずることになつて、所謂自由平等は却つてそこから破れて行くやうな風にも見えて來た。

(丁) 功利主義、實利主義、物質主義

西洋文明流入の勢は前述の如く滔々として大河の決する様な概があるが、茲に更に日本人を引き入れた大思想がある。これは個人主義、自由主義の嚮頭流行と前後して當時の人の人生觀を根柢から搖がした所の功利主義思想、實利主義思想、物質主義思想である。

明治九年頃からベンザムの所謂功利主義が廣く流行し出して西洋物質文明の輸入と伴ひ大いに國民の思想界を支配するやうになつて來た。功利主義は人生終極の目的を最大多數者の最大幸福（最大快樂）にあると考へ、之を以て道德的判斷の標準とするのである。こうした主義は益々實利主義、或は物質主義を助成することとなつた。慶應義塾の創立者福澤諭吉氏が忠臣楠公の行爲を批評して、「古の忠臣義士が君の爲に討死したのは、權助が主人の一兩の金を落して途方に暮れ、且那へ申譯がないと思案を定めて、並木の枝で首を

縊ると同様、只因果づくで且那の爲にすること、彼の忠臣義士が一方の敵を殺して討死するも、權助が一兩の金を失ふて首を縊るも、その死を以て文明を益することのないのは正しく同様な譯である」と論じ大に世の物議をかもし、攻撃を受けた事があるが、之は功利主義の立場から論じたものである。一體に功利主義は人生に與へる効果に中心點を置いて考へてゆくのである。

かくの如き推理に達する主義思想が、世を風靡するに伴れて自ら實利主義、物質主義の全盛を來たすのは當然の事であつて、まして指導の地位にある學者が之を信ずるに於ておやである。

古來我國民は、身體の苦樂、財物の如何によつて支配されることを甚だしい恥辱と感じておつたのであるが、功利主義が流行する様になつて物質的、利己的、打算的の傾向を生じ實業界の人々の社會的地位が高まつて來る様になつて來た。そして福澤諭吉氏は「我國の古事記は暗誦すれども今日の米の相場を知らざる者はこれを世帯の學問に暗き男といふべし。經書史類の奥義には達したれども、商賣の法を心得て正しく取引をなすこと能はず

るものはこれを帳合の學問に拙なる人といふべし。數年の辛苦をなめ數百の修行金を費して洋學は成業したれど一個私立の活計を爲し得ざる者は時世の學問に疎き人なり。これらの人物はたゞこれを文字の間屋といふべきのみ。その効能は飯を食ふ字引に異らず、國のためには無用の長物、經濟を妨げる食客といつて可なり」と。
如何に人間慾求の焦點が物質的に傾いたか、打算的になつたかが知り得る。

(戊)キリスト教

キリスト教のことは既に述べたが、尙異聞の二三を記してみると頗る興味あるものである。「神道も儒教も佛教も何れも已に古くさくなつて何等の役にも立つものでない、文明開化と兩立するのはキリスト教あるのみ、西洋の文明はキリスト教の精神によつて開化したものである。今若し日本が西洋文明諸國の間に伍して東洋第一の強國となるには、天皇先づ御自ら洗禮を受けて國民の首唱となり、國民をして悉くキリスト教徒たらしめねばならぬ」などと説く者もあるといふ始末となつた。キリスト教傳導の端緒を切つたのは、諸學校に聘せられた外國教師や、在留外人の力で横濱に初めて日本人の教會が創立された。

但し政府に於ては常に抑壓の態度に出てゐたが、岩倉公や中村正直先生等の西洋事情視察の結果遂に之を容れることになつたので、青年キリスト教徒は大に力を得、新奇を好む青年にして好んで宣教師の門を訪ねる者が次第に増加して來。自然と勢力をはる様になつて來た。加ふるに新島襄かアメリカ合衆國のアマスト大學を卒業し牧師となつて歸國し大いに力を布教に加へる様になつて、更に勢を増さんとする有様であつた。然るに西南戰爭が終つた頃ダーウインの進化論が輸入されて次第に頭を擡げ之がキリスト教の一打撃となり、また極端な歐化主義に對しての反動が漸く現れるに及んで、キリスト教の信仰は日本本來の精神と一致せざるものがあるといふので強い打撃を受け思ふ様な隆盛は見られない有様となつた。

(二)西洋文物の採用

(甲)概説

西洋文明の流入と共に時代は舊物破壊歐化萬能の思潮を生み、而してそれは各方面への急激なる改新となつて現はれた。

其の多くの事實を述べるに先つてこゝに附言すべき事がある。それは畏しこくも 明治天皇が御即位の初め即ち明治元年三月十四日、親しく天神地祇に誓ひ給ひし五ヶ條の御誓文についてである。(往々五ヶ條の御誓文は人民に誓ひしものであると誤解されてゐる)未曾有の大變革明治維新の大業は實にこゝに根源を發してゐたのである。それは建國の精神に立ち復ると云ふ復古主義と、西洋文明諸國追隨の開化日新主義の二大精神をよくこゝに於て明らかにし、やがて進み行くべき國是としたのである。例へば「舊來の陋習を破り」とか、「知識を世界に求め」とかいふのは、即ち開化日新思想で、「天地の公道に基く」とか、「皇基を振起すべし」とかいふのは、即ち復古の思想であり、明治天皇の御英明の程が心靜かに讀む度毎に思ひ出されるのである。而して「舊來の陋習を破り」との御諭しが實際に現はれて、本節文物の採用といふことになつたのである。

國民はこの二大精神によりて遺憾なく發展の道をたどることが出來た。そして又或意味に於ては、歐化主義も助長せられ、それが著しい傾向を來すことになつたとも考へられる然し其の反面に於ては復古主義がよく機に善處し抑制して、日本のものとして健全なる同

化をなし得たのであつた。歐化主義の隆盛は翻つて復古思想を回顧せしめたのもあつた。要するに西洋文物の採用はこの開化日新の御精神の發露であり、而して先進國の文明を模倣することが最も自然であり、そして又經濟的な方法であつたのである。

(乙)交通機關(運輸及び通信)

一)鐵道

我が國の鐵道の始めは明治五年九月開通の京濱鐵道であることは人のよく知る所である。始めて之を計劃せるは幕府であり、米國人の手により之が布設を測つたけれども、府幕の威衰へ、加ふるに大政奉還の機にあつて、其の計劃は頓挫した。明治維新となるや。政府は文明の法を外國に求むると共に鐵道敷設の議は漸く強く、當時急進思想を抱きありし伊藤公、大隈侯等の熱望せる所であつたが資本に窮して事の成立を見なかつた。(この時始めて外債問題が起つた)

明治三年四月小野友五郎等敷設敷地の測量に着手し、英人エドモンド、モレルを建築長として、兩端から工事を開始し、五年五月七日には遂に品川横濱間の線路先づ峻成して

鐵道開通式

假營業を開始し、一日八回往復を行つた。間もなく品川汐留(改めて新橋停車場)間も峻成し、こゝに京濱間の鐵道が全通して、同年九月十二日、明治天皇臨幸遊ばされて親しく開業の盛典を擧げさせられた。當日百官に賜はりし勅語に

今般我國鐵道ノ首線、工峻ルヲ告グ朕、親ラ開行シ、其ノ便利ヲ欣フ、嗚呼、汝百官

此ノ盛業ヲ百事維新ノ初メニ起シ此ノ鴻利ヲ萬民永享ノ後ニ惠マントス、其ノ勵精勉

力、實ニ嘉尙スヘシ 朕、我カ國ノ富盛ヲ期シ百官萬民爲メニ之レヲ祝ス

朕更ニ此ノ業ヲ擴張シ此ノ線ヲシテ全國ニ蔓布モシムコトヲ庶幾ス

と、また庶民に賜はりし勅語に

東京横濱間ノ鐵道朕親シク開行ス、自今此ノ便利ニヨリ貿易愈々繁昌庶民益々富盛ニ

至ランコトヲ望ム

と、この御聖旨はよく貫徹され今日のこの盛況を見るに至つたのである。

新橋驛は十九世紀の英國式停車場であり車寄の石段の高いのが當時の驛の特徴であつた。當時は未だ西洋館といへば東京市中にこの驛と驛前の蓬萊社(書店)の建物ばかりであつた

大正三年東京驛が落成され、この新橋驛が廢せられた時、或新聞が「名残の新橋」と題してその當時を回想して書いておつたが、その中に次の様な事が述べてあるがよく當時を思ひ浮べることが出来る。

新橋驛

「新橋驛は西洋館であつたので丁髷に一本ぶち込んだ連中（佩刀のこと、九年まで許されておつた）が各自辨當持ちて停車場見物に湖の如くに押しかけて来たものだ。當時の政府が鐵道従業員を重視し華士族でなければ採用したとか、驛長（榎大馬高井直三）と副長とは今の海軍將官の禮服の如き金ぴかの洋服を着用し、肩で風を切つて驛内を巡視すると、驛員から乗客に至るまで殆ど上下坐せぬ許りに平身低頭に及んだものだ。賣札員には大切な國の金を取り扱ふといふので三井家の店員を採用し、一般乗客は出札口で頭を二つ三つ下げて切符を頂戴し、又小さくなつて改札口で鉄刀を入れて貰ひ、二三度腰を曲げてやつと汽車に乗り込んだものだ。回顧すれば随分珍妙な事も多かつた。或は又其の當時の當路大官は鐵道に對し、非常な権力を持つてゐた者で、必要な場合には如何なる場合でも構はず列車を呼び止めて、それに乗り込んだ。又驛内には妙な恰好の警官が立つてゐた。即ち、筒袖ダン袋といふ股引を穿ち、編笠を冠り劍の代はりに棒切れを持つてゐた」

と書いてある。當時の機關士、運轉士、火夫、土工等總べて鐵道に重用な使用人は皆外國人であつた。

(一) 郵便

驛遞司

前島藩

明治三年六月、政府は民部官を分ちて民部省大藏省の二省となし。民部省の五司の一に驛遞司を置いた。之が郵便事業の運を開いた發端である。

前島密氏は早くよりこの郵便事業の必要を説き、設立を期してあつたが、後驛遞權正となるに及び益々其の研究に熱注した。西洋文化に接觸し或は洋行歸りの澁澤榮一等からヒントを與へられ、ついに種々考案の結果、信書の送達を郵便と稱し、印紙をば切手と呼び切手を封皮に貼りつけて賃錢拂ひ済みの證としたのである。其の後は取扱ひ方法について専念研究されたが、たま／＼彼が洋行の途上成案を得て日本の郵便界に一大改革を起すに至つた。

明治三年十二月には東京大阪間十二藩六縣に令し、郵便開設につき書狀集め箱及び切手賣捌所を設けしめた。之即ち「郵便」の二字の法令に出でし初めてである。四年正月には東京大阪間七十八時間の飛脚を發すること、賃錢切手を發行すること、及び賃錢表を布告した。そして其の「書狀出し方」には次の様な條々があつた。

書狀を出す人の心得書（明治四年正月驛遞司布告）（抄録）

書狀差出人
心得

一、毎日、兩京は夕七ツ時大阪は晝八ツ時限り何様の天氣にしても往來に差支之れなき上は、必らず飛脚差し立て候間、右期限までに東京は四日市、西京は姉小路車屋町西へ入、大阪は中ノ島湊屋橋角驛通司郵便役所へ書狀差し出すべき事。

一、總て、書狀差し出し候節正貨錢取り引き等の儀は一切致さざる管に付き、三府郵便役所其の外書狀集めの箱場並びに最寄「書狀切手賣捌所」と相認め候掛札之れある場所にて買ひ求め、右切手貨錢表の割合を以て書狀の裏へ欄付致すべき事。但しはなれざる様しかと張り置き申すべき事。

一、總て書狀は二府郵便役所前其の外所々へ差し出し置き候書狀箱へ差し入置き候へば違失なく先方へ相達し候に付き、總て取扱所の場所より請取書は差し出さず候へども念の爲め請取書申し請ひたき節は前書の通り先方名宛自分姓名等相記し候小札二枚張り置くべし。右小札へ請取の證印を押し翌日元の書狀箱の場所へ張り出し置候間請け取るべき事。

一、書狀は總て長さ曲尺九寸幅三寸までに限るべし。目方ば五匁を一通の重さと定む。……………書狀は成る可き丈け薄き紙を用ひ文字は細字に認むべし。

一、兩京並びに大阪其の他の東海道筋驛々最寄在々へ急ぎ書狀差し出し候節は朱書にて兩京並びに大阪か或は何驛より仕立と相認め目方に拘らず一里六百文づゝの割合を以て貨錢切手張り置くべし。一時五里の早さを以て相届く可き事。

一、大切の書狀にて先方の返書或は請取要用の節は朱書にて「先方請取或は返書要用」と相記し、倍増の貨錢切手を張り置く可く屹度先方の返書或は請取相届く可き事。

一、書狀差し出し方並びに貨錢拂ひ方、相分らざる儀これあり候はゞ箱場にて承合す可き事。

右の通り相心得べき事。

これによつて我が國郵便事業の初めに於ける状態がわかるのである。三月より東京大阪京都に郵便を開始し、七月には横濱にも郵便役所を設けた。それ以來樞要の地に設置せらるゝに至り、明治六年以後漸く各地に普及するに至つた。

同六年には郵便規則を定め郵便はがきを發行した。當時はがき一枚半錢であつた。郵便切手には五十文（五厘百文）等があつた。八年には郵便爲替の制を起し、十年には萬國郵便聯合に加はり漸時發達し今日のこの隆昌を來したのである。

(三)電 信

我が國今日の電信事業は明治二年以後のことである。

嘉永五年に米國より歸朝せる漂流者中濱萬次郎の口書の中に電信のことについて左の如く説いてゐる。今考へて見れば實に面白いことであるが當時は大いに世の人々の間に好奇

中濱萬次郎
口書

心を起さしめたものと思ふ。

路頭に高く張金を引き之れ有り。是に書狀を掛け驛より驛へ白づと達し、飛脚を勞し申さず候。申にて行き違はぬ様、往來の差別を仕り御座候。此の機、私は存じ申さず候。鐵にて磁石を吸ひ寄せ候様相考へ申し候。

とある。

明治元年十二月政府に電信線架設の議起り、民部省雇英人ブラントン氏に依頼して技手ジヨージ、マイルス、ギルベルド(英)氏を雇ひ入れ、電信機械を買ひ入れ、二年八月先づ横濱辨天の燈臺官舎より同港本町通にある裁判所に至る七間町に創設したのである。之が我が國電信の初である。然しながら公衆一般の通信を許したのは、東京鐵砲洲運上所右側の傳信局より横濱裁判所東角の傳信局まで八里一町餘の架設線が竣成し、二年十二月二十五日に開通した日からである。當時通信料は假名一字について銀一分づゝの規定であつた次いで通信區域は東京市内に擴張され、更に四年十一月には東京長崎間架設の工事に著手し、五年九月には東西兩京間の通信を許すに至り、爾來大いに發展するに至つたのである。

電話は明治二十三年十二月、東京に於ける電話交換局の開始されしより始まる。

(四)人力車

西洋諸國との交通が開られて以來、西洋諸國の文物は非常な勢ひを以て流入され、そしてそのまゝ本部一流の大都市に現はれて人々の間に大いに歡迎された。輕快な馬車が市中を走り廻るを見て、馬に代るに人を以て挽いたらどんなに便利であらうと考へる者が現はれて研究の結果ついに人力車の發明を見るに至つた。そして現今人力車がただ我が國に廣く行はれるのみならず遠く支那印度等普く世界にゆき渡つて用ひられてゐるのを見る時たとへそのヒントが西洋文物にあるとはいふものゝ、我が國民の手によりて發明されたのであると思ふ時、それが大したものではないにしても一種の喜びを感ずる。

この人力車の發明者については種々の記載あるも筑前の和泉要助といふのが眞實である。

人力車發明
記念碑

府下谷中初音町三丁目長明寺境内に「人力車發明記念碑」がある。左は其の全文である

昔、唐土に十年の洪水ありし時、人民残りなく水底の蘆屑とならんとせしに、禹といへる聖人出て、山を折き堤

を因め、逆巻く水を疏きやりて、錨を救ひ、世を治めたり。其の大功を成し遂げたるは、四種の車の力に依りたりとぞ。今や、萬里の路程も暫しの間に往來せられ、また巧妙なる種々の器を作りて、世界の便利を極むるも、車の働きならざるは無し。茲に、筑前の人和泉要助氏、始めて人力車を發明し、明治三年の春、速かに官の許可を受け心を碎き力を盡きたる甲斐ありて、僅か二年許りに御國の内は更なり、遠き支那歐米の國々までも、此の車の用ひらるゝことゝなれりとぞ、其の績は、禹にも劣らざるべし。御國の人の發明にて斯くも世に廣まりたるは、嬉しき限りならずや、尾花の浪の果てし無かりし、武藏野の原も、開けて帝都となり、海をさへ埋めて陸となし、市街も日に月にいや廣まり、外國人も來り住みて、事業繁き世となりしは、此の事の功、愈々顯はれたり。斯かる便利をうけつゝも、此の起原の年月と、發明者の誰なるやを知らぬ人多く、況して之を後の世に傳へ置かんは、石に彫りて、詳かにするに如くはなし。僕その初め官にありし頃、此の車の事につけては専ら興り知れることありしをもて、此の碑を建つるにつけ、一筆、記してよと、懇ろに請はるゝまゝ、いなみ難くて、斯くなん。

明治二十四年三月長門豊浦の海邊に鈎する研里しるす。郷友鷺軒、筆を採る。

(丙)各種の工業

(一)造船

造船業は既に舊幕府時代に於て、肥前の飽浦及び相摸の横須賀に船渠を設け工場を建て一時、事業に着手せしも王政復古の世となり。天下の騷亂するに至つて中途にして止ん

てしまつた。然るに王政復古の大業が成るに及々て明治政府は之を起して修業を加へ、且つ大いに事業を擴張したから今日のこの壯觀を呈するに至つたのである。

横須賀は三船渠を有し、第一第三の船渠は佛國人コロランの設計せるもので、第一船渠は慶應二年三月、舊幕府の起工せしものを新政府が之を繼續し、明治四年一月起工せしものである。第三船渠は四年六月起工され七年一月竣工、第二船渠も亦佛國人ジョエットの設計で明治十三年七月起工し同じき十七年六月に於て竣工せしものといはれてゐる。海軍省に屬して居る。

その後更に吳港に船渠が設けられた。二船渠を有し共に海軍技師恒川柳作の設計せしものである。後海軍技師石黒五十二、第二船渠を修正せし由である。

飽浦は氏業に屬し、今の長崎造船所である。この造船所は萬延元年十二月幕府が創建せし所であつて、明治元年長崎縣之を管轄し、長崎製鐵所と呼んだが四年四月工部省の所轄となつて長崎造船所と改め、其の後十七年七月三菱會社に貸與せられたが、その後また拂ひ下げとなつて三菱會社の手に歸した。

民間に於て西洋式造船業の起つた始めは東京の石川島造船所である。この造船所は舊幕府の末水戸藩の創建せし所のものである。維新後、之は驛遞局に屬せしも海軍省の手に移り、主船局をこゝに置いて直轄せられてゐたが、九年主船局を廢して築地兵器局に合せられたので平野富二（元長崎製鐵所長）は十年間の借用を海軍省に請願し許可を得て石川島平野造船所と稱して専ら造船業に従事した。その他、川崎造船所或は又大阪川口の大阪鐵工所などが起つた。これ等の工場の中には管船舶の製造のみならず、蒸汽機械、蒸汽々々、鑛山機械、績紡機械、橋梁の類などの製造に従事するものも少くなかつた。

(二)活版術

本木昌造

我が國文化史上に特筆すべき重要な事柄の一として注目すべきは元長崎の通詞であつた本木昌造氏が西洋の活字製造の技を傳習して我が國活版術の基をなしたことである。昌造氏は維新後間もなく長崎にて活字の製造に従事したのであつたが、其の成績は思はずしくなかつた。當時上海で米國の宣教師が經營してゐた印刷所的美華書院に人を派遣して其の術を傳習させようとしたが、秘密にしてゐて教へてはくれなかつた。

活版傳習所

當時、薩摩の儒者重野厚之丞もまた上海から活字を取り寄せて印刷を試みて見たが矢張り不成巧に終つた。昌造はそれを買つてやつて見たが同じく不成巧であつた。所が美華書院活版技師ガンブルが滿期で上海から米國に歸らんとする所を米國宣教師フルベツキの紹介によつて長崎に滞在せしめ、自分が嘗て従事してゐた長崎製鐵所に活版傳習所を設けて、活字鑄造の術を學習することが出来たのである。この知識が明治以降の活版術の淵源となつた。

嘉永四、五年の頃本木昌造は蘭書により或は蘭人に尋ね、洋製に倣つて流し込み鉛活字を造つて自ら和蘭通辯の事を書いた一書を著し印刷し和蘭に送つて稱讚を博したといはれてゐるが、こゝに於いて尙一段の進歩を來したわけである。

(丁)風、俗

(一)太陽曆

改曆詔

明治五年十一月九日太陽曆を廢して歐米諸國に於て用ひられてゐる太陽曆を採用し、改曆の式を行つて、神宮及び歴代の皇靈に告げ給ふた。此の日の改曆の詔に

朕惟フニ、我國通行ノ曆タル、太陰ノ朔望ヲ以テ月ヲ立テ、太陽ノ經度ニ合ス。故ニ二三年間、必ラス閏月ヲ置カサルヲ得ス。置閏ノ前後時ニ季節ノ早晚アリ、終ニ推歩ノ差ヲ生スルニ至ル。殊ニ中下段ニ掲クル所ノ如キハ、率ネ妄誕無稽ニ屬シ、人智ノ開達ニ妨クルモノ、少シトセス。蓋シ、太陽曆ハ太陽ノ經度ニ從ヒテ月ヲ立ツ。日子多少ノ異アリト雖モ、季節早晚ノ變ナク、四歳毎ニ一日ノ閏ヲ置キ、七千年ノ後、僅カニ一日ノ差ヲ生スルニ過キス。之レヲ太陽曆ニ比スレハ、最モ精密ニシテ、其ノ便不便モ固ヨリ論ヲ俟タサルナリ。依リテ、自今舊曆ヲ廢シ太陽曆ヲ用ヒ、天下永世、之ニ遵行セシメン。百官有司ソレ斯ノ旨ヲ體セヨ。

また令して

一、今般太陰曆を廢し太陽曆御頒行相成り候に付き、來る十二月三日を以て明治六年一月一日と定められ候事。但し、新曆鑛板出來次第、頒布候事。

一、一箇年三百六十五日、十二ヶ月に分け、四年日毎に一日の閏を置き候事。

一、時刻の儀是れまで晝夜の長短に隨ひ十二時に相分ち候所今後改めて時辰儀時刻晝夜不分二十四時に定め、子の刻までを十二時に分け午前幾時と稱し午の刻より子の刻までを十二時に分け午後幾時と稱し候事。

一、時鐘の儀、來る一月一日より右時刻に改むべき事。

但し、是れまで、時辰儀時刻を何字と唱へ來り候所、以後何時と稱すべき事。

一、諸祭典等舊曆月日を新曆月日に相當して施行致すべき事。

かくて明治五年十二月三日は新曆の六年一月一日となつた。又改曆の詔の下れし月、神武天皇御即位の年を以て紀元元年と定め即位の日（一月二十九日、改めて二月十一日）を祝日とし、ついで十月には五節句を廢し、神武天皇即位の日及び天長節を以て祝日と定め二月神武天皇御即位の日を以て紀元節と稱することを令し給ふた。

(二) 洋服

我が國の、洋服の採用は陸海軍の洋式訓練法を採用する様になつてからである。慶應二年十一月陸海軍の平服となり、又一般人民にても火事具に使用するをば許したのである。即兵士と防火夫とのみ許されておつたのである。

これより先、はやくも文久の前に私に使用してゐた者もあつたらしい。元治元年の春佐久間象山は洋服を用ひて京都市中をあるいて攘夷論者に暗殺されたといふから象山はその

紀元元年

長天節

紀元節

洋服

時はや着ておつたわけである。

慶應二年澁澤榮一氏が木戸民部大輔の従者として洋行する時、洋服を着て行かんとしたが、持ち合せはなく、又洋服屋もなかつたので、横濱まで行つて漸く一領を得、意氣揚々として洋行の途につき己にして香港に到着し一同ホテルに入つたが、ボーイ等は他の人々を優遇して澁澤氏を冷遇した。之は澁澤氏の用ひし服はコックの使用する洋服であつたのでコックと見なされた爲だ、といふ笑話がある。當時の世態の一斑を知ることが出来る。

が明治の維新と共に洋服の禁制は自然と消滅し、上下の間は自由に用ひらるに至り（明治二年）四年八月には官廳に椅子を用ひ、十二月には靴の使用を許され、五年十一月には朝廷の禮服に採用し大禮服、通常服を制定した。

一般の人々が西洋模倣に強く動いてゐる歐化萬能の時代であつたので一度洋服が入つて來るや忽ちに流行してしまつた。

己の洋服姿に吠へつかれて日本は犬まで未開だと怒鳴る者もあつた。

(三) 斬 髮

本邦男子の斬髮の始めは、維新前西洋人について兵式訓練を受けた者から始つた様であるが、國內一般に行はれる様になつたのは明治四、五年頃からである。

明治元、二年の頃小倉虎吉といふ人初めて横濱に（支那屋敷）斬髮店を開き、神奈川縣廳に出願し理髮營業鑑札四十八枚を受けて専ら西洋風の斬髮を始め、相當に繁昌したらしい。

これ日本人散髮營業者の元祖である。勿論來客としては多く西洋人だつたが、後になつて段々邦人も通ふ様になつた。

罪人に於ては己に散髮が行はれておつた。即五分刈の散髮してゐた。これ所謂「願人（坊）あたま」として呼ばれ、五分刈は都人の嫌ふ所であつた。が洋學者の中には散髮を好む者も出て、或は外人とよく接する商人などの間にも洋風を便とする風生じ「願人あたま」を厭ひし都人も斬髮する様になつた。

明治六年三月二十日 天皇陛下斬髮を命じ給ふによつて、庶民の斬髮する者が急激に増加した。

(戊)教育

開國進取の國是と歐化の時代相とによつて西洋文物の採用は實にめざましいものであつた。それは教育界に於ても亦然りである。

從來四書五經は兒童の讀本として是非とも學ばねばならなかつたが、之等は何等躊躇する所なく捨てられて、西洋諸國で用ひられてゐる書物がそのまゝに採用されるといふ有様である。

明治維新の大改革の原動力となつた儒教は厄介者となり、儒書或は純粹の國語でかいた日本古文學は古新聞同様の價で、當世の人々の手から遠ざけられ、洋書の翻譯物は殆んど讀むに足らざるものでも大いに入々に歓迎せられる世であり、陛下の新獎勵の御方針によつて歐米先進國の制度に倣ひ我が國の文運は革新發展し、教育の方法も亦備つて來た。

道德教育に總べてを中心位置いた從來の教育は變じて、自然科學、實利的教育に、そして動もすれば知的教育のみに偏して來たのである。

明治維新の初め四方騷擾にして未だ力を教育に伸すといふことの出來なかつた時は、幕

府の學校を再興し、或は、舊昌平校、醫學所、開成所を復し、内外の學者を徵し、専ら洋學を研究せしめたのであつた。既にして朝廷の基礎成つてからは力を大いに教育に傾け、二年七月には昌平校を改稱して大學となし、開成學校、醫學校及び軍務官に屬せし病院等を監せしめ、又府藩縣の學政を總判した。即ち今の文部省に相當するものである。ついで大學校を改稱して大學といひ、開成學校を大學南校、醫學校を大學東校と改稱し、三年には諸藩に命じ十六年以上二十年以下の人材を選んで之を大學の東西兩校に入學せしめて洋學を研究せしめた。所謂貢進の制がこれである。四年七月には大學を廢して文部省を建て教育行政を總管せしめ、五年八月には學制を頒布し八大學區に分ち、每區に大學校一つを設け、大區を分ちて中小區とし、中小學區には、中小學區には中小學校を置くことを定め又、學區取締、督學官地方學務專任吏員、大中小學科教員、及び師範學校生徒試業、海外留學生、學費授業料等に關する條目を定めた。是に於て教育の制度漸く其の緒について女六才になれば皆學に就かしむることになり、師範學校を設けて盛んに小學校教員を養成したから、學問は益々全國に普及するの運に向つたのである。

明治五年學制を頒布するに方りて特に聖諭を下して以て其の旨を示された。その要點を
擧ぐれば

凡て、日用常行の言語書算より士、官、農、商、百工、技藝、法律、政治、天文、醫藥に至るまで、人の營む所の
事、皆其の學あらざるはなし。人、能く其の才の能くする所に應じ、勉勵して倦まず、然して後に、始めて生を治
め、産を興し、業を昌んにするを得べし。されば學問は身を立つるの財本とも云ふ可きものにして、人たる者、誰
か學ばずして可ならんや。而るに、從來學問を以て士人以上の事とし、農工商及び婦女子を擧げて、之を度外に置
けり。また士人以下の、稀に學ぶ者あるも、或は詞章記誦の末に趨り、或は空理虛文の途に陥りて、身に行ひ事に
施すこと能はざる者少なからず。是れ文明の遅ねからずして、破産喪家の徒の恒に多き所なり、自今以後一般の人
民をして均しく學に就かしめ、邑に不學の徒なく、家に不學の人なからしめんことを期す。且つ、學費を以て官に
依頼するは從因襲の弊にして、惑へるの甚だしきものなれば、自今、自ら奮ひて學問に従事すべし」

學制は佛蘭西の制度を範とし英米の教育を幾分が加味したもので隨分極端な西洋主義であ
つた。他蘭西は共和國の第一に擧げられるものであり、日本は君主國の代表國である。國
體にかけ離れた制度が出来たのは當然のことである。從來は寺小屋とかと言ふものによつ
て教へてゐた爲に貧弱な基礎ではあつたけれども、國民教育としては適當なものであり、

國體に即した教授を進めて居たのであつたが、學制頒布後の學校教育は日本の國體に沿は
ないものがあつたのである。

小學校教科
書

小學校に用ひた教科書は

勸善訓蒙

三 册

明治四年十月

(佛蘭西のボンヌの譯書II其作麟詳譯)

勸懲雜話

一 册

明治八年一月

(佛國のドラバルム著)

童蒙教草

明治五年

(英國のチャンプブルの「モラルクツスブック」を福澤諭吉が譯せるもの)

勸善訓蒙キリスト教國の教にして人の務を教へるを主眼とし、人の務めを分けて (一)天に對する務 (二)自己に對す

る務 (三)人に對する務の三つに分けて各々を教へて居る。こゝで言ふ天とはゴッドでキリスト教の神である。

又童蒙教草は西洋諸國の日用道徳を説いてあり實例は西洋の出來事を取つて居る。それでも小學校初年級には國體
學教授があつたけれども二年生以上は全くなかつたのである。

小學校教師

然し乍らこの様な一方に偏した教育を小學校で行つてゐると言つても、當時の小學校教
師は多く士族であつて、維新前の教育を受けたものであり、又家庭も幾分か日本武士氣風

をとめて居つたが爲に弊害は緩和された様であつた。

中等學校に於ては純西洋智識の注入場であり、教科書としては勸善訓蒙後編續編を用ひた。(米國で出來た宗教の教義を説いたもの)第二學年にては性法略と言ふ法律論を教へたがこの代りに箕作麟祥の譯したフランス民法を教へた縣が十縣以上もあつたと言ふ。もとより兒童にフランス民法のわからぬ筈がないので下級生には違警罰則とて、道路で小便をしては悪いとか、戸外で裸になつてゐてはならぬ。又之を犯すと罰金を科するとかいふ様なことが書いてあるので、生徒には割合にわかつた様であつたけれども、まるで法律と道德とを區別しないで餘り感心できるものではなかつた。

一方英語數學科學は全力を入れたものであつて、圖書の如きは日本書は洋書に代り國史は教科となつて居たけれども全く名のみ漢文で書いた書籍を讀み下すに過ぎなかつた。

高等學校は單に歐米の文物移植場であつたり、經濟學の移植場であつたりした。之等の學校は物質的氣分が濃厚であつて、明治十年頃の之等の學校は法學を授けるをもつて本質とし少しも外國の宗教思想を移植することをもつて萬事終れりとしたのは悲まざるを得

ない。

この様なわけて地方一般の風潮も言を改めるまでもなく極端な西洋心酔となつて居たのである。

斯くして學問は急速度に普及し、普通教育の基礎が成立した。教育關係の世相の一端を知り得ると思はれる「東京新繁昌記初篇」の一部を次ぎに採録する。

本府(東京)は學區の輻輳にして而して大小の學校林叢の如く、……四方より笈を負ふ者日に輻輳し月に蓄萃す。百科の技術百般の學藝研究せざる者無し。

故に五才の童も紙鳶・蛇蟻に耽りて而して通學の期刻を誤る者無く、七才の女も羽子・手毬に流れて而して習字の催促を受くる者無し。裏店の小厮と雖も「世界國畫」(福澤諭吉氏の著書)を誦んじて而して老父の文盲を歎き、酒肆の丁稚と雖も「商賈往來」を閱して而して地頭の放蕩を笑ふ。噫、盛んなるかな、文や。噫、大

文や。苟くも今の生徒たる者は亂暴の舊習を惡みて、而して端正の美風を慕ひ、互に學業を競ひ、知識を磨す。嘗て芳原の花に酔うて門限を誤るの遊生無く、室内に在りて酒瓶を倒す者無し。内には則ち、英書佛籍の聆略を斷たず。外には則ち月落ち烏啼いての放歌を聞かず。

六筋の小室約ね三四名を容る。机一脚書百卷、篋子に凭る者あり、毛氈に坐する者有り。壁上必らず地球の全圖を掲げ、床頭多くは六角時計を置す。

各室琅々諸師する者あり、音讀する者あり、或は音訓を正し、或は字義を鑿り、文を構するあり、語を習ふあり、唐人の談言變じて、洋人の擬聲と爲り、紙の筆の法化して蟹行の文字となる。……
 一生意氣揚々として曰く、「僕、熟々方今の形勢を視るに、洋學に非ざれば、寧ろ學無からん。其の廣大なるや五大洲を併呑し、全世界を一目す。天下の經濟全國の富強、政治と無く、軍事と無く、皆洋學に關せざるもの無し。軌近、建築の方法、衣服の制度、漸く洋風に遷り、茶店の小婦と雖も、洋語を用ひ、妓妓の歌も亦洋語を挾む。亦愉快ならずや。凡そ宇宙の間、何物か洋に歸せざる。家を齊ふるも洋に歸し、身を修むるも洋に歸す。又其の力の大なるや。積年の封建を廢し、萬世の都縣に歸す。洋學、恰なく民間に浸潤せば則ち惰夫も厚うする所あり。且つ人の生あるも同等にして、而して貴賤無し。才あれば則ち國民に代りて國政を治め、才無ければ則ち租税を輸して、勞役に代ふ。是れ、至當の通義にして、而して千古の確論なり。僕一書を讀へず毎に益々洋書の尊大なるを知る。……孔子の遺は、士族の權とともに、已に地に墮つ。廉賈極まりて骨董底の長物に屬す。此の長物に頼りて官途に在るは、豆腐に坐するが如し。日ならずして墮落せん。或は豆腐とともに腐敗して、眞の腐儒と爲る者か是れ亦人車先生の門に入るべき者なり。」

民間にありても又教育のこと大いに起り、私學私塾を設けて西洋の學を講ずる者が多かつた。中にも福澤諭吉の創立せる慶應義塾最も世に名高い。福澤諭吉は豊前の中津藩士で初め蘭學を學び、後英語を研究し、慶應年間私塾を江戸に營み専ら英語の教授に従事した

慶應義塾

入塾して英語を學ぶ者極めて多く數多の人材を出し、我が國文化の發達を資け、今尙三田臺上に巍然として高く私學の權威を誇つてゐるのである。慶應義塾に於ける當時の日課を見ると如何に西洋書物が採用されて居たかがわかる。

慶應義塾日課

- 一、エランド氏經濟書講義 (火木土朝十時より) 福澤諭吉
- 一、クエツケンボス氏合衆國歴史講義 (月水金十時より) 小橋萬次郎
- 一、クエツケンボス氏窮理書講義 (月木午後一時より) 村上辰次郎
- 一、バルレイ氏萬國歴史會讀 (水金午後一時より四時まで) 小橋甚三郎
- 一、クエツケンボス氏窮理書會讀 (水土午後一時より四時まで) 永島貞次郎
- 一、コタミング氏人身窮理書會讀 (月木全上) 松山棟庵
- 一、コルネル氏地理書會讀 (日曜の外 毎日朝九時より十時まで) 小橋萬次郎
- 一、バルレイ氏萬國歴史素讀 (全 上) 永島貞次郎
- 一、スミス氏窮理初歩 (全 上) 村上辰次郎
- 一、文典素讀 (全 上) 小橋甚三郎
- 松山棟庵
- 小泉信吉

(己)法律

刑法は維新の初めに於ては假に幕府の舊法を改めやゝ寛にし、四刑即ち死流徒笞を定め
たが未だ刑律を制立するまでにはゆかなかつた。刑部大輔參議江藤新平は早くより之が制
定を論じたので刑部省にては勅を受けて大寶の古律と明清の刑律とを參酌して所謂「新律
綱領」を制定（明治三年十二月）して之を發布した。六卷、百九十二條、律名十四（名例律
上下・職制律・戸婚律・賊盜律・人命律上下・關殿律・罵詈律・訴訟律・受贓律・誣偽律・犯姦律・捕亡律・斷獄律）
より成り、純然たる東洋流の刑法であつた。江藤新平は其の後尙力を刑法の改善に盡し、
五年四月司法卿となるに及んで、西洋諸國の法律を參酌し「改定律令」を制定し從來の酷
刑を廢し、磔刑梟首を改めて斬罪とし、笞杖徒流の三罪は懲役に改め、また斷罪無正條例
を定めて一等より五等までの情狀酌量をなさしめ總べて緩和されたのであつた。

「改定律令」は相當に西洋の法理を參酌したものであつて、西洋味を帯びてあつたが、政
府は更に佛蘭西人ボアソナーナドをして「刑法」を起草せしめたのである。

之はかの「ナポレオン法」を基として作り上げたものであつて、四編四百三十條より成
り明治十三年七月之を發布した。尙之と同時に治罪法今の刑事訴訟法に當るをも發布した

之は六編四百三十條より成つてゐる。

かくて刑法は改定せられ、續いて憲法を初め民法商法等の諸法典も制定されるに至つた
が、中には我が國狀を顧みることなく西洋のものをそのままつて來て、すぐ我が國に活
用せしめたものもあつた。翻譯して我が國のものであるとしたのである。それらは逐次に
我が國情に合する日本の法典に改正されてきて居る。

三、國粹論の勃興と思想混沌

（甲）國粹論への導因

（一）歐化主義の弊

萬事につけて外國を標準とするのは國民思想の上に重大なる影響を及ぼすのである。一
國にはその國としての國體あり、特殊な道德體系あり、各國共通なるものではない。然る
に歐化主義の殆んど大部分は、此の事を更に眼中に置かないのであつた。

甚だしく國體の異つてゐる米佛等の修身の書物を直譯して、それをそのまま國民の教育
に用ひやうとしたり、或は基督教の神に對する宗教道德を含めてあつたり、外國の道德書

に臣道の目を立てないから我が國の教育にも忠孝の徳目は必要がないと論じたり、君臣の大義などは野蠻蒙昧の風俗であるとか、米佛の憲法の燒直し、英國の立憲政治そのまゝを我國に施さうとしたり、甚だしい者になると、民主共和を理想としたり、又は天祖の神勅などに權威を認めず、我が特殊の國體を考へず、偏へに外國の國家組織を理想としたり大義名分などは陳腐なことで、皇室と臣民との關係をも利害から打算しようとするのであつた。茲に於て、かゝる時代思潮から醒めて我に還つた國民が、長い間に訓練された國民性の頭を以て反省した時は、悚然として直ちに此の恐るべき風潮を葬つてしまはねばならぬと叶ふに至るは當然の從路である。

税權及び法權の恢復と、對等の國交とを目的とする條約改正は、政府を初め誰しもの長い間の念願であつた。それを達成する爲に、政府は西洋流に日本の法律を制定し、外國語の教育を獎勵し、内外人の交際を盛んにし、我國の文化の程度が西洋諸國と同等になつたといふことを、彼等に一日も早く承認させたかつたのである。また、一方には政府以外の人士にも西洋流の教育を喜ぶ者も多かつた。政治家、學者、軍人、有志家の洋行する者が

對等交際の
要求と歐化
政策

増加し、ローマ字會、演劇會が起り、書方放良、言文一致、小説改良、美術改良、衣服改良といふ様に、西洋模倣を意味する改良論が唱へられ、人種改良の爲め西洋人と結婚することを主張する者まで出た。こうした歐化の風潮は明治十九年二十年頃、一部の社會に於て其の極に達したのである。政治の要路に立つ人々も婦人も束髮洋裝を獎勵し男女の交際女尊的の西洋風を模倣し、夜會・舞踏會・假裝舞踏會は頻々と催された。大學生と女學生とが混じて英語で忠臣藏を演ずるといふ様なわけて、上流社會の風紀は甚だ紊亂し、輕兆浮薄な世態となつた。併しながら此の様に條約改正のために故らに現出せしめようとした歐化政策も條約改正の失敗と共に冷笑の裡に葬られてしまつた。

新文明の先覺を以て任じてゐるものは、初め在來の道德によつて思想を陶冶してゐるから、その上に新思想を加へても甚だしく極端に走る様なことはないが、かゝる基礎教養のない青年は専ら物質的文明を學んだから、たゞ功利に熱中して道德など少しも眼中に置かなかつた。自由自由といつても其の實は放縱無頼であり、自由民權といつても私慾私利を貪らうとするに過ぎなかつた。因つて其の當時「文明開化の放蕩の異名」といふ評もあつ

基礎教養な
き新思想の
弊

た。権利思想から父子兄弟の法廷にて相争ふ様な者もあつた。自由結婚の名に於て淫奔の行を爲すなどその爲に從來の道德や風俗を破壊することが多かつたのである。

(二) 歐化主義根柢の淺薄

新文明の輸入、歐風の模倣といふことか國民に何か確かな新道德を與へたかといふと、從來の道德風俗を批評し破壊することの多い割合に、新しいものを建設することは困難であつた。國民全體から見ると、それは時代思潮の趨向する一時的部面に過ぎないのである。新しい思想によつて、舊風俗の禁止せられたものもあり、新制度の施行せられたものもあり、一世の耳目を驚かしたことは甚だ大であるが、多年の間に養成された國民の思想風俗が容易に新思潮に掃蕩し去られるものではない。その中には國性に根ざして、牢として抜くことの出来ないものがある。

其の時代思潮の全盛の間は靜かに形をかくしてひそんでゐるのであるが、一旦それが破綻を示してくれば自然と潜んで居たものが現はれて來るのである。國民の大多數は從來の思想風俗を持続したのである。

歐化主義の全盛はたしかに一世を風靡した。しかしかうした極端な思潮は決して長く其の位置を占めてゆくものでない。必ず反動を伴ふものである。

斯ういふ情勢の下に當然現出すべきものは國粹主義國粹論であつた。

(乙) 國粹論

(一) 國粹主義の聲

歐化主義が全盛を極めた世にあつて、尙一方には絶へずそれらに潜勢的に對抗してよく我が國古來の思想風俗を維持するに努めて來た者がある。それには種々あつて國學派のものあり、水戸學派のものあり、武士道的のものあり、農商社會的のものもあつた、歐化主義に極端なるものがある如く、これにも亦極端に保守しようとする者があつた。

例へば、男子の結髪を變風であるからとて散髪して開化の頭になつたことを誇つてゐる様な極端な歐化主義者があると思へば、それは亦秋の風を學ぶものであると憤慨するもの、我が子の散髪を見て、髪の伸びない片輪に生んだのであるのに、親の許しもなく生れつかない片輪になるとは何事ぞと悲嘆する様な極端な國粹主義者保守主義者もあつた。牛肉を食つて滋養になるといつてゐるものもあれば、それは穢しい深い罪であるといつて忌み嫌ふものもあつた。盤の上に座つたり、寝たりするのは變風であると嘲けるものもあれば、靴のまゝで室内に入るのは禽獸同様であると反駁する

者もあつた。洋服は自由で便利だといふものがあればそれは下賤な労働者の服装であるといつて斥けた者もあつた。正月早々洋服姿で入り來つたのを見て、縁義が悪いと怒るやうな者もあつた。電信と鐵道とは新文明を代表する利器だと吹聴して居るものもあれば、「鐵道を作るには人を生理にしなければ出來ぬ。電信機は女の生血を鋼線へ檢る故遠方へ電信が通じる。是れ皆切支丹の仕法であつて、西洋人が此等の事を日本に見せて膽を潰させ、其の慮に乗じて日本を奪ふといふ不埒至極なる計略だ。」と云ふ者もあつた。我が子が基督教信者となつて傳道に従事しようとするので、我が家からかゝる者を出しては先祖へ對して相濟まぬから自害するといつて騒いだ母もあつた。かゝる邪教を信する者は手打にするといつて憤慨した父もあれば、信仰の爲には是非もないから手打にして下さいといつて首を差し出す子もあつた。又政府の外國模倣の新政を謳歌する者があれば、一方には、「近頃の政治は毛唐人の入れ魂であるから、朝令暮改である。」と評する者もあつた。洋學萬能を唱へる者もあれば、洋書の餘唾を拾つて時好に投じ、一身の名利を競ふ者は甚だ賤しいといつて之を斥けて、聖賢の道を以て自ら任ずる者もあつた。輕佻浮薄な洋學者何するものぞ廉恥節儀は我にあり、國を亡すものは彼の開化者流なりと、古武士の意氣を重んずるものもあつた。

元田永孚の
浩嘆

侍講元田永孚は、物質的功利的の新文明を學ぶ者が、道德を輕んづる弊があることを指摘し、天皇の御前で論語を講じ、「學盛んなりしより、世舉つて知識才藝に馳せ、法律・經濟・器械等百科の學術に於いては日新の効少からずと雖も、顧みて道德仁義の説講せず學庸論孟の書棄て、讀まざるに至つては、先王の至徳大道亦將に蒙昧に歸せんとす」と慨

嘆し、又、「現今西洋諸國の自ら文明國と誇るも、其の實は心術正しからず、風俗善良ならず、利を貪り力を争ひ、其の害一にして足らず、學藝は益々開明して人心は益々狡猾なるもの、皆學路中正ならざるの致す所、其の大病を見るべきなり」といつて西洋の科學が隆興して皇道或は孔學の今將に廢れんとする時、斯の道を大いに講明しなくてはならぬといつた。

(二) 國粹主義の現れ

西洋文明の新しい風潮が滔々として急進した間は、舊來の風俗や思想などは前述の如く潛勢的に之に對抗しただけでめつて、社會の活動する方面からは隠れてゐたのである。然るに年經るに隨つて前述の如き新文明の弊害が續出する様になり、又各人が自覺する様になると共に、保守的方面からも新しい活動が現はれて來た。

明治十二三年頃から亞米利加合衆國のフロノッサ氏・ビゲロオ氏・或は獨逸人ワグネルキヨソネ氏等が日本の美術を賞揚したのであるが、之は日本國民の自覺を促すに十分であつた。殊に國粹主義の人々の間には大なる力が加つたわけである。十五年及び十七年には

日本畫の展覽會が上野に於て開かれ、一旦衰へた我が國固有の美術が漸時復興するの機運に向つたのである。二十年には日本美術協會が創立され、連年展覽競技の會を開いた。又文部省に設けられた圖書取調掛が二十一年からは官立の美術學校に變り、専ら固有の美術を教授する所となつた。明治十三年以來京都にも府立書學校が設けられ、二十三年には宮内省に帝室技藝員が置かれることになつた。

音樂の方面に於いても、キリスト教の傳播や、女子教育の勃興や、陸海軍樂の發展に伴つて西洋音樂が盛んに行はれ、小學校にも適用されるに至つたが其れに伴つて雅樂洋樂の研究も起り、十五六年頃から歐化主義旺盛の機に乗じ洋樂の普及すると共に、一方雅樂保存洋曲改良の熱が高まつて來た。明治二十年頃から盛んに開かれた音樂會・演奏會にも長唄や常盤津の如きものも曲目の中に上るやうになつた。又維新後中絶した能樂も十四年頃から興つて來た。之等と共に茶の湯や、生花・柔道・擊劍なども復活する様になつたのである。

明治二十一年に政治論・宗教論・社會論に於て常に歐化主義を鼓吹した雜誌「國民の友」

に對立すべき雜誌「日本人」(政教社、井上四了、三宅雄次郎、志賀重昂、杉浦重剛、棚橋一郎の諸氏)が起つて國粹主義を主張し西明文明の缺點を指摘した。日本の文化に無知なりし歐米人が、之により日本を研究し認識したことが我が國民に大なる反省と暗示とを與へた。フェノロサの如きは之によりて我美術の尊重すべきを見出したといはれる。この「國民の友」と「日本人」とは當時の國民思想の二潮流を代表するものであつた。

(丙) 國家主義

歐化政策は條約改正事業と伴つて盛んになつた。然し、また一面に於ては、條約改正に伴ふ法典編纂の必要上、我が國古代の法律習慣風俗歴史などの研究が行はれる様になり、維新以後捨て、顧みられなかつた國學も、必要であることがわかつたのである。又條約改正の困難と共に國民の自重心は増し、憲法制定事業の進捗に伴つて國家的の思想、國粹論が益々切實なものとなつた。随つて古文學・古史の研究も起り古史の洋行も相踵いて起つたのである。而して外化と守舊との二つの極端な國民思想も追々と調和せしめられ、國性を本として外國文明の長所を之に併すといつた様な機運に向はしめることとなつた。

我が國の憲法は西洋各國の制度が折衷され各國大家の意見も參酌されたのであるが、オースタリーのスタイン博士から最も多く感化を受けたのである。十七年頃から大學及び官吏の間に獨逸風が大いに歓迎された。規律統一を重んじ、國家的精神を尊ぶの風である。明治十八年に成立した伊藤内閣の文部大臣森有禮は、熱心に國民的教育を唱導したのである。彼は學生は國家の爲めに學問を爲すもの、學校は國家の爲めに人民を作るものと信じたのであつた。又彼は外國語を大いに奨勵し、小學校の教科書中にも英語を加へしめた程の人であつたに抱らず、國家の爲に忠良なる臣民を造るを以て教育の主眼となし、忠良なる臣民を作る道は武事教育に在りとしたのであつたが、森の主張だけで滔々たる歐化主義の大潮流をばまだどうすることも出来なかつた。然るに井上外務大臣の條約改正の失敗に終るや天下始めて歐化主義を嫌ふ者が現はれ、それに代つて國家主義は非常なる勢を以て國民思想の上に勃興したのである。其の國家主義とは國家の統一及び鞏固を以て本義となし其の民衆をして從位たらしむるものであり、個人主義とは互に反對の立場にあるものである。

國家主義の勢を得るに伴つて、保守の風潮も益々活氣を加へ、其の機運の勃興すると共に時世に適しない頑迂迷妄な思想の復活するものもあつたが、とにかく維新以潮の新風潮に對して舊風潮も活動する様になつたのであつた。

(四) 思想混沌

歐化主義の結果として、各種の新思想が西洋から陸續として輸入され、利弊の識別もなく崇拜される有様であると同時に、其の反動として國家主義を高調する運動が起り、國粹保存を唱導し、ひたすら國民の自覺を促して歐化思想と争つたが、宗教上に於いても、亦キリスト教佛敎儒敎神道などが互に論難を事として居つた。これが明治二十三年頃までの有様であつた。その爲我が思想界は懷疑的の傾向を生じ實に混沌たる狀況を呈して、人々は果して如何なる方面に進むべきかに就て全く困惑してしまつたのである。加ふるにこの間我が國民教育の狀況を顧みるに、之亦思想界の動搖に伴つて、動搖するの傾向を免れなかつたのみならず實利實益にのみ馳せた結果は從つて知育を偏重し、道德心の涵養を怠るの弊に陥つたのであつた。後章 明治天皇の御軫念に就て是等の點を次に説くのである。

四、立憲政治の確立
(一) 明治新政の方針

五箇條ノ御誓文

明治新政の方針が五ヶ條の御誓文によつて明示せられて居ることは屢説の通りである。其の立憲制度の採用に關する希望もまた「廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ」の聖諭に明であるが、新政府が、太政官布告を以て公表した所の政體書には、三權分立の思想を採用して居る。

政體書

明治元年四月二十七日

- 一、大ニ斯國是ヲ定メ制度規律ヲ建ツルハ御誓文ヲ以テ目的トス
 - 一、天下ノ權力總テ之ヲ太政官ニ歸ス則政令ニ途ニ出ヅルノ患ナカラシム太政官ノ權力ヲ分ツテ立法行政司法ノ三權トス則テ偏重ノ患ナカラシムルナリ
 - 一、立法官ハ行政官ヲ兼ヌルヲ得ズ行政官ハ立法官ヲ兼ヌルヲ得ズ
 - 一、各府藩縣皆貢士ヲ出シ議員トス議事ノ制ヲ立ツルハ輿論公議ヲ執ル所以ナリ
- (二) 憲法取調

國憲取調ノ勅語

(甲) 國憲取調の勅語

自由民權論の旺盛、國會開設運動の熾烈なるにつれて、帝國憲法制定の必要は逐次に痛切に感ぜられて來た。明治九年九月六日 陛下には太政官に臨御、有栖川議長宮を召されて、國憲取調を命ぜられた。

朕茲ニ我建國ノ體ニ基キ廣ク海外各國ノ成法ヲ斟酌シ以テ國憲ヲ定メントス汝等其レ之カ草案ヲ起創シ以テ聞セヨ朕將ニ之ヲ擇ハントス

有栖川宮は勅命を畏み、元老院に國憲取調局を設け、中島信行・柳原前光・細川潤次郎・福羽美靜・神田孝平の五議員が委員に選任された。洩れ承る所によれば 陛下には取調の勅語下賜の後更めて 有栖川宮を御召になつて、アルフユース・トッドの英國國會史を參考にせよとて御下賜遊ばされた由である。

(乙) グランド將軍の進言

明治十二年七月、米國の前大統領グランド將軍が來朝し、其の七日、後の芝離宮（當時延邊館）に於て 天皇陛下より賜餐があつた。將軍は賜餐拜受の後 天皇陛下に對し奉つ

格蘭ド將
軍の進言

て、憲法制定に關する重大な進言を申上げて居る。其の進言は

「陛下には憲法を欽定せらるゝ御方針の由慶祝に堪へない。然し國家には各々其の國家の歴史がある。國家の制度は其の國家の歴史に適應する様に制定すべきものであるから、徒に外國の憲法を模倣して、之を貴國に採用せんとなさつても眞の發達は望まれない。特に御留意を希望する」

といふ要旨であつたといふ。これ實に重大なる進言であつた。明治天皇の御英明を以てして、この進言を無効に終らしめ給ふことあるまじきを考へる時、帝國憲法の特色と彼此相應するところあるを思はしめられる。

(丙)國會開設の大詔 明治十四年十月十二日

勅諭

朕祖宗二千五百餘年ノ鴻緒ヲ嗣ギ中古紐ヲ解クノ乾綱ヲ振張シ大政ノ統一ヲ總攬シ又夙ニ立憲ノ政體ヲ建テ後世子孫繼クヘキノ業ヲ爲サンコトヲ期ス
嚮ニ明治八年ニ元老院ヲ設ケ十一年ニ府縣會ヲ開カシム此レ皆漸次基ヲ創メ序ニ循テ

國會開設の
大詔

歩ヲ進ムルノ道ニ由ルニ非サルハ莫シ、爾有衆亦 朕カ心ヲ諒トセン

願ルニ立國ノ國體各宜キヲ異ニス、非常ノ事業實ニ輕舉ニ便ナラス我祖我宗照臨シテ上ニ在リ遺烈ヲ揭ゲ洪謨ヲ弘メ古今ヲ變通シ斷シテ之ヲ行フ責 朕ガ躬ニ在リ將ニ明治二十三年ヲ期シ議員ヲ召シ國會ヲ開キ以テ 朕カ初志ヲ成サントス今在廷臣僚ニ命シ假スニ時日ヲ以テシ經畫ノ責ニ當ラシム其組織權限ニ至テハ親ラ衷ヲ裁シ時ニ及ンテ公布スル所アラントス

朕惟フニ人心進ムニ偏シテ時會速ナルヲ競フ浮言相動カシ竟ニ大計ヲ遺ル是レ宜シク今ニ及ンテ謨訓ヲ明徴シ以テ朝野臣民ニ公示スヘシ、若シ仍ホ故ラニ躁急ヲ爭ヒ事變ヲ煽シ國安ヲ害スル者アラハ處スルニ國典ヲ以テスヘシ特ニ茲ニ言明シ爾有衆ニ諭ス

奉 勅

太政大臣 三 條 實 美

明治二十三年を以て國會を開設すべしとの大詔は、當時國內の矯激なる輿論に對する鎮靜劑として誠に有り難いものであつた。囂々たる紛糾も之によつて全く定まり、確定したる目標に向つて政治的努力を拂ふの方向に歩調をとるに至つた。然も此の大詔には、懇ろ

なる御諭示の終りに「躁急ヲ争ヒ事變ヲ煽シ國安ヲ害スル者アラハ處スルニ國典ヲ以テスヘシ」と仰せられて居る。實に秋霜烈日の感ある斷乎たる御諭してあつて、國民は恐懼措き難い思を以て御軫念を恐懼し奉つた。

(丁) 伊藤參議に賜へる勅語 明治十五年三月三日

參議 伊藤博文

朕明治十四年十月十二日ノ詔旨ヲ履ミ立憲ノ政體ヲ大成スルノ規模固ヨリ一定スル所アリト雖モ其經營措畫ニ至テハ各國ノ政治ヲ斟酌シテ以テ採擇ニ備ルノ要用ナル爲メ今爾ヲシテ歐洲立憲ノ各國ニ到リ其政府又ハ碩學ノ士ト相接シ其組織及實際ノ情形ニ至ルマテ觀察シテ餘蘊無カラシメントス茲ニ爾ヲ以テ特派理事ノ任ニ當ラシメ爾カ萬里ノ行ヲ勞トセスシテ此重任ヲ負擔シ歸朝スルヲ期ス

伊藤參議は明治十五年三月十四日、此の貴重なる使命を受けて出發、翌年八月四日歸朝し、次いで十七年三月十七日、宮中に憲法取調局が設置されて、憲法制定は愈實際的の問題となつて來た。其の二十一日、伊藤參議は宮内卿兼任を命ぜられ、茲に憲法制定は全く

の欽定的性質を明確にした上に運ばるゝ事となつた。

(三) 内閣制度成立

明治十八年十二月二十二日、内閣官制が發布されて、日本歴史の上に永く形態を存して來た大寶令官制が改められる事となつた。内閣制度の採用も時運の然らしむる所であるが之が實現については、勅裁を仰ぐ爲の切實なる奏議がある。

臣躬臺鼎の重きを荷ひ日々憂懼以て報効を圖る。嚮きに親しく陛下内閣を改制するの旨を承はり幸に微衷を披き以て聖徳を仰ぐの機を得たり。竊かに思ふ今日の事前途尙遠し。立憲の基を建て以て中興の事業を終へんとせば區々前轍に因習するの能く成すべき所に非ざるなり。維新の初め陛下幼冲臣寵選を叨りにし大政を董督す實に己むことを得ざるに出づ、蓋し大寶の令唐の尙書省に倣ひ太政官を以て八省を統べ八省は左右辨に分屬し官符を得て施行す、明治二年職員令を定め六省を置くに當つて即ち大寶の制に依り太政官を以て諸省の冠首とし諸省を以て隸屬の分官とす。此れよりして後諸省は専ら指令を太政官に仰ぎ太政官は批を下して施行せしめ、凡そ文書の上奏する

者は皆太政官を經由し往復の間、省の察に於けるに均し、これ蓋し一時の權宜にして獨り親政統一の體を得ざるのみならず、亦各省長官の責任を軽くし徒らに曠滯の弊を爲すのみなり。方に今陛下の聖德日に躋り大政を總攬し事を内閣に視、諸宰臣を引見し文武の務親しく奏議を聞き給ふ。而して中外の事務多端官制宜しく、更張すべく財政宜しく制に就かしむべく、要務の經畫施措すべきもの、一にして足らず、此れ宜しく時宜を斟酌して古今を變通し、太放官諸省に冠首たるの制を改め、併せて太政官諸職を廢し、内閣を以て宰臣入ては大政に參じ、出ては各部の職に就き、均しく陛下の手足耳目たり。而して其中一人を選び専ら中外の職務に當り、旨を受けて宣奉し、以て全局の平衡を保持して、各部宰臣均しく其責に任じ、用を節し、實を務め、以て立國の目的を達することを得ば天下に之を公にすべく、宇内各邦と之を競ふべく、陛下中興の大業始めて成緒を終へ、微臣犬馬の勞、亦興りて餘榮あらん。若し其の人に至つては、必ず陛下の明鑑により、大局に明達し、時務に精練なる者を得て、以て之に任ずべし。而して中外多端の機務に當るが如きは實に臣が堪ふる所に非ざるなり。伏

て願くは陛下臣が誠を察し今の時に及んで内閣の組織を改め、併せて臣が職を解き、臣をして獎勵養襄の微衷に負かざらしめば、獨り臣が幸のみに非ざるなり。言非常なるが如くにして實に時宜の已むことを得ざるに出づ、惟陛下之を斷じ玉へ。謹奏。

(太政大臣 三條 實美)

内閣改制の詔 明治十八年十二月二十三日

朕惟フニ、經國ノ要ハ官其制ヲ定メテ、機關各其所ヲ得ルニ在リ。内閣ハ萬機親裁專ラ統一簡捷ヲ要スヘシ。今其組織ヲ改メ、諸大臣ヲシテ各其重責ニ當ラシメ、統フルニ内閣總理大臣ヲ以テシ、以テ従前各省太政官ニ屬隸シ、上申下行經由繁複ナルノ弊ヲ免レシム。乃チ各部ニ至テハ官守ヲ明ニシテ、以テ濫弊ヲ除キ、選叙ヲ精クシ、以テ才能ヲ待チ、繁文ヲ省キ、以テ淹滯ヲ通シ、冗費ヲ節シ、以テ急要ヲ舉ケ、規律ヲ嚴ニシ、以テ官紀ヲ肅ニシ、徐々ニ以テ施政ノ整理ヲ圖ラムトス。是 朕カ諸大臣ニ望ム所ナリ。中興ノ政一タヒハ進ミ、一タヒハ退クヘカラス。華ヲ去リ實ヲ務メ、綱舉リ目張り、永遠繼クヘカラシム。諸臣其レ各 朕カ意ヲ體シテ奉行スル所アレ。

(四) 樞密院の設置

憲法の草案が出来て愈發布する準備を進める様になると其の審議が非常に重要な事となつた。國民統治の根本法典であるから、慎重なる審議、綿密なる調査の必要がある、之を機縁として設置されたのが樞密院で、國家の元老、學識名望ある人を網羅し、天皇の最高顧問府とした。議長伊藤博文・副議長寺島宗則の外、大木喬任、東久世通禧・川村純義・品川彌二郎・勝安芳・河野敏謙・副島種臣・福岡孝悌・吉井友實・佐々木高行・佐野常民・元田永孚・吉田清成・鳥尾小彌太・野村靖等何れも錚々たる名士が選任された。

樞密院設置の詔 明治二十一年四月二十八日

朕、元勳及練達ノ人ヲ選ミ、國務ヲ諮詢シ、其啓沃ノ力ニ倚ルノ必要ヲ察シ樞密院ヲ設ケ、朕カ至高顧問ノ府ト爲サントス。茲ニ其官制及事務規程ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

皇室典範及憲法諮詢の詔 明治二十一年五月四日

朕前ニ閣臣ニ命シテ、起草セシムル所ノ 皇室典範及憲法ノ案ヲ以テ、樞密院ニ下シ諮詢議ニ付ス。惟フニ立憲ノ大事ハ、朕カ祖宗ニ對スルノ重責ニシテ、經營創始 朕自ラ之ヲ斷スルノ任ヲ取ラントス。而シテ帷幄ノ中勳精研思卿等ト之ヲ俱ニシ、獻替啓

沃一ニ卿等ノ忠愨密ニ倚藉セスンハアラス。其他重要ノ法律勅令ニシテ、憲法ト關係ヲ有スル者、更ニ相續キテ院議ニ下サントス。朕卿等ノ勞劬ヲ勉メ、機務ヲ慎ミ日ヲ期シテ功ヲ終ヘ、以テ夙夜ノ憂ヲ分タンコトヲ望ム。

(五) 憲法發布

(甲) 憲法發布の告文

皇朕レ謹ミ畏ミ

皇祖

皇宗ノ神靈ニ誥ケ白サク皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ寶祚ヲ承繼シ舊圖ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ願ミルニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨ヒ宜ク

皇祖

皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼贊ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益々國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス惟フニ此レ皆

皇祖

皇宗ノ後裔ニ貼シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス而シテ朕カ躬ニ逮テ時ト
俱ニ舉行スルコトヲ得ルハ洵ニ

皇祖

皇宗及我カ

皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラサルハ無シ皇朕レ仰テ

皇祖

皇宗及

皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕カ現在及將來ニ臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ履行シテ愆ラサラ

ムコトヲ誓フ庶幾クハ

神靈此レヲ鑒ミタマヘ

(乙) 憲法發布の勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現

憲法發布の
勅語

在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス

惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂
レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以
テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子
孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎勵シ相與ニ和衷協同シ益々我カ帝國ノ
光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分
ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

(丙) 憲法發布の上諭

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠
撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿徳良能ヲ發達セシメム
コトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四
年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民
及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム

憲法發布の
上諭

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ

朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有效ナラシムルノ期トスヘシ

將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼續ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ

朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

(丁)帝國憲法ノ特色 (林田龜太郎氏)

我帝國憲法は我國體と共に萬國に冠絶する大典であつて外國の學者政治家が俾しく驚異し、且美望する所であることは茲に申すまでもない。之が起草——取調べ——に就ては數次に亘りて話したが今日は其根本精神——骨子——に就て一言を費したいと思ふ。

歐洲の歴史に就て之を案ずるも其憲法なるものは一として國王と人民との爭議に胚胎し主權者の讓歩、民權の保障是れが條文となつたものにあらざるはない。第十三世紀の首め英國内の大地主と大資本家たる大小名が國主デジョージ王の誅求に耐えず、國王をレンニミードに招き、自由大憲章に署名せしめたことは苟くも萬國史を繙くものの悉知する所である。佛國然り、最近の獨逸の如きも亦主權者と國民との約束たるに於ては英佛と異なる所がない。

我帝國に於ては建國以來二千五百年の久しき、内亂あつて稀には皇室を煩はしたることなきにしてもあらざるも、是は執權者同志の争から起つたので人民が皇室に向つて鋒を執つたと云ふ例は一度もあつたことがない。要するに外國では君主と人民とは征服者と被征服

者との關係であるが我邦では君民一家である。外國では革命があつて主權者が幾度も替はつたが我國では萬世一系の天皇を奉戴して革命と云ふが如きものは一たびも此豊葦原を見舞つたことがない。斯かる目出度き國柄は外國には決してない。

斯くの如き状態であるから外國では憲法は人民が血を以て購ひ得たものであるが、我國では天皇から欽定して賜はつたものである。

此國體、此歴史、是れが我帝國憲法の精神でなければならぬ。是れ即ち立案に當りて伊藤公の常に心せられた所である。是れが即ち我帝國憲法の骨子である。實に憲法の形式は歐米の夫れに則つたと云へ、其實體は純日本の精華であつて、國體と歴史とを經とし、開國以來の經驗を緯とし、内外學者の理想を斟酌して編成せられたものであるから、完璧と云ふ言葉が若し憲法に適用すべきものがあつたら、我帝國憲法こそ最もそれに適當すると思ふ。

是れから憲法の骨子二三に就て説明を試みよう。第一は皇室に關する件である。歐洲の君主國に於ては王位繼承問題の如きは憲法中最も重要な部分を占めて居る。と云ふは外

國では王室の婚嫁から王位の繼承問題を惹起し、延いて戰爭の原因となつたことすら往々之れある。て此種の問題は嚴乎たる條文を掲げて事前に豫防線を張つて置かなくてはならぬから憲法に嚴重なる規定を設くるの要あるが我帝國では此種の虞れが毛頭ない。故に之を憲法から切離して皇室典範に掲ぐることとせられたのである。

伊藤參議が明治十七年に宮内卿を兼ね、翌年内閣制の發布となつた後に於ても總理大臣として宮内大臣を兼ねてゐたことは宮中府中を紊るものとして非難する者もあつたが、事實は反對で宮中府中の別を匡さんが爲め、此兼任を餘儀なくせられた譯である。だから憲法及皇室典範の草案成るに及びて公は其の兼任を辭し土方子爵を宮内大臣に推薦したのである。此事は伊藤公反對者の能く口にする所だから大方の牢記を乞ふ。

第二に外國の憲法は玉石混淆の觀がある。一方に於ては、國政を處理する大原則があるかと思へば一方には議事規則の如き、細微なものまである。一方に大臣彈劾の章もあれば他方には議院の選舉法もある。斯く多數の條項を羅列するに至つた理由は少しも人民の權利を伸張し、若くは主權者の權利を制限するものは事の大小輕重を問はず、一として洩

らさない方針に出たからである。

斯くの如き不體裁な憲法の出現するに至つたのは君民相争の結果に外ならない。我國では斯かる必要は少しもない。帝國憲法は國家の根本法であると云ふ觀念の下に立案したのであるから既に其精神に於て各國と趣を異にし、随つて其條文の選擇配列に於ても世界に冠絶する所以である。

第三に、外國の憲法には其國を組織する所の封土を數ふるを例とす。故に若し其例に倣はらんか、我日本帝國は五畿内七道及琉球、小笠原を以て組織すると云ふが如き條文を掲げなければならぬ。若し此の如き條文あらんか、我邦が他日臺灣及澎湖島を併せた時には憲法を改正せねばならない。又朝鮮及樺太の南半を併合したる場合も同様である。故に伊藤公は是れ等のことを慮かり、故らに之を除き此場合に處する方法として憲法發布の勅語中に「將來の臣民」の語を挿入せられたのである。

記者曰く、藤公が帝國憲法をして不磨の大典たらしめんとする爲めに此深甚なる注意を

拂はれたのは至極結構である。記者は全國民と共に厚く之を謝せねばならぬ。然れ共憲法と云ふもの、性質上此觀念は藤公をして非常な誤謬に陥らしめた。即ち臺灣併合の際、高田博士が議會に於て臺灣も憲法の範圍内に在るかとの質問に對し、藤公をして「然り」と答辯せざるを得ざらしめたのである。憲法は帝國臣民に降下し賜つた恩典である。新附の國民は伴しく天皇の臣民たるに相違はないが天皇と一家の關係はない。天皇と親子の間柄ではない。故に此恩典が直に新附の民に及ぶと云ふは我邦の歴史の上に立てる憲法より觀察して如何にも矛盾がありはせぬか。是記者が抱壞したる疑懼であつた。果せる哉法律顧問ロエスレルの如きも記者と同一の意見を上書した。勿論天皇は統治權を總攬し玉ふ。故に帝國憲法を新附の地に施行せんと欲し玉はゞ、何時にても之を宣し玉ふの大權を有せらる。又新附の地には特別の憲法を必要と認め玉はゞ他に適當なる憲法を欽定して之を授け玉ふも又可なり。只帝國の領土となつた故に帝國憲法が直に施行さるべしと云ふは藤公が後日記者に自白せられたるが如く藤公の政治上の三大失策の一つであつて「此事がなかつたら臺灣の關稅問題に關する外國の紛擾の如きも避け得べきであつた」藤公の屢々口にせ

られた所であつた。記者は決して帝國を組織すべき封土の名を羅列せざりしに不満を懐くものではない。只羅列せざりしが爲に新に帝國の版圖に入つた邦土にも此大典が適用せらるるとの解釋を非難するのである。帝國は依然たる帝國である。新に帝國の版圖に入つたものは帝國の領地である。此區別は明白にしなければならぬと思ふ。

× × ×
 第四に憲法の解釋は時勢の進運に随つて伸縮自在ならざる可からず。随つて條文は成るべく頑硬なる文字を避けねばならぬ。是れ藤公の深く注意せられた一事である。

× × ×
 記者曰く、英國の碩學ダイシー氏が其著書英國憲法論に於て憲法は彈力性を有せざる可からずと述べたのは是である。世の頑迷者連が我憲法を狹義に解釋し、是れも憲法違反なり、彼れも憲法に抵觸すと論斷するは非である。彼等は須らく、藤公の意の存する所を汲み顧みる所なければならぬ。

第五貴族院及衆議院は憲法の基礎を爲すものだから其組織は特に之を重んじ、列國は殆

ど皆之を憲法に掲ぐ。故に時勢が進展し改造を要する毎に憲法改正の必要を生ず。藤公此に見る所あり帝國憲法には其大綱だけを掲げ、其細目は之を貴族院令及選舉法に譲られた第六は議事規則である。此點に就ても帝國憲法は幹根となるべきもの丈けを掲げ枝葉の條項は之を議院法に譲り又別に第五十一條に於て「兩議院は此憲法及議院法に掲ぐるもの、外内部の整理に必要な諸規則を定むることを得」とし之を衆議院規則に委せられたのである。

第七内閣大臣は何人に對して責任を負ふべきか。天皇か國民か、將た兩者か。是れは憲法學上から種々の議論がある。我が憲法には此點に就て只第五十五條に國務各大臣は天皇を輔弼し其責に任ず、だけで外に何等の條文もない。是れ亦藤公の苦心の存する所である。苟くも御裁可を経て提出したる重要な法律案が帝國議會に於て否決せられたる場合、國務大臣たるものは天皇に對して責任を負ふべきは勿論であるが議會に對しては如何、國務大臣は憲法第十條に依り天皇之を任免するの大權を有せらるが故に議會の信任を有せざるも天皇信任を失はざる限り、其席に晏如たるを得るが如きも實は然らず。萬機公論に決す」

と明治大帝の宣し玉へる御誓文に照らし眞に民意に背きたる國務大臣は天皇に於て信任あるべき筈無く、随つて議會の決心が民意に背きたると認むべき場合の外は議會の否決に遭遇すると同時に其印綬を返上すべきである。是れ法文の上に於て斯く云ふにあらず。輔弼の責を負ふより来る自然の歸納である。徳義上の義務である。實に憲法政治は徳義を離れて一日も行はるべきものではない。

第八は彈劾である。黨派制の發達に伴つて徳義を重ずるの風漸次に盛んに赴き之が爲めに彈劾の如きは全然無用となり、英國の如き其權利は法律上庶民院に存するも之が實行は近年其跡を絶つたが、我在野政治家が熱心に之を主張するからメイの「國會慣例」に依り參考の爲めに英國の彈劾のことを記述しよう。

法律を超越し若しくは國の檢察官が檢舉し能はざる重大犯は庶民院之を彈劾す。實に彈劾は國民自由の安全辯である。メイは之を活用するの必要なる場合を數へて、

(一) 國民が政府の權力を嫉視する場合

(二) 國會が大權を箝制するの力に乏しき場合

(三) 司法官が不純なる場合

(四) 國王及其有司が政治犯を隱蔽する場合

と云つた。

彈劾に於ては庶民院は國民の代表的大審院として第一に犯罪を告發し、然る後檢察官として貴族院に於て其告訴を維持す。貴族院は高等法院とし又陪審官として審判を行ふ。

彈劾の歴史上に現れたるは千三百七十六年エドワード三世の時代を始めとし爾後四代の間には往々之れがあつたが、エドワード四世、ヘンリー七世、エドワード六世、メリー及エリザベスの時代には一人もなかつた。降つてチエームス一世に至りて復活し一千六百二十年から千六百八十八年の革命までの間には約四十件、キルリヤム三世及女王アーン、デョルヂ一世の間に十五件あつた。蓋し英國に於て一千七百八十三年に責任内閣制の確立して以來は頓に其數を減じ一千七百八十八年ラルレン、ヘースチング、一千八百五年メルキル卿の彈劾を最後とし爾來今日に至るまで百九十年の久しき絶えて之を耳にしたることはない。

藩閥の勢力旺盛の時代であるから在野の政治家が彈劾權を主張したるも強ち無理とは思はれないが貴族院に國務上の裁判權を委すると云ふことは英國の如く議會を以て國會の高等法院と稱する國柄に於てすら既に之を實行しない。我邦に於て之を模倣せんとするは國情に適せざるのみならず時代錯誤の説たるを免れない。

然らば國務大臣が德義上の責任を感知せず、天皇の聰明を壅蔽して暴政を敢てするが如き場合は如何にすべきか。憲法は其第四十九條に依りて上奏の權を兩院に賦與した。上奏は明らかに閣臣の失政を糾明するものであつて前世紀の彈劾に代るべきものである。

第九は豫算に關する二大案件である。英國では陸軍の兵員を決し其經費を定むる法律を一揆條令と稱し、年々議會の協贊を要することゝなつて居る。處が或年その手續きが出来なかつたので、兵士に供すべき糧食もなく、給料もないので大弱りに弱つたことがある。是等の例を案じて作成したのが第六十七條である。曰く「憲法上の大權に基ける既定の歳出及び法律の結果により又は法律上政府の義務に關する歳出は政府の同意なくして帝國議會は之を廢除し、又は削減することを得ず」と。

此條文の適用に關して第一議會に非常の議論が持上つたが、此條文あつて初めて大權は擁護せられ政府の財政上の威信が保維せらるゝのである。記者曰く、此事は至つて重大であるから第一議會を叙するに當りて之を詳述するであらう。

・又獨逸では豫算が否決せられたのでビスマルクは三年間責任支出を敢行したと云ふことである。豫算が否決せられ、若くは不成立に了つた場合の如きは政府は責を引いて辭職すべきは當然であるが若し之が政府不信任の爲てなかつた場合、例へば我豫算案は不可分割主義であるから兩院の協議纏まらざりし爲めに、不成立に了つた場合の如きは必ずしも内閣の總辭職を要しない。斯の如き場合に之を責任支出に任ずるが如きは實に由々敷大事と云はねばならぬ。左りとて國務は一日も曠廢すべきでないから一度議會の協贊を経たる前年度の豫算を執行することにしたのである。是れ第七十一條を設けた所以である。曰く「帝國議會に於て豫算を議定せず又は豫算案成立に至らざるときは政府は前年度の豫算を施行すべし」と。

右二條は實に列國に類例なきものであつて之に對する學者の批判は藤公の雜常に懸念せ

られた所であつた。

我輩が二十二年に洋行した際、英譯憲法を携へて歐米各國の憲法學者及政治家を訪問して親しく其の意見を叩いた折の如き、何れも口を極めて其の完璧を稱讚し、中には「新進の日本國に斯くの如き大憲法學者あらんとは」と歎聲を洩らし、日本帝國の幸福を羨望する者すらあつた。就中伊藤公の懸念せられた第六十七條及第七十一條の如き世界に類例なき條項に就いては日本派政治の卓見に推服するのみて何等の非難がなかつた（後述參照）ので我輩も聊か鼻を高くして歸朝し、之を伊藤公に報告したる處、公は初めて重荷を卸した様感ぜられか模様であつた。

以上は唯帝國憲法の骨子である。特色である。

帝國議會の
成立

六帝國議會の成立

(甲)議會の成立

帝國憲法の發布と共に、議院法、選舉法、貴族院令等が公布せられ、廿三年七月一日に衆議院議員、七月十日に有爵議員（多額納稅議員は六月十日）の選舉が行はれ、九月三十

日五十八名の勅選議員の任命があつた。

かくして十一月廿五日愈東京に召集せられて、廿九日 天皇陛下親臨開院式を行はせられ、優渥なる勅語を賜はつた。此の第一議會は 貴族院議長に伊藤博文、副議長に東久世通禧、衆議院議長に中島信行、副議長津田真道が任命（又は當選の上任命）され、山縣内閣の下に、自由黨改進黨の對立、大成會、保守中正派等の介在の間に開會され、第一議會の事として初經驗であつたに關せず、眞實熱烈なる審議の態度を示し、廿四年度豫算案に對しては結局八千四百餘萬圓中六百五十萬圓の大削減をした。

五、日本精神歸趨の確立

II 教育勅語の精神 II

(一)明治大帝の御軫念

(甲)明治大帝の宏謨と世相

明治維新の歴史的意義は既に説いた。國史上空前にして然も絶後であるべきかの大事業が、電光石火に成就して、帝國永遠の國是を確定し、後來駿々たる國運の隆盛を見得たこ

明治大帝ノ
宏謨

とに就ては、一に 明治天皇の御英明に仰ぐのであるが、當時 青年 聖天子として維新の事業萬端に 活氣横溢の御態度を以て、指導親裁を與へ給へし御事歴は畏けれども誠に 史上の偉觀であつた。名臣賢將あり、而して之をして各其才を竭さしめられし御神徳は萬國の史家の渴仰措く能はざる所である。

「維新の大號令」に於て「神武創業ノ精神ヲ以テ」と仰せられ、「五ヶ條の御誓文」に於て「我國未曾有ノ變革ヲ爲サントシ 朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ 天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立テントス 衆亦此旨趣ニ基キ協力努力セヨ。」と仰せられて居るのは何れも 天皇が革新の實際的總指揮の御態度に在らせらるゝを示すものである。而して革新の眼目は屢説の如く、一には開國進取にあり、一には皇基恢宏にあつた事は 聖諭の明示し給ふ所である。三百年に亘る徳川氏の政治が一朝にして斃れたとはいひ、其の盤根は尙深く地に踏つて居る時代に於て、朝權を確立する事が困難であつた事は、明治十年の亂迄に各所に發生した騷亂によつても分明であるが、其の間にあつて、新日本の根柢を樹立し給へし御偉業は政治に軍事に、教育に、有ゆる方面に顯著である。

政治

政治に於ては、五ヶ條の御誓文の御精神が最も明瞭であるが、其他にも政府の定めた政體書（明治元年四月）に於ける三權分立思想による政治方針、和親通商の開國方針、廢藩置縣、人材登用の叡慮等、爾後の日本の政治的發達は、維新當時の 明治天皇御意中に其のまゝ包容されて居ると觀する外ないのである。

兵制

兵制に於ては、明治三年十一月の徵兵規則を以て、全國募兵の基本方針の下に各道府藩縣から身體強壯の兵士を選び、明治五年十一月には山縣有朋・大村益次郎等の意見を嘉納せられて徵兵令を發布し、本邦古昔の制に基き海外各國の式に斟酌して國民皆兵の根本樹立した。確然たるこの方針決定は後進日本が早く先進國に追隨する爲には無上の效果を生じた事人の知る所である。

教育

教育は國家百年の長計である。 明治天皇の教育に對する御態度は、明治元年九月京都に設けられんとした皇學所・漢學所の規則にも拜することが出来る。即「國體ヲ辨シ名分ヲ正スベキコト」「漢土西洋ノ學共ニ皇道ノ羽翼タルコト」等の規則があり、また布告の一節に「學問ハ身ヲ立ツルノ財本……」とある如き、御方針の明瞭なるを知り得る。

才器ニ隨ツテ長進シ道徳才藝ヲ全備セシムベシ

と言ふのであつて現行の教育法に缺陷あるを指摘し、かゝる要旨を記されたのであらう。明治十二年九月に參議兼内務卿伊藤博文を召してこの教學大旨を示して教育の弊習今日ある原因を尋ねられ、これを矯正刷新するためには如何するか、との御下問を下されたが開化日新の主義に好意を持つて居る伊藤卿の答は元田侍講と少しく方向を異にして居つたのである。

伊藤博文
教育

教育議と題して御下問に對する意見を上つた中に、弊習が一に教育の爲に生じたとは思はれない。主として之は時勢の變化から來つたものでこれを矯正するには教育は大切であるけれども急激にその方向を轉ずることは出來ぬ。むやみにその効果を治めんとすれば舊時の陋習を再び持ち來すやうなことになるであらう。只それには國史教育を重んずるとか學生は多く科學教育に導き政談に誘ふてはならぬといふ意味を述べ、更に「若シ夫レ古今ヲ折衷シ經典ヲ斟酌シ一ノ國教ヲ建立シテ以テ世ニ行フカ如キハ必ず賢哲其人アルヲ待ツ而シテ政府ノ宜シク管制スベキ所ニアラザルナリ」と言つて居るのは、元田侍講の考へと

教育議附義

大いに異なつて居る所あるを示すもので、元田侍講は之に對して教育議附義と言ふものを上り、伊藤卿の説を批評した。それには伊藤卿がまだ充分に聖旨を了得してゐないことを難じ、國教云々の議に關しても、賢哲その人をまつとは何を意味してゐるのか。今日聖上君となり内閣にもその人あり、この時を措て何れのときを待たんとするのか。又國教といふも新に建てるものではない。祖宗の訓典を敬承してこれを闡明するにあるものであると言つてゐる。元田侍講の言はんとするのは、國教とは祖宗の訓典を指すものでこれを教育の目標とし國民をひきひて行かなければならぬと言ふ意であつたのである。

(三)幼學綱要の編纂と頒布

明治天皇は伊藤卿の教育意見をも御聞きになつたが、元田侍講の考の如く祖訓を明にして教育の目標を確立する爲には、幼少より専ら忠孝の大義を説けば立派な人格を作ることが容易であり確實である。と思召され小學校で幼學生入學の當時から忠臣義士節婦の事蹟を繪畫寫眞について説明し、仁義忠孝の心をもつ人を造りたいと言ふ尊き教旨からこの幼學要綱を作らしたためであつた。

由來

明治十二年の夏侍講元田永孚が編纂を拜命し、和漢の歴史や經書に材料を集めて孝行・忠節・和順・友愛・信義・貞操と言ふ様に二十の徳目を立て、その義を經書によつて説き和漢の歴史を實例としてこれを説明し、文章は西尾爲忠に修正させ、後には西村茂樹や文部省の人々にも見せて漸く明治十四年夏出来上つたのである。大帝には終始この編纂の議を思召され一々檢閲遊された。この幼學綱要は一方には西洋心酔的傾向に對する國粹的方面を示され、他方には西洋に對する日本の價值を示されたものであるとも言ひ得る。

明治十五年十二月二日始めて頒布に着手され、地方長官を宮中に御召しになり、親王・大臣・參議等に御陪食仰せつけられ、その席上でこの書を頒布せられ、頒布の勅諭をも下されたのである。

頒布の勅諭

幼學綱要頒布の勅諭

賢倫道徳ハ教育ノ主本我朝支那ノ専ラ崇高スル所歐米外國モ亦修身ノ學アリト雖モ之ヲ本朝ニ採用スル末ダ其要ヲ得ズ方今學課多端本末ヲ誤ル者鮮カラズ年少就學最モ當ニ忠孝ヲ本トシ仁義ヲ先ニスベシ因テ儒臣ニ命ジテ此書ヲ

編纂シ得下ニ頒布シ明倫修徳ノ要法ニ在ルコトヲ知ラシム

明治十五年二月

宮内卿徳大寺實則

先に文部省が多くの外國修身書を翻譯出版して外國のものをそのまま受入れ植えつけようとしたると比較すれば顯著な對照と言はなければならぬ。

當時上下を風靡してゐた實利主義的教育即ち徒らに生活のための教育と見る傾向を排して、道のための教育となすのが小學校の教育であるとしたのは誠に重要なことで後年の教育勅語煥發の素地が已にこの時に十分あつたのだとも言ひ得る。又地方長官に下賜されたことは特に深い思召のあつたことで、大帝が殊に重んじ給ふた縣官によつて全國に普及しやうと爲されたのである。これから各地の官公立學校や教員生徒に一千二千とまとめて下賜し各省の奏任官には一部宛、判任官以下一般臣民には製本費を徴して下された。學習院などには皇后宮行啓の折に生徒に一部宛下賜されたのであつて全國到るところに行きわたつたのである。

(四)明治孝節錄、婦女鑑

明治孝節錄は全部で四冊、明治十六年六月宮内省より出版されたものである。この序を讀めばその出版の御趣旨並にその書の成れる次第をよく伺ふことが出来る。

明治孝節錄の序

人の感ずる所のものは忠孝節義なり其忠孝節義おほくは其艱難なる際においてあらはる人其艱難なる際にあたりなほ天賦の良心をうしなはずして人道の自分をつくす誰かこれを感賞せざらんや。
こゝに於て明治十年にあたり明治孝節錄の書成れり。この書はこれ我が明治聖主の親愛したまふところの皇后の宮の内旨によりて成れるものなり。皇后宮かしこくも至極につかへたまふのいとまこのみて書をよみたまひまた侍する所の女官をしてなにくれの書をつくらしめ筆記せしめ給へり。この孝節錄ももとは新聞紙等よりぬき出たるがつもれるなり。しかるに編いまだならざりしとき明治六年皇城の炎上にあたり其稿もまた灰燼となれり。美辭侍講の任たるによりかねて其事にあつかれるをもつてふたゞ其舉におよび官府賞與の簿冊等より其の傳のいちぢるしきをとりあつめてこれを 皇后宮に奉る。こゝに於て近藤芳樹をして其作文をなさしめ給へり。名づけて明治孝節錄と言へり。方今聖上、皇后一雙の明德をそなへて日本帝國の治をしきたまひ、ことに教育の道にこゝろをそまぎたまへり。今よりして乃ち大いに才能の士を生しかの小学小節をおきてまことの徳義にかなへるところの人物つぎつぎでいてこんこと必せり。しかれども此書にあぐるごときの民其孝義節操に於ては後世をしてなほ感賞せしむることあるべし。謹て此の書のなれる次第を記してもつて序文となす。

明治十年七月

議官二等侍講 福 利 美 辭

序 (原漢文)

「婦女鑑」は明治二十年七月の出版で六卷、西村茂樹の編纂する所である。

人の妻となりては則ち其夫を扶くるに才徳を以てし、人の母となりては則ち其子を教ふるに義方をもつてす。是故に婦女賢にして家道興り人才育す。嘗て之を古今に徴し之を内外に考ふるに各國傳記の載する所耳目の觸るところ帝王の善政を爲し英雄の偉勳を樹て學士の業を務め官吏の公に奉じ農工商賈の生産を殖するは往々慈訓と内助とに資するあり。

然れば則ち節婦の賢否は家道興衰の關する所一家の興衰は即ち天下の治化隆替の基くところ、婦女の任亦重からずや。近ごろ 皇后陛下旨ありて華族女校を四谷尾張町街に建て士庶の女子も亦入學を許し給ふ。本校は

皇居と相距る咫尺時に臨んで其の肄業を視給ひ、又宮内の文學に命じて國史及び漢洋の諸書に就き婦徳婦言婦容婦工の法るべき者を採り婦女鑑六卷を著はし校生の讀本にあてしむ。治化を助くる所以なり。

顧ふに世の女子を誨ふる者大半曰く、婉婉聽從箕箒を奉じ鍼線を執り酒食を調じ、此の如くにして足ると。

夫を扶け兒を教ふる専ら學に由るを知らず、即ち聽訓講せざるべからず、德行修めざるべからず、物理經濟學ばざるべからず、書數習はざるべからず、古今の興廢存亡變みざるべからず、外國の言語、文學解せざるべからざる也。嗚呼 白駒隙を過ぎ陰尺璧、今日の垂簾は即ち異日の妻母。

教育の忽せにすべからざるは職として此に之れ由み。この書を読むもの以て懿旨の在る所を知るべし。

明治二十年六月

皇太后宮太夫兼内藏頭從三位勳二等子爵 杉孫七郎撰

(五) 小學校教則綱領と御勅旨

明治十三年十二月、時の福岡文部卿は教育令を改正して小學校教則綱領を定め。又翌十四年六月には小學校教員心得を制定布達して聖慮に報ひ奉らんとした。

小學校教則綱領は諸學科教授についての綱領を立て教師の據るべきところを示したものであつたが中でも歴史科は最も 天皇の叡慮が深かつたのである。從來は上等小學校に於ては萬國史略、五洲記事等を教授して居たが、今度は日本歴史の教授のみとなし、前年伊藤博文の教育議にもあつた通り國史に重點を置き歴史の教科書を新製した。これ等の歴史の教授書の製作には 天皇に於かせられても深く御注意遊ばされ、一々御覽遊ばされつゝ御不滿の點に内意を下され訂正されたのである。

例へば歴史の教授書の 神武の東征、南北朝の亂、保元平治の役、前九年後三年の役、源平の亂、維新の役等を掲げ之によつて歴史を説明せよと書かれて居るのに對し、かくの

小學校教員
綱領

歴史教授書

如く戰爭の話に次ぐに戰爭の話をしては後世の子孫をして亂を思はしむる恐れがありはせぬか、最少し穩かな書き現し方はないものか、昔の王政時代には隨分治績のみるべきものがあると思はれるから、これ等のことも考へ合せては如何かとの仰せがあつたので、この内意を承つた江木書記官（小學校教則綱領の主任）は早速文部卿や次官に聖旨を御傳へし、彼等は聖旨に恐入り御用掛の那珂道高小中村清矩等と相談し修正して神武天皇の東征を神武天皇の即位とし、更に建國の事情を細述し南北朝の亂を南北朝の兩立とし仁徳天皇の勤儉、延喜天曆の政績、王政復古等と改正し、之を天皇の御手許に差出すと非常な満足を蒙りこのまゝ發表する様にとの御達しがあつたのでこのまゝ發表したのであつた。小學校教員心得は小學校教員の訓育をなし尊王愛國の主義を鼓舞することを目的としたもので、この趣旨は 天皇の深く思召されたことと幼學綱要編纂の趣旨と全く同一であつたのである。

その第一條に

一、人ヲ導キテ善良ナラシムルハ名譽ナラシムルニ比スレバ更ニ緊要ナリトス故ニ教員タル者ハ殊ニ道德ノ教育ニ

小學校教員
心得

カヲ用ヒ生徒ヲシテ皇室ニ忠ニシテ國家ヲ愛シ父母ニ孝ニシテ長上ヲ敬シ朋友ニ信ニシテ卑幼ヲ慈ミ及自己ヲ
重ンズル等凡テ人論ノ大道ニ通曉セシメ且常ニ己ガ身ヲ以テ之ガ模範トナリ生徒ヲシテ徳性ニ薰染シ善行ニ感
化セシメンコトヲ務ムベシ

と示されて居るのを見てもよくこの趣旨を窺ふことが出来る。

翌年（明治十五年）二月廿一日 天皇は元田永孚に命じて御沙汰を福岡文部卿につたへし
めたのである。その要旨は

「小學校教則其の他の規則を熟覽したが朕の趣意がよく實現されたので異存はない。この上はこの教則を實行し律法
に歸せしめない様注意する様、凡そ教育の目的は一時に達するべきものでないから今後文部卿が變るもこの趣意を
もつて一貫することが必要である。」

小學校歴史科の改正は最^も時機に適したことで、今後また世の風潮に追はれて種々外國のものを取入れんとする議
があつてもこの趣意を貫き十年の後の成功こそ肝^要なことである。若し外國に習はねばならぬことが起つたならば
よく文部省は意見をつくし精選の後採拾し一方に偏してはならぬ。

と言ふことであつた。

(二) 教育勅語換發

明治天皇の
御沙汰

(甲) 教育勅語制定の聖旨

(一) 發 端

明治天皇には國民上下の歐化萬能、風教施廢を深くも憂へ給ひ、常に之が匡正を御軫念
遊ばされたが、偶々明治十九年十月二十九日に東京帝國大學に行幸遊ばされ、理化學科・
動植物學科・醫學科・法學科等の設備の完全にして進歩して居るのにいと御満足であらせ
られたが、修身學科及其の根本たるべき和漢の學がどうなつて居るかに就ては非常に御驚
きになつたと傳へられる。

大學は將來國家の政治を掌り、治安の任にあたる國家有爲の人材を養成する所であるに
もかゝはず、修身の學を輕視し自然科学にのみ研究の對象を置くといふのは餘りに輕卒
である。和漢の學者には固陋の者が多いが、その固陋と言ふのはその人の罪で學問の罪で
はない。和漢學はむしろ本體とすべきものであると御考へになり、元田永孚にこのことを
語つて徳大寺侍從長を大學に御遣しになり、大學總長にそのこについて意見を尋
ねなつた程であつた。又恰も明治二十二年の地方長官會議に於ける地方長官の建言は時の

天皇帝國大
學行幸

大學總長に
御下問

地方長官建
言

山縣總理の耳に入り内閣の問題となり、終に山縣總理から 天皇に奏請され 天皇は早速これを御裁可になつて此際教育の方針を是非確立したいと思召される様になつた。

よつて榎本文部大臣に「教育に關し徳育の基礎となる箴言を編纂し、日夕兒童をして讀誦せしむることにしたらよからう」と仰せられ、文部大臣は大命を畏みて従事せしも、このことは重大なる問題であるだけに急には出来なかつた。

元田侍講は 天皇の思召を翼賛し奉り、教育界の現状の面白くないのを見て、明治十七年八月宮内卿伊藤博文に意見書を上り國教を闡明し教育を擴張する議を建言して居る。

又當時廣く和漢西洋の學に通じ、毎年の御講書始めには西洋學を御進講申上げ、識徳高かつた西村茂樹は教育界の現状を見て宮内大臣土方久元に建言した。

講んで本邦の歴史を按ずるに國民道德の根元は常は皇室にあり故に今日に當りて國民の道德を支持せんとするには皇室を措て他に之を求むべき所なきを信するなり。

仰ぎ願くば今日斷然と大詔を發せられ國民の道德教育は帝室に於て全くその基礎を定められ、その施行の方法は他の智體二育と共に之を文部省に委任せらるゝときは國民の道德に於て今日より必ず大に觀るべきで考あるべし。

文部大臣に
下命

元田侍講の
建言

西村茂樹の
建言

西村茂樹の意見は教育の淵源を皇室に歸し勸諭をもつて教育の方針を確立したいとの考へて元田侍講の意見と同一である。

天皇は愈々機の熟せるをもつて教育の大本を定め給はんと思召されたのであらう。

天皇はその後度々榎本文部大臣に御催足があつたさうであるが、その年の五月榎本文部大臣は職を罷めて内務大臣の芳川顯正が文部大臣に任ぜられた。

其の親任式の御後で、山縣總理と二人を御前に召して先に仰せられたと同様の御言葉をもつて速かに成功する様にと御命じになつた。芳川文部大臣は畏みて大命を拜し日夜我國民道德の根源如何と言ふ様なことに考慮を拂ひ只管聖旨に奉答することを心掛けたといふ

(二)起 草

教育勅語は 明治大帝の深い思召しに基き、山縣總理大臣、芳川文部大臣、法制局長官井上毅、樞密顧問官元田永孚等の並々ならぬ苦心の結果出来上つたものである。

芳川文部大臣が拜命したのは五月十七日であつたのであるが、早速着手して第一の定案が出来て總理大臣に提出したのが九月廿六日である。

芳川文部大
臣拜命

起草の順序

然し十分に叡慮に叶はなかつた爲に幾度か改作修正を施し叡慮を候ひ、始めて出来上つたのは煥發の直前であつたらしい。

起草の順序としては今日知られて居る範圍では、芳川文部大臣が文部省に於て草案を作り、井上毅にその意見を求めたところ、井上も大いに困つたと見えて山縣公に二通の手紙を出して居る。

それは井上が芳川文部大臣の作つた文部省案を見て事業の困難なるを感じ、七ヶ條を擧げて困難と言ふよりはむしろ勅語として公布するについての疑惑を書き送つて居る。その一は今日の立憲政體の國では君主は臣民の心の自由に干渉しないことになつて居る。今、勅語を發して教育の方向を示さるゝは政治上の命令と混同される様なことはないか、と考へたのである。

て一度は辭退をしたものゝ總理大臣の命令であるので試みに草案を作つて提出した。芳川文部大臣は更に西村茂樹や中村正直にも相談したけれども、よい案も出ないのでどうしても井上より他に人物はないと言ふことになつて、元田も井上に手紙を送つて「貴兄御立

井上毅の疑
恣

各種の草案

文部省案

井上案

案は御辭退に候得共老拙之爲めに御助力は吳々相願申候」と言つて懇望してゐる。

終に井上も立つて起草の爲に盡力することゝなつたのである。

教育勅語の草案には三通りあつたらしい。

〔第一〕 文部省案

之は芳川文部大臣の起草したものである。芳川は之を井上に送つて意見を求めた。井上は評して「文部省の立案はその體を得て居ない。これは宗教か哲學の大知識の教儀に類したこととて君主の口に出すべきものでない。世人が之を讀んでも至尊の聖旨に出たと感激するものはあるまい」といつてゐるところを見るとこの案は用られなかつたと見られる。

〔第二〕 井上毅の草案

六月廿日の手紙には草案を山縣公に提出したことを記してある。この草案^案に同封して一本の手紙を送り「別紙試草仕候 餘り簡短に過ぎ候様なれども王言如玉は只簡短に在りと奉存候」とある。又元田が井上に宛てた手紙の草稿に

「別紙原稿に意見を加へ修正致し相試候……尤文意は貴兄之御初稿通りに而老拙においても御同案間然も無之候」とあるを見ても井上と元田が互に意見の交換をなしたことが明かである。然し初稿がどれであるかは明かでない。

元田案

〔第三〕 元田永孚の草案

元田は六月十七日に教育大旨と題して起草して居る。随分長いものであるが最初の書出しは勅語に類して居る。六月二十九日と言ふ草案には可なり修正が加へられて居る。

以上三案の中どれが原案となつたかは明かでないけれども、井上元田兩案が原案となつたのであるまいか。兩人がそれぞれ案を提出し合つて互に改作を試み修正してなつたのではあるまいか。然し文部省の意見が全く無視されたと言ふのではない。

今日あるあの教育勅語の廣大なる言々句々、雄渾にして壯重なる大文章眞に帝王の御言葉となるまでには随分苦心推敲が起草者によつて重ねられたのである。元田永孚の教育勅語草案のみでも十數回の修正改作が試みられたのである。井上毅と元田永孚で決し得られぬ場合は芳川文部大臣に相談し、芳川文部大臣は山縣總理に相談し、總理は天皇に奏聞し天皇はまた元田永孚を召して御下問をなされ御旨を告げ給ふ。これによつて更に會合して改修を施す。元田永孚や井上毅はひそかに西村茂樹や川田剛、或は中村正直に意見を求めて更に改修すると言つた様に、苦心に苦心を重ねて着々と歩を進めたのであるけれども、

起草の苦心

最後の決定は聖慮にまつたことは勿論である。

然し主として井上毅は文章家として文字の上に一層の肝膽を碎き、元田永孚は内容意義について苦心をしたと思はれる。

井上毅は教育勅語起草の困難なる理由をあげて目的達成に努力して居る。それは、(一)政事上の命令と混同しないこと。(二)宗教的の教訓とならぬこと。(三)哲學の言論とならぬこと。(四)政治的臭味を帯びないこと。(五)漢學者の語調洋學者の氣風があつてはならぬこと。(六)消極的の教訓を用ひず帝王の語の如くあるべきこと。と以て彼の用語苦心の程が伺はれる。

元田永孚の用意もまた井上毅に劣らない。彼か井上毅にあてた書翰を見ると、

先頃御内示の教育勅諭文近日上奏に相成候由にて老拙儀へ御下問被爲在、段々思召被爲在候て熟考申上候様御内命を蒙り候故不得止御受申上候……………幸に首尾の文は貴兄の御初稿を存し有之候。考拙も素より御同案にて間然無之候處中間修身の條目を掲げ候最緊要の處觀慮に叶不申、則旨を奉じて改正し候得共文意適當もいかゞと恐怖仕候……………此度の勅諭は則末文之通に萬古不易の道を御親諭被遊候事故當世の風潮には決して御顧念無之被仰出可然と相考候に付老拙にも百世を待つて不疑の存意にて立案致し置候。其御合を以て御覽被下御加筆相願申候。

井上毅の用意

元田永孚の書翰

と書かれ「百世を待つて不疑云々」の言は彼がこの大事業に當つて取つた斷乎たる信念が伺はれるのである。又「首尾の文章は貴兄の初稿通りて異議はないが中間の修身の條目を掲げ、最も肝要な處がどうも寂慮にかなはないので私が聖旨を奉じて修正します……」と言ふことがある。要するに爾臣民父母に孝により以下天壤無窮の皇運を扶翼すべし云々に至る聖訓は最も寂慮をこめさせ給ふところて寂慮か元田によつて按置せられて文章となり、それを井上の手て程よく整頓し研磨し繁を削り精を加へて金聲玉鈴となつたと言ふのが真相でその裏には 明治天皇の深い寂慮が存在して居つたのである。

(三)重要なる修正

案文成つて後の重要なる修正と傳へられる所を示すことは、更に 明治天皇の深遠なる聖旨を拜する所以ともなる。

◎此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス

の句は始めに「是我國體ニシテ人道の基礎教育ノ本源ナリ」とあつたが後には「此レ乃チ

重要なる修正點

國體ノ粹美ニシテ實ニ教育ノ本源ナリ」と改まり、更にこの粹美が元素となり元素が更に精華とかはつた。本源は最後の修正で 淵源亦實ニ此ニ存ス」と力強くなつてゐる。

◎常ニ國憲ヲ重ンシ國法ニ遵ヒ

元田はこれを無用とし、芳川はこれは必要だと言ひ、天皇の御治定を仰いだが、天皇は數ヶ月も其案文を御手許に止め、最後に芳川を召されてあの文句は必要だと仰せられたと傳へられる。この國憲を重しじ國法に遵ふと言ふ思想は、當時最も盛な國民思想であつたので外務大臣井上馨も大隈重信もこの思想にさからつて外人の法官任用を條件とし條約改正に失敗し、勅語煥發の翌二十四年にはこの思想によつて否この勅諭によつて兒島惟謙は露國皇太子と日本皇太子とを同一に取扱はんとする内閣大臣の説を破つて津田三藏を謀殺人未遂罪として判定し護法の神といはれる様になつた。

◎德器を成就の下に「小ニシテハ生計ヲ治メ身家ヲ利シ」

とあつたのを元田は生計を治め身家を利すは勅諭に及ばぬと主張して終に削除せられた。これは元田が教育をもつて單に生計の具と考へた功利主義を排斥したのであると思はれる

◎徳器ヲ成就シ

の徳の字である。始めは單にその器をなすであつたが元田は徳のない器はなんにもならぬとの意見で器の上に徳を加へ成就しとなしたのである。

◎之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス

最初は此の句の前に「凡ソ古今ノ異同ト氣風ノ變遷トヲ問ハス」とあり、我國民が餘りに外國の風潮に動かされ易く、この點を 天皇深く御軫念遊ばされ、國民の向ふ所を一にせんと思召をもつて、明治十五年福岡文部卿に御諭しになつたけれども、國民の自覺なく歐米の文物にのみ心を奪はれ國民の行くべき道をさへ忘れる事に至つたので、教育勅語に於ても可なり此の點に注意せられ、その結果として「凡ソ古今ノ異同ト氣風ノ變遷トヲ問ハス」の語が出たのではあるまいか。

然し元田が井上に宛てた手紙には勅諭は萬古不易の道を御親諭遊ばされるのであるから決して當世の風潮に顧慮してはならないとの聖旨の趣を告げたことによつて、文章上面白くないと言つて「古今ニ通シテ云々」と改まつたのである。

◎之ヲ中外ニ施シテ悖ラス

始め「悖ラス」とあつたのを文部省が「悖ルコトナカルヘシ」と修正した。井上や元田は不悖は中庸の語で出典は確實だが、無悖は出典がないからと反對したのを文部省も應じなかつたので最後に聖旨を仰ぎ不悖と決定した。

◎咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

始めは「終始惟レ一ナランコトヲ庶幾フ」とあつたのを司法大臣山田顯義の意見で咸其徳と改められた。

この様に一辭一言に至るまで當時の學者文章家に意見を諮問し、最後に聖斷によつて決定したのである。

(乙)發布

この教育勅語が如何なる形を以て發布せるかは問題であつた。

井上の意見としては全く 天皇の親衷から斷ぜられて發布さるべきものであるから、内閣の政事と混合しない爲に、内閣大臣の副署を廢し勅語又は御親書の體裁として廣く國民

に御下賜になる方が宜しからうと言ふのであつた。天皇に元田をもつて意見を奏聞し御採用あらせられた。

勅語發布の手續きとしては、山縣總理大臣は、天皇高等師範學校へ車駕親臨され、勅語を下し給うて、文部大臣は之を奉じ訓令を全國に發布して普ねく衆庶に示すことにしたいと考へ、既に御裁可も得て居つたが、天皇偶々茨木地方演習行幸の途上御風氣を召されて居つたので、この議は御中止になり内閣總理大臣と文部大臣とを御内儀に御召になつて全野紙に謹書した勅語を黒塗御紋付箱に入れ親しく御下げ渡しになつた。

これ明治二十三年十月三十日のことであつた。

翌三十一日文部大臣はその謄本を作り訓示一通と共に直轄學校以上には御親署他の學校には文部省印刷のを頒つた。

日本精神の歸趨

教育勅語謹解

第一 總 說

前編に於て各種の方面から考察した問題は、要するに、明治維新といふ大事實によつて新に眞日本が更正し、幾多の試練を経て後、教育勅語といふ日本精神の歸一大道に會して、憑據する所を知るに至つたことを説いたのである。換言すれば、教育勅語は過去の國情に對して強い省察を加へ、其の基礎の上に斯かる大道ありと御示しを戴いたものである。維新以後廿三年頃までの間は、日本は非常に危険な地位にあつた譯で、恰も歐米に外交上種々の問題があつて、専ら日本に注意を向ける事が出来なかつたのが偶然の幸でもあつたのであるが、此の勅語に三千年來の大精神を包有し、十分に國民を照らした事は國民に強固なる道義心を醒ましたものであつて、教育勅語の煥發は眞に國史上重要な意味

をなすものである。

本編に於ては、教育勅語の論し給ふ内容を解釋考察し、以て深遠なる 聖旨の存する所の幾分を明にするのが目的である。教育勅語の内容は即これ大日本精神の内容をなすものであるが、其の包容する意義に關しては特に重要な點がある。其の第一、我が國の建國に關し、國體の精華に關して宣はせらるゝ所は、敢て事新しい問題ではないけれども、勅語の第一段に之を拜して國民は今更の如く深く自省し、自己の國が世界無比の純美なる歴史を有することの尊さを自覺するに至つたのである。

其の第二、國民道德の綱領が論され、其の徳目が列擧せられて、日本國民の道德生活に一定の標準が立つたのであるが、この事たる決して、新に道德體系を創造したのではない。日本固有の道德に基いて、之を新時代に處し又は時代傾向に應ずる注意の下に擧示して論されたのである。而して之によつて國民行爲の依憑すべき所が明にされたから、一般國民生活の統一をする上に顯著なる効果が現れて來た。特に教育に關しては偉大なる根本的な力となつて現れて來たのである。

建國體様、
國體の精華、
に對する聖

國民道德綱

祖宗の訓典
と世界の通

其の第三は、勅語に示されたる大道の性質に關しての御論しである。即、一面には祖宗の訓典であり、一面には世界の通義であるとの仰せであつて、我が道德の因由する所の頗る遠き事と、其の古今東西に通じて悖らず謬らざるものなることを示し、以て、動もすれば歐化萬能に陥らんとする誤りを正されたのである。

第二 各 論

一、第一段

朕惟フニ我が皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹
ツルコト深厚ナリ我が臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心
ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハコレ我力國體ノ精
華ニシテ教育ノ淵源マタ實ニ此ニ存ス

建國の神嚴

歴聖の德澤

臣民の忠純
孝誠

事實の嚴肅

【大綱】

謹んで惟ふに皇祖天照大神、此の國土に瓊々杵尊を降し給ひ、神勅を授けて、天つ日嗣の天壤無窮なる事を宣はせ給ひしより、神武天皇の創業となり、爾來御歴代相承けて渝らせ給はず、建國の神嚴にして聖盛しかも遼遠なる事、萬邦に其の比を見難い事實である。また、御歴代の天皇は常に德澤を垂れて臣民を慈愛し、政業につとめ給ひ、臣民は常に忠孝を以て行爲の經緯となし、協同一心、至誠を以て君國の爲に捧げ來り、以て萬邦無比の此の國を維持して來た。斯く建國の遼遠にして宏大、歴世德澤の至深至厚、臣民の忠純、孝誠、協同一心なることの事實は、既に三千年の歴史に炳乎たる所で、無上の嚴肅味を有するのである。

抑も、過去の事實及其の價値を如何に認識批判すべきかは、哲學者の論難する所である。我等は日本の過去數千年の經過に對して、世界の何れの國の歴史にも發見し得ざる特異の事實を讃仰し、此の國體の精華が、決して單なる學徒机上の空論に非ずして、實に最も嚴肅なる。事の理解及び信仰を、大なる光榮感^ニを以て斷言するものである。かるが故

教育は永遠
の大計

に、また、「教育ノ淵源マタ實ニ此ニ存ス」と仰せらるる御旨の實に深きが上に深きを感じる。

教育は將來の計である。永遠の大方針も十年五十年百年の計も、其の根本は教育の方針に歸する。此の教育の方針を決定するの最も根本的なる條件は、國體の精華に基くべきことである。

【字義】

朕。我の義、上古支那にては、上下の區別なく我の義に用ひらる。尙書大禹謨に、

「帝曰朕ノ宅ニ帝位ニ馮曰朕ヲ德罔々克スル」とある。秦の始皇の廿六年以來特に天子の自稱となる。史記に「朕爲始皇帝」とあるのは、即ち是れである。

惟とは思ふの義。他意なく其の事のみ思ふの意。

我とは自身のこと、他に對して謂ふ語。(親みの意を含む)

皇祖とは。創業有功の君。天照大神より神武天皇にいたる。

皇宗とは御歴代の天子。

肇とは。始むること、ひらくこと、創開の意。

宏遠とは。ひろくさほき義。「宏」は廣又は大。「遠」は久し又は無窮である。

樹は植うる義。書經に「樹レ德務レ滋」とある。又祭傳に「植レ德則務ニ其滋長」とある。深厚とは深く且つ厚い意。禮記には高きを窮め遠きを極め、以て深厚を測るるとある。

臣とは君に仕へる人。我が國にてはオミと訓じ、姓の名である。民とは此の世に生をうけし衆人の事。公羊傳に士農工商を四民といふとあり、其の註に君に仕へざる者を民といふとある。

克は能くである。書經に「克明克ニ峻德」とある。忠とは誠を竭すこと。即ち君に事へて誠を竭すをいふのである。詩經に、「詩人事レ君無ニ二忠一、勤レ身以事レ君忠也」とあり。左傳に、「無レ私忠也」とあり。又論語に、「事レ君能致レ其身」とある。

孝とは其の子か老人を負える義で、よく親に事へること。即ち善く父母や祖先に事ふる事をいふ。書經に、「克諧以レ孝」とあり。孝經に、「人之行莫レ大ニ於孝」とある。德光とは數の多きこと。轉じて澤山の人民の意である。注疏に十萬曰レ億、十億曰レ兆言レ多」とある。禮記内則注疏に、「天子曰レ兆民」、諸侯曰レ萬民」とあり。又仁德天皇の群臣に下し給へる詔勅に、「今朕臨ニ億兆一於レ茲三年」とある。

厥は其。古用ひし文字にて意味稍重い。濟はなす。たすくの義、左傳に、「世濟ニ其美」。後世承ニ前世之美、不限ニ其名」とある。國體とは國がら。即ち其の國の性質のこと。國家構造の根柢大體。(遠藤博士)

精華「精」とは一粒選の立派なる米の意。「華」とは物の盛美にてはなやかなる義。故に精華は極めてうつくしきこと。少しもまちりけない美しさ、即ち絶美のこと。

楚辭に、「揚ニ精華一以妙麗兮」とある。淵源とは本原。もまづく所の意。

【解 義】

一、肇國宏遠

(一)天祖之神勅は日本建國の第一聲であり、日本民族發展の大豫言である。

葦原千五百秋瑞穗國 是吾子孫可王之地也。宜爾皇孫就而治焉。行矣。寶祚之隆當與天壤無窮者矣。

勅旨の雄大にして而して斷乎たるは、三千餘年の昔(或は幾萬千年か)既に我が國今日の盛運を豫期し給ひたるかに拜せられる。日本書紀の筆者が此の神言を明白に書き残したことも、また當年の氣魄を想はしめる。

瓊々杵尊、彥火々出見尊、鸕鷀草葺不合尊の西邊に於ける治化を経て、皇威中州に及

び、神武天皇大和に皇基を創め給ふ時の詔に於ても亦肇國の盛業を拜し得るものがある。建國の業豈容易ならんや。而して敬神の誠を致して大孝を申ぶるは、盛業の最も眞實なる所以である。

比較建國史

(一) 建國史の比較

各國の成立を精査してみるに、日本の如き完全なる民族的否血族的國家にして、自然的に順當なる發達を遂げて來た國は世界の何れにも存在しない。皇室中心の日本の發達には盛衰はあつたけれども、興亡といふ文字は使用し難い。興亡といふ文字の使用出来ない國で、人類の文明發源の時代から一定の傳統的構成の下に、常に新生命を呼吸して發展して來た國は日本の外にはない。國土の位置及他の自然資源に於て既に恵まれ、中樞民族の意志感情能乃至精力に於て實質的に優越であるといふ條件が、珍らしくも地球上に日本といふ特殊國家を成立せしめたものである。これは

從來動もすれば、日本民族(天孫民族)と先住民族との間に、石器時代と銅鐵器時代との截然たる分界を劃し、考へ方によつては、先住民族が此の國土に蕃衍して居た所へ天孫民族が、或る一定期に襲來して先住民族を放逐

したるかの如くに考古學的に説くかの者もあつたが、石器時代を餘りにも遠い年代に追いつて、日本民族と全然切り離す事は事實と相違して居る。石器時代は奈良朝頃迄引き下げる事が出来る。」

といふ某々博士の説を思ひ比べて、一言附説するのである。

二、樹德深厚

樹德之根源

(一) 樹德の根源其の來る事の遠きは申すまでもない。賴山陽は日本政記に

大日靈貴之德

鴻荒之事 和漢同然器而不論可矣。雖_レ然 祖宗之所_ニ源始_一 亦臣子之不可_レ不_レ知者 非_レ如_レ漢人之語_ニ軒義_一也。蓋大日靈貴之德 雖_レ不可_ニ窺測_一 微_ニ之神器_一 如_レ有_レ可_ニ得_一而言_一焉。夫鏡者明也。劍者武也。而玉璽者仁也信也。仕信則武繼_レ天君_レ民_レ之道盡矣。故以遺_ニ子孫_一曰 視_レ此猶_レ視_レ我。國祚之隆 當_ニ與_一天壤_一無_レ上_レ窮。因_ニ其言之驗_一於_レ後 可_ニ以知_一其德之基_一於_レ前已。

と論じて居る。三種の神寶はこれ 皇祖皇宗德を樹つるの源始を具躰化する神物である。(二) 歴聖之德澤之を仰げば愈深くして大である。神武以來、此國土民人の上に下し給ひた

歴聖之德澤

皇業維持

る聖恩は誠に無限であつて、史乗載する所に於ても僅に其の萬一を仰ぐのである。而して其の御徳の中心たる點は實に次ぎの如く拜察し得るのである。

君爲民父母

第一、御歴代の天皇は萬世一系の皇統を以て國體の中心とする此の國の特質を維持し發揮する事に常に宸襟を勞し給ふ事、先づ我等の仰がねばならぬ所である。稱徳天皇が道鏡の非望に對して執り給へる御態度の如きも、かの際かの情況にありての御苦心を察し奉り得るのである。蒙古襲來に處し給ひたる龜山上皇の御態度の如きもまた然りである。天照大神、賢所及皇祖皇宗の神靈に對し、歴代崇敬奉祀の誠を捧げ給ふは、誠に此の有り難き御旨の表れである。

後奈良天皇
宸憂

第二、御歴代の天皇は常に民の父母たる御信念に終始し給ひ、未だ御自身第一己を御考へ遊ばすといふ事がない。神に仕へ、國を治め給ふ御事歴は御歴代毎に昭々たる幾多の事例となつて國史を飾つて居る。恐れ多き事ながら君主の爲政の態度信念にして、我が國御歴代の如き事例が、果して世界の何れの歴史にあり得るか。皇室式微の極度に達し給ひし中に於て 後奈良天皇が般若心經を御書寫遊ばされて全國の一の宮に奉納せられし事の

如き、誠に無限の君徳感泣の外ないのである。

今茲天下大疫 萬民外陸放死亡 朕爲民父母 徳不能覆 甚自痛焉 竊寫般若心經
一卷於金字 使義堯僧正供養之 庶幾瘳爲疾病之妙藥矣

于時天文九年六月十七日

三、克忠克孝

烈士の蹤蹟

(一) 烈士の蹤蹟 歴聖上にかくの如き御徳を敷き給ふに對して、臣民はまた古來赤誠以て君に仕へ奉つて來て居る。彼の藤原鎌足が中大兄皇子を助け奉り、無道極りなき蘇我入鹿父子を誅して皇運を扶翼せしが如き、和氣清麿が「汝宇佐に詣り神教を奉じ、我をして欲する所を得せしめば則汝に太政大臣を授け、委するに國政を以てせん。如し我が言に違はば則ち重刑に處せん。」との道鏡の言に耳をも藉さず堂々宇佐八幡の神託を稱徳天皇の御前に申し述べ、其の非望を覆せしが如き、菅原道真が藤原時平の讒言により、俄かに太宰権帥に貶せられし後、太宰府に於て君恩感謝の生活に至誠を捧げしが如き、

又、湊川に於ける楠正成兄弟の至誠忠純の死、或は孤城に賊軍と戦ひつゝ、神皇正統記を著はして南朝の正統なる事を論じ以て御幼少にまします御村上天皇の御自覺を促し奉り、後吉野に歸りて鎮西南海奥羽の官軍と相呼應して、南朝の振興を計りし北畠親房の如き、何れも國民が尊崇やまざる忠烈の事蹟であるが、然し斯かる事實は敢て之を遠く古昔にのみ捜るに及ばない。明治維新の捨石となりし多くの烈士の如きも、皆義烈、後人をして泣かしむるもの多く、維新及其の以後に於て、歐米の文化に心酔した國民の迷妄を打破する爲にも、また一種の忠烈の士が奮闘して居る。斯かる忠烈の事蹟は内面的に忠道思想と互に因果の關係を作り特殊なる思想と信仰を確立して居る。

孝道

(一)孝道

神武天皇の天神を郊祀なさつたのは大孝を申べたまふ所以である。孝は父母に報ずるの徳であり、祖先に仕ふるの徳である。明治天皇長くも臣民に孝の徳あるを御覽せられて、「克ク孝ニ」と仰せられた事、臣民は果して如何に覺悟すべきであらうか。蓋し孝の徳は漢朝に喧傳され、其の書によつて我國に影響し來つたけれども、我が國の孝は内容に於

て、我が立國の本質より來るものであるから、形似て實質の異なるものなきにあらずである。蓋し我が國の孝は本元に對する奉仕であり、人情の自然に基いて然も忠の一元に歸するものである。史乘傳ふる所の孝節の美事に至つては全く枚舉に遑なく、殊に古來名もなき片田舎の野人にして孝道に徹する者の多きは誠に欣ぶべき次第であつた。其の傳の埋もれて知るに由なきものに至つては、恐らくは其の傳あるものに何倍かするであらう。

孝節の録すべきものは古來甚だ多いけれども、天下の英俊にして尙親に仕ふるの態度に於て掬すべき情愛を覺えるものがある。次ぎに其の二三を摘録するであらう。

弘法大師

弘法大師は高野山を開いて金剛峯寺を立て、眞言の大道場に幾萬の信徒弟子を導いたが、山麓に九度山村といふのがある。約三里もあらうか。此の九度山の名の起りに就ては、弘法大師の孝行が物語られる。即大師の母君は當時女人禁制の山上には登り難く、この九度山に居を定めて居られた。大師はこの母を見舞ふ爲に毎月九回も山上から此の九度山に通はれたといふ話である。此の話を土地の小學校長から聞いたのは既に頗る古い事だが其の時に一世の高徳といふものは誠に有り難いものだと強く感じた事であつた。

豊臣秀吉の孝行もまた有名な話であるが、かの豪快な英雄が、一方には支那征略の腹案を練り乍ら、一方には次ぎの様なやさしい手紙を書いて居るかと思ふと實に秀吉といふ人に對して尊敬の念が湧く。母をかく大切にする態度は理窟を超越して有り難い氣分がする。

返すくもわが身こそ案じなされまじく候 一段と息災にて御膳もあがり候ま、御心やすく候べく候 其文字

様 御遊山候て氣を慰め 若く御成り候てたまはるべく候 頼み申候 又大納言息災の由 何より何より御うれ

しく候 愈養生專一にて候よし 御申し候べく候 以上

宜なり、大政所危篤の報に接して、急遽名護屋を引きあげて上洛歸邸したにかゝはらず、

大政所既に他界（秀吉は七月廿日着、大政所は廿五日逝去）ときいて、

（太閤記）「はや廿五日薨じ給ふと申上ぬるさびしく絶入給ひてけり。醫師等入こち出で來給ふ御藥をすゝめ奉れば おぼつかなきさまして いまだ御涙も見えず あきれさせ給へぬ。しばしありて御なみだしは止まざりき……」

氣絶する程であつたのは、いかに親を思ふ心の深かつたを思はせる。

思、二には祖父母の思、三には君主の思によるのである。然るに今日までこの大恩をを感謝しなかつたのは思知らずである。』と嘆息し、それから三度の食事毎に三拜してから箸を取られた。先生十八歳の時、父を失ひ、歸りて葬らんとせられたが、仕官の身（伊豫大洲の加藤侯）故、事ありて果すを得ず、これより仕官を厭ふ心を起された。其後母を大洲に迎へて、朝夕事へんとせしが、母は故郷を離れる事を悦ばぬ爲め、屢々上書して仕を辭せんことを請はれた。されど藩侯は其人となりを重んじ、且つ他藩に仕へんことを惜みて之を許さなかつた。一日先生書を讀みて、

樹靜かならんと欲すれども風やまず

子養はんと欲すれども親待たず

といふに至り、母を念ふの情止み難く、遂に意を決し、官を棄て、故郷に歸られた。親を思ふ心の切々たる誠に眼前に見る様に覺える。

渡邊華山もまた至孝であつた。天保九年幕府の忌む所となつて獄に投せられ、風聞に死刑に處せらるべしと聞いて

梓ゆみたけき心のものゝふも

親にひかれて迷ふ死出かな

と詠じ、之を血書し、更に母の儀は偏へに頼み奉る旨を添書して奉行に差し出さんごまでした。又獄中より親族へ寄せたる手紙の中に、

老母の事唯一刻も忘れ不申、夜中度々母を呼候とて同室の者等笑ひ申し候。思ひ出し候へば唯落涙のみにて、赤子の如くに御座候。

私母を思ふ事如此、母私を思ふ事も亦倍し可申、然らば何卒母の私入牢を喜び候程に安心致し候様、兎に角御工夫奉願候云々。

ごある。後、許されて田原に塾居を命せられたが、故ありて禍を主家に及ばすを恐れ自殺した。而して其の子に遺書して不忠不孝の父といひ、又別に不忠不孝渡邊登と書いたなどは、彼れが如何に親を思ふに至純至誠であつたかを物語るものである。

吉田松陰の
孝心

吉田松陰の熱烈なる國士たるは人の知る所、今は斬罪と定まつて親に送つた書信に彼の風格を偲ぶであらう。

平生の學問淺薄にして至誠天地を感格すること出来申さず、非常の變に立至り申し候。嗚々御愁傷も遊ばさるべく拜察仕り候。

親おもふ心にまさる親心

けふの昔づれ何さきくらん

去り^たがら去年十月六日差上置候書御覽遊ばされ候はゞ左まで御愁傷にも及ばずと存じ奉候。云々。

而して先生の訃報郷里に傳はるや、父は談笑自若、遺書を読みて曰く、『嗟呼、兒一死君國に報へり、真に其の平生に負かず。』と。

四、億兆一心世濟厥美

皇室中心の
結合

顧みるに我がは國三千年來 皇室を中心とし強固なる結合を重ねて現代に至つて居る。團結は力なりとは何時の時代にも通ずる教訓であるが、我が國の過去は略遺憾なく此の教訓に合致して居る。強固なる團結、國民の協同一致に同うする爲には、然し、利便なる條件と不便なるそれとがある。我國の如きは次ぎの點に於て萬民一心たり得る事情にある。即ち(一)血族關係の其のまゝ、發達したる事情にあるが故に親しみの感情に於て深いものがあ

結合の條件

國史成跡の
純美

我が歴史家
の威力

る。(二)國土の固定によつて、住民は利害共通の幾多の經驗をさせられて居るから、自然團結をなし易い。(三)結合中心點は皇室にあつて、歴史的に既に明白であり、強固確立して居る事によつて國家は益々強固に結合する。(四)中樞民族が數に於ても質に於ても決定的に優勢であるから結合が破れない。(五)理想信仰が明瞭であつて一である場合は結合が強い。我が國民は此の國を神の國として永遠に發展せしめ、萬世一系の皇室を中心として世界優秀の國たるべき理想を有し、またかくなり得るといふ信仰を有するから結合が強い。斯かる良好なる條件の下に三千年の歴史美が織りなされて、何れの時代をとつても國體の精華を發揮する精神が常に激濁として醜惡なるものを制御して來て居るのが、我が國史の特色である。或は外形的、物質的に醜惡なるものが勝つて居る様に見える時代でも、其の眞想に於ては正しきもの、美なるもの、善なるものが常に勝つて居る。北條氏が三上皇を配流して暴逆を極めた時代の如き、成る程一時北條氏が勝つた様であるけれども、後鳥羽上皇の御意志は後に後醍醐天皇によつて繼承せられ、北條氏は遂に悲惨なる末路を遂げた。況んや、我が國の歴史家が常に此の純美なるもの、保護者であつて、一管の筆と雖よく幾百千年を動かし得る嚴肅なる批判を下し、暴惡のものは百世の下常に誅罰を加へられて居るに於てをやである。

億兆一心、之を更に對外的に考ふれば、國史に其の美しき幾多の事例がある。遠く昔に遡つて蒙古襲來に對する舉國一致の如きは言はずもがな。

此の時全國の神社佛閣に於ける有らゆる神佛が降魔の劍をとつて國難に赴いたといふので、戦後恩賞の請求が多く、北條氏は大に弱つたのであつたが、之も舉國一致を神佛まで及ぼした所に日本の大なる特徴があると考えられるのである。

明治維新以後の態度に於ても結局は此の億兆一心に歸一するのである。

◎億兆一心の歸結の精神

海行者 美都久屍

山行者 草牟須屍

大皇乃 敝爾許曾死米

可弊里見波勢自

大伴家持之
歌

◎明治天皇御製

國民はひとつ心にまもりけり

遠つみおやの神のをしへを

五、國體の精華

肇國の宏遠、徳業の深厚、忠孝一貫、億兆一心以て純美なる國史の成跡をなし來つた事はこれ實に國體の精華であつて、之を他の言葉を以て示せば上に萬世一系の天皇あり、常に仁澤を垂れて此の國を盛にし、下に忠良孝悌の臣民あり、協心戮力して帝業を輔けて居る。而して建國以來國運は漸を以て進んで來て敢て他國の窺窬を許さず、實に純美其のものご謂ひ得るのである。

然し乍ら、何れの國民でも自國の長所を信じて之に憑依する態度に變りはない。我等にして、若し徒に我が國體の純美なるに酔うて、其の瑕疵を去ることを怠慢するならば、國運の將來は得て隆盛なるを期し難い。國民は此の國體の精華を最も明瞭に認識信仰すると

共に、また切磋磨礪して益々其の精華を發揚せしめねばならぬ。

世界の各國は各其の特殊の建國事情に出發して、特別の國體下にある。各國の國體を比較して、其の善惡正邪を批判するが如きは抑も意味をなさぬ所である。また國體の適否は各異なる事情下の問題であるから具體的に非ざる限り之を通論する事は出来ない。現今世界各國の國體を見るに多くは民主國體となつて、主要國としては日本、英吉利、伊太利、白耳義位のものとなつた。英吉利、伊太利の如きは君主國と言つても、日本の如く、君主親政の状態ではない。議會と内閣との威力が強大であるから、皇帝の實權は發動の餘地が甚だ少い。白耳義の如きは民主國であつて皇帝は純粹なる一機關に過ぎない。眞に完全なる君主國は今や地球上に日本一國のみとなつた。日本國民は建國の源始に遡つて此の善美なる國體を萬世に維持進展せしむべき任務に置かれてある。

六、教育の淵源

國家は其の自衛の爲に、また理想達成の爲に、國民の思想行動に一定の規律を加へて自

國民として適當にして且有爲なるものたらしむる方策を講ずること何れの國も然りである。現代各強國の國民化運動の如きもまた此の精神に外ならぬ。而して此の國民化方策の最も根本的なるものは教育である。就中所謂國民教育である。故に國民教育は、國の特質たる歴史風俗習慣等に基いて教養を與ふるのである。然し乍ら更に適確に言へば、此の教育の基く所は實に其の國の特質に置くべきであり、特質に置くとは更に言へば國體の精華に置くことである。國體の精華によつて國民教育が施され、國民が各確固明快なる國體信仰、國民志操を有するに至るであらう様に教育することが國家の最も大切なる仕事である。

聖旨誠に深遠、我國體の純美なる所以を論し給うて、而して教育の基く所茲に在ることを宣ふ。日本の將來を托すべき教育の事業は實に斯の聖諭によつて、昭乎として明白になつたのである。故に此の以後に於ては歐化萬能的の教育は行はれない様になつた事言ふまでもない。

教育原理の學、方法の學等動もすれば歐米の新銳を迎へて靡然として之に趨ること、然

し乍ら、此の後もなしとは言はれなかつた。外國の長を採つて我が足らざるを補ふの態度は必要であるけれども、教育の淵源する所を熟慮して、「國史に還れ」といふ教育態度を中心とする事が更に必要であり、根本的の要件である。

二、第二段

爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ
恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以
テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇
公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キ
ハ獨リ朕力忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先
ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

【大綱】

一、總說

國民的絕對實踐道德

國民の實踐すべき道德の要目を論し給ふこと誠に周到であらせられる。

家庭道德

謹んで惟ふに、これ單なる道德の心得書又は道德の和解を説くものと思ふべきでないこと云ふまでもなく、日本國民の至道は正に斯くあらねばならぬ所の絶対實踐道である。蓋し、孝友和の三徳は之を大にしては人間の本性に發するものであるから、世界の何れの人類と雖も之を實踐の道德とせざるものはないが、家族制度を社會組織の基礎として居る我が國に於ては此の徳は三千年來實踐し來りたる所で、國民は茲にかく聖諭を仰ぐことによつて三千年來の實踐道に確固たる形式の樹立を示されたるを感すべきである。また、信義、恭儉、博愛等の徳は世に交るに當りて寸時も忘失し難き所のものこれによつて社會は美しきを得るものである。百千の論説、教誨にもまして、世の中を清く美しくするもの實に此の三徳である。また、人たる以上心身に汗して職分に勵むべき事も當然の事である。

社會道德

個人道德

國民道德

修學習業を論し給ふ御旨である。これは自己練磨の基礎で、學を修めず、或は修むるも道を失したるが如き、業を習はず、或は習ふも世に害を及ぼすが如きであるならば、これ人としての價値を失するものである。故を以て自己練磨の目標は智能を啓發すると共に、徳器を成就せざるべからざるを論し給ふのである。斯くて社會の爲に公益を廣むることも、世務を聞くことも可能となる。翻つて思ふにかゝる諸般の徳も皆此の國の民としての徳である。此の國あつて始めて意義をなすものである。國憲を尊重し、國法を遵守し、以て國權をして完全に發動せしめ國民全般の生活を幸福ならしむべきである。若しそれ一日有事の日に會しては奉公に踊躍して心身を捧ぐべく、斯くて平時も、非常時も結局する所は天壤無窮の皇運を扶翼するにある。皇運を扶翼すとは即皇室中心の此の國を隆盛ならしめる事である。

皇運扶翼の歸結

忠孝一本

斯の如くなるを得ば、希くは陛下の忠良なる臣民たるを得べき旨の御諭しは更に一般の有り難きを感じる。加之祖先の遺風これによつて顯彰せらるべきを教へ給ふは、即これ忠孝一本の徳の然らしむる所であるを教へ給ふのである。

二、徳目の組織

國民道德の要目は殆ど本段に盡されて居る。

家庭人としては 父母に對し 孝

兄弟に對し 友

夫婦の間に 和

世に交りては 朋友に 信

己を持するに 恭儉

衆に及ぼすに 博愛

己を磨いては 基礎として 修學

習業

目標として 智能

徳器

社會に對しては

公益

世務

國家に對しては

常時に

國憲尊重

國法遵守

緩急あれば

義勇奉公

皇運扶翼

之を結ぶに

かく皇運扶翼に歸結する所の徳日は更に、聖諭の示す所によつて、一面には忠良の臣たることとなり、他の一面には祖先の遺風を顯彰することを得て孝道を全うすることとなる。蓋し忠孝一本なるを論し給ふのである。

【解義】

第一、爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ

〔字義〕

『爾臣民』「爾」は汝と同義、此に於ては汝等と云ふことで、現在及將來の臣民を指し給うた語である。

本文に爾臣民とあるは我等臣民の一人々々に向つて 天皇御親ら「爾臣民」と親しく呼びかけて御教へを垂れさせ給うたのである。天皇は崩御ましましても我等を愛し我等を導き給ふ御心は永遠である。爾臣民とのたまふ玉の御聲は我等國民の心に萬古猶さやかである。有難き尊嚴の御詞である。

『父母』古典に親を訓んで祖を訓み、祖を訓んで御祖と書く。故に孝とは獨り現在の父母に對して愛敬の情を竭すのみならず、祖父も曾祖父も、遠き先祖に對しても崇敬の實を竭すの義を含んで居る。

『友』友は又と又の合字又。は手の義。即ち手と手とを相携へ互に相助け合ふ義にして志を同じくして相交る友のこと。轉じて兄弟の親しき情愛の義である。

孝經に「敬ニ其兄ニ弟悦」と云ひ、禮記に「僚友稱ニ其弟一也」と云ふ。

詩經に「兄弟既孚和樂且湛」と云ひ、書經に「惟孝友ニ予足弟一克施有政」と云ふ語がある。皆兄弟相親愛するを云ふの義である。

『夫婦』夫は一人前の男子の通稱。一と大との合字。大は人の貌一は誓。

男子二十歳に達すれば冠す。冠すれば一人前となる。一人前となれば妻を娶り又賦役に出づ。故に「ヲツト」ニシテ「静」の義とす。

「婦」は家事に服して洒掃に従ふ女。即ち人の妻たる者の義。

『相』は「あひ」又は「たがひに」と訓む。相互に、又は共に共にと云ふ義。

易經に「一氣感應以相與」と云ひ、公羊傳に「吾命者何相命也」と云ふ語である。

「和」とは順又は諧ふの義。「やはらく、かなふ、とよのふ」と訓む。

國語に「樂從レ和」と云ひ、又「言レ惠必及レ和」と云ひ、中庸に「發而中レ節謂ニ之和」と云ひ、又「和也者天下之達道也」と云ふ語もある。

〔解 義〕

家族制度

我が國社會組織の制、家を以て單位とするは古今渝らざる所である。西洋個人主義の制と其の長短を比較するの議論もあるけれども、これ敢て純理的に其の件のみを切り離して論議すべき性質のものでなく、國家の體制と不離な關係を有し、我が國成立の一特色をなし、人情の自然に出發して居る有意義なものである。時勢の推移に伴れて、此の家族制度も其の程度に變遷があり、現代に於ては民法其他の公法私法に於て、大に個人主義の制を加味し、又加味せんとしては居るけれども、家族制度の根柢は恐らく遂に抜き去らるべきものではあるまい。否偏狭なる家族制は改めねばならぬ點があるけれども其の根本的特質としての家の存続は決してそんな薄弱なものではなく、却つて將來に於ては其の特質を高

個人制度加味

調する機運を來すであらう。

教育勅語に於て、國民道德の要義を諭し給ふに當り、先づ家族制に關する家族道德を擧示し給ひしは、誠に深き思召しによるものではあるまいか。

孝道

一、父母ニ孝ニ

父母は我を生み我を愛し我を養ひ我を教へ、千辛萬苦人と成す。我等は父母に如何程の辛勞をかけるか測り知り難い。其の高恩を思ふ時に子たる者の心には自ら感謝報恩の念を湧起さすには居られない。故に我々が父母に孝をなすのは人情の自然にして當然な道である。

「父母ニ孝ニ」とは真心をもつて父母に愛敬を致しよく奉仕し命に従順に心を安んせしめ、死後には志を繼ぎ祭祀を慎むの行をなすをいふのである父母を愛すると共に父母を敬ふのは子たる者の道である。孝經に「其の親を愛せずして他人を愛するは悖徳と云ひ。その親を敬せずして他人を敬するを悖禮と云ふ」とある。之を見ても愛敬の大切なることを

悖徳悖禮

曾子の孝

知ることが出来る。

曾子は「孝行とは父母の心を悦ばしたり、耳目を樂しませたり、安逸に寢させたり、美となるものを食べさせたりして而して父母の志に背かぬことである」と云つてゐる。曾子の語の中にある如く、芝居の好きな父母には芝居を見せ、音樂を好む父母には音樂を聞せたりすることも孝行である。

然るにかく爲すを以てのみ孝行と考へ而して放蕩に身を崩し世の人に笑はれる行爲をなすは大なる誤りである。之では父母の心に背くことになる孝行は父母の心を眞に悦ばす精神的のものでなければならぬ。

精神的孝行

然るに不幸にも父母に過あらば父母の怒を買ふとも之に頓着せず全力を盡してよく諫め正しい道に進ましめなければならぬ。父母一時は惡威情を抱くとも後に至つては精神的悦びとなるのである。

孝行は父母在世中に事ふるのみならず、父母没するとも身のあらん限り努め行ひ又祖先に對して尊崇をなすべきである。

明治天皇御製に

いとまなき世にはたつともたらちねの親につかふる道を忘れそ

とあるは孝道を詠じ給ひしものである。孝經に「孝は徳の本なり」とあるが如く孝は百行の本にして人倫第一なれば此の勅語にも孝を第一に掲げられたものである。

孝者徳本

友道

二、兄弟二友二

幼學綱要に「兄弟は一體一支なり。長少の序、惠順の別ありと雖も相友愛する情理に至りては、則異なることなし。故に其の理を念ひ、其の情を盡し終身相善くして以て其の恩義を全くするを兄弟の道とす。」とある。

兄弟は分形連氣の人と云ひ之を同幹より出でたる數枝の如くたとふる如く、年齢男女の違ひこそあれ其の本は一つにして、血縁の最も近い同氏である故に兄弟姉妹互に相愛し最も頼み合ふべきである。而して相互の交際も最も長きものなる故に相互に扶助することによつて、いかなる大事業でもなし得るのである。かく兄弟和樂し、觀然として隔意なき

分形連氣

は一家の幸福であり又、親に孝になる所以である。

然るにこの親しい不離の關係にありながら、不和を生ずるのは相互の感情修養の足らざるによるものである。感情は盲目なる故に、忽ち高潮に達し又總合的なる故に一人の不快樂愁は忽ち他人に傳播し互に幽鬱に陥り而して又一時的なる故に時を經過せず忽ち消散して痕迹を留めざるに至るものである。されども已に發したる失言妄行は長く己の不徳を残すと共に不和の因をなす故に十分思慮反省して以てかゝる卑しき情を抑へ相堪忍し相寛恕し更に進みて和樂を計るべきである。

兄弟は相助け互に其の幸福を祈ると共に友情をのみ頼りて自立の念慮を缺くことなき様獨立自營の精神をもつて家名の顯揚を圖るべきである。

兄弟は父母を同じうせるものである。従兄弟は祖父母を同じうせるものである。再従兄弟は曾祖父母を同じうするものである。かく共同の祖先を遠く遡るほど現在世を同じうしつゝある人々は皆我等の十従百従の兄弟とも云ふべきものであつて此の「兄弟二友二」の御教へも之を推せば世間に行きわたることとなり、兄弟の友愛の道はやがて大なる平

和なる社會を建設する端となるものである。故に勅語は極めて簡單であるが。其の意味は極めて深長であることを知らねばならない。

昭憲皇太后の御歌に

ごりとりと造るかさしの花もあれは匂ふ心のうるはしきかな

とあるは此の勅語の精神を啓發せらるゝものと申しても宜しいのである。

夫婦道

三、夫婦相和

夫婦があつて家庭があり、家庭があつて社會がある。社會があつて國家がある。故に社會の平和を希ふものは家庭の安全を望まねばならない。家庭の安全を望むものは夫婦の和合を期せねばならない。夫婦互に此の御訓を守る時は一家の幸福を進め、一家の幸福は社會共榮の基となり、社會の共榮は國家隆昌の基となるのである。

夫婦の道は相和することを以て主徳とする點に於ては少しも差別がないが夫婦は其の性格を異にし、その業務を分ち以て一家の組織をなす故に男女各其長所を以て社會に貢獻せねばならない。女性にしてその長所たる家庭の天職を閑却して妄に他の方面に盲動するは最も慎むべきである。男女長短相補ひ剛柔相制し互に相一致協力して夫は婦を愛し婦は夫を敬し、異體同身の關係を維持しなければならぬ。

羅馬大帝國の滅亡も佛國大革命もその主なる原因は一つは家庭の紊亂にあるのである。然るに現今新しき女性と稱し放縱なる男女平等の態度をとり、夫婦道の本義をわすれ、人道を破壊するが如き言動をなすものあるは誠に遺憾にして、夫婦たるものは互にその任務を果し、夫は義を以て妻を伴ひ妻は從順に夫と和し、夫は主として外に働き妻は主として内を整へ以て國家隆昌の爲に盡すべきである。

かくの如くにして祖親への孝道となり又完全なる子女の教育も出来るのである。勅語に於て夫婦道の本義を闡明させ給ひたる所以のものは決して偶然でないのである。

明治天皇の御製に

もろともに扶けあいつゝ國民のむつみあふ世そ樂しかりける

とあるは國民一致の精神を説明せられた國風であるが、國民一致の精神は男女協力主義

でなければならぬ。此の勅語の精神を味うて家庭の訓を忽にしてはならぬのである。

第二、朋友相信シ恭儉已ヲ持シ博愛衆ニ及ホシ

【字義】

朋友相信 論語に、「與ニ朋友ニ交言而有レ信又朋友信レ之」とある。

『朋友』 「朋」とは「とも」と訓む。友の同意義。同門學友を指して云ふ。

「朋」の本義は鷓鴣鳥の、と。一種の神鳥にて文字は其形を象る。此の鳥が飛べば幾萬の群鳥従ひ飛ぶより朋黨比類黨與等の義に用ひ更に朋友の義とす。左傳に「畏ニ我友朋」と云ひ、陶翰の詩に「交朋忽先進」と云ひ、杜甫の詩にも「親朋無ニ一字」と云ふ句がある。

「友」とは「とも」と訓む。志を同うするものと云ふ。

司馬光の言に「君子相友道徳以成」と云ひ論語に「益者三友」と云ひ、又「樂ニ多ニ賀ニ友」と云ひ、古詩に「昔我同門友」と云ひ、陶淵明の詩に「中道逢ニ嘉友」と云ふ句もある。

『相信』

「信」とは「まこと」と訓む。忠實にして自ら欺かざることを云ふ。

書經に「惇ニ信明ニ義」と云ひ、禮記に「身致ニ其誠ニ信」と云ひ、「交遊稱ニ其信ニ也」と云ひ、易經に「忠信所ニ

以進ニレ徳也」と云ひ、論語に「與ニ朋友ニ交而不レ信乎」と云ひ、國語に「言以レ信立」と云ひ、韓愈の言に「信ニ道篤」と云ふ語もある。

『恭儉』 「恭」とは禮儀をみださず舉止を止しうするの義。又は驕慢ならず、あなどらざるの義を含む。禮記に「君子恭敬撝節退讓以明レ禮」と云ひ、論語に「溫良恭讓讓」と云ひ、書經に「接レ下思レ恭」と云ふ語がある。皆同意義である。

「儉」は事を省き用を節してつゝまやかなること。檢束あること。

書經に「克勤ニ一寸邦」と云ひ、史記に「以ニ節儉力行ニ重ニ於齊」と云ひ舊唐書に「躬儉化レ人」と云ふ語がある。皆同意義。

『持』 握りもつこと。又は執り守ることである。故に才篇である。

「恭儉已持」とは恭敬と節約(奢侈の反なり)とを以て己の身を保つを謂ふのである。

『博愛』 「博」とは「ひろし」と訓む。四方八方の義あり、事は布く義。之より「博」を「ひろき」義に用ふ。

「愛」とは「いつくしむ」と訓む。「いつくしむ」「めぐむ」等の義。

論語に「汎愛レ衆而親レ仁」と云ひ、韓愈の原道に「博愛之謂レ仁」と云ふ語があるのは皆博愛の義を説明することが出来ぬ。

「衆」とは「おほし」「もろく」と訓む。書經に「格ニ爾衆庶」と云ふ語がある。

多数の庶民と云ふ義である。總ての人類を指し給うたのである。
 「及」は「およぼしむ」「およぼす」と訓む。人と又の合字。追及の及にて後より追ひつきて之を捕ふるの意。
 こゝに於ては近きより遠きに行きとどかすと云ふ順序差別を含んでゐる。

朋友道

一、朋友相信

社會の生活に於て朋友は家族を外にして最も親密なる社會的關係生涯の伴侶である。必ず同氣相求め同心相交るの朋友があつて完全なる社會生活が成立するのである。故に朋友の如何がその人の生涯に影響を及ぼすことは非常なるものである。良き朋友關係は朋友の主徳たる信の道を守ることによつて維持されるものであり、之を缺いては朋友の交りは成立たぬのである。朋友の關係は親子兄弟の如く自然の關係なく夫婦の如く特別の契なく、人々が自由に平等な共同の關係を作るのである。故に信なければその交りは成立しない。互に信することに信用を得この信用の強くなることによつて朋友の交りは出来るのである。是れ實に朋友の交際に於て信を第一義とする所以である。

朋友の種類には快樂の友・利益の友・道德の友等種々ある道德の友を以て最も貴いとす

る。故に朋友は之を擇ばねばならない。而して常に愛を以て交り、正しからざる者あらば之を改悛せしめ、善を責め、相誠め勵し合つて互に修業の途を辿らねばならない。

明治天皇御製

過を諫めかはして親しむかまことの友の心なるらむ

目に見えぬ神にむかひて恥ぢざるはひとの心のまことなりけり

とあるは是れ克く朋友の道を説明し給ひし教訓である。

此の義を推し廣めて朋友の交際のみでなく、個人々々の間に於ても信義を以て相交れば、延いて社會の平和大にして國際間の平和も期することができるのである。之に反して人々が利を見て義を忘れ個人主義に偏して信義の道を見捨てる如きことあらば、社會の風紀は益々紊亂し延いて國家の聲價も地に墜つるに至るのである。

今日の如く經濟競争の劇烈なる時に於て信用を失墜したならば國內の取引は勿論、外國貿易に至るまでその發展を阻害せらるゝに至るのである。故に信義の道を普及せしむることとは、獨り朋友間の交際のみならず日本の國民性を涵養するに於ても最も必要であると

謂はねばならない。

恭儉

二、恭儉持己

父母に事へ兄弟夫婦朋友の際に處すると共に、我等は身を肅みて無禮の舉動をなさず又自己を檢束して放肆ならざる様常に我が身の取締に意を用ひなければならぬ。

「恭」と共になかるべからざるは「敬」にして禮記の註に「貌に在るを恭となし、心にあるを敬とす」とある。即ち恭は敬の心の外に發するもので、敬は恭の心に存するものである。恭敬にして禮節を守ることが固より美德であるけれども、卑屈にして自由獨立の精神乏しき者は真正の恭敬と謂ふこと出来ない。節儉にして財用を慎むは固より美德なれども、鄙吝にして守錢奴と爲り其の財を散することを知らぬものは真正の節儉と云ふこと出来ない。節儉はなるべく冗費を省いて爲すべきことをなすことである。

恭の反對は驕慢と倨傲にして、儉の反對は奢侈と放縱である。人として恭儉なれば善くその身が修まり其の家が齊ふけれども、之に反して驕慢であり奢侈である時は其の身を誤

り、其の産を破るに至らなければ止まぬものである。之を大にしては社會の盛衰も國家の興亡も同一である。往時羅馬帝國の國運隆盛を極めたのも、國民の恭儉なりしことが大なる原因である。世界大戦争により貿易上我が國が一時好影響を與へた結果、國民は黄金萬能主義に偏重し恭儉の徳を破つて成金氣分に耽溺し榮華に誇りしが、然も一度財界の悲況に陥ると皆屏息して其の聲を潜め、甚しきに至りてはその産を破り身を誤まる者少くなかつたのである。世界大戦争の結果我が帝國が世界に於ける三大強國としての位置に向上し得たることは吾人の誇りとする所であるが、國富が一時的に膨脹した爲に、我が國民性に及ぼした悪影響は吾人の宜しく殷の鑑とせねばならぬ所であると思ふ。而して我が國民たるものは恭儉の美德を涵養して其の品行を慎まねばならない。

現今やゝもすれば恭儉の徳を窮屈なるもので、進んで我が志を遂げ行ふ氣力のないことの様と思ふものがあるが、それは大なる誤りである。恭儉克己自制などと云ふ徳はすべて己の感情慾望に支配されないうで、之を支配して行くものなる故に、精神上の大勇があるものでなければならぬ。『山中の賊を破るは易し、心中の賊を破るは難し』この心の中の賊

を破る最も勇しい徳が即ち恭儉である。恭儉にして己れを正しく維持して行けば、我が心は常にゆつたりとして他から責めを受くることなく、最もたしかに正しい道へ歩みを進めることが出来るのである。

以上述べた如く、恭儉己を持することは實に自己の品位を保つ上に必要かくべからざると共に、他人との交際を圓滿にし社會の秩序を維持するは主として之に基くものである。

三、博愛及衆

博愛の徳は恭儉己を持する結果として自然に起る美德である。一身さへ維持出来ない驕奢殘虐の人にして、博愛なる徳をなし得ることは出来ないのである。又人におもひやりの心があり、愛の心が深ければ己れを持せざるを得なくなるのである。かくの如く博愛と恭儉とは相離れることの出来ない關係にあるのである。

父子の相慈み兄弟の相親み夫婦の相和し朋友の相信するは皆愛の存するによるものである。此の心を擴充して遠近内外充實通徹その及ばざるなく、其の至らざるなきの境にまで

及ばすのが博愛なのである。

博愛の反對は個人主義である。己れ一個の利益のみを圖つて他人を顧みず己れ一身のみを愛して國家を忘るゝ如き、世界道德の爲に國民道德を忘るゝ如きは偏愛である。偏愛を避けて父母兄弟姉妹より親戚及隣人更に社會國家世界にと延いては禽獸草木の類へと、先後緩急の序をもつて及ばすを道としなければならぬのであつて、之『博愛衆ニ及ホシ』と仰出せられた所以である。

孝經に「其の親を愛せずして他人を愛するものは之を悖徳と謂ひ、其の親を敬せずして他人を敬するは之を悖禮と謂ふ」とあるは、偏愛を誠め厚薄順序のかくべからざるを示してゐるものである。

現今物質的幸福主義一度び我國に流行せしより公共博愛の精神日に衰へて個人利己の風習日に長じつゝあるのは、社會の爲に慨嘆すべき所にて 明治天皇が嘗て大御心を勞させ給ひたる所以である。

我國に於ては社會政策を口にしつゝ、傷病者救恤、貧民救濟、養老保護、移民及び勞働者

の保護其他あらゆる慈善事業の未だ十分普及して居ないのは、我が國民が博愛公共の精神に乏しい結果ではあるまいか。公共博愛の精神を涵養することによつて初めて堅實なる社會を建設することが出来るのである。

現代世界の大部分の中に相反する二つの態度がある。一は軍備を充實して問題解決の鍵を實力に待たうとするか、又は實力以外に待つべき策はあるまいとする態度で、他の一は愛の精神に基く協調を以て世界の人類相提携し以て人類の幸福を將來しやうとする運動である。換言すれば力と愛との對立である。此の二つは互に反對な立場にある様であるが、其の存在は何れも眞面目なる事實であつて、世界の大國民たる日本國民は、一方に於て大に實力を涵養練磨して敢て自己の尊嚴を無視せしめない強い態度を持すると共に、世界の各國民と共に眞の愛の本義に出發したる博愛道を樹立して世界の幸福に寄與貢獻をなさねばならぬ。

第三、學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ

力による解

愛による解

【字義】

『學』とは學問のこと。系統的に合理的に組織された知識を云ふのである。

易經に「君子以自強不息」と云ひ、中庸に「博學之審問之」と云ひ、論語に「篤信而好學」と云ひ、又「博學而篤志」と云ふ語がある。

『修』攸と夕の合字で飾りおさむる義。故に夕を書く。夕は彩の本字。「おさむ」「まなび」「まなぶ」と訓む。史記に「修道就問」と云ひ、又禮記に「如琢如磨者自修也」と云ふ語がある。

「學ヲ修メ」とは、臣民が學問を勉勵し見聞を博うし識見を高くせねばならぬと云ふ義をとき示させ給うた御詞である。

『業』「わざ」「しごと」と訓む。即ち藝術、又は事業と云ふ義。

『習』雉が頻りに羽を動かす親鳥に倣いて飛ばんとすること。故に羽と白（白の字にて鼻の本字）を合す。轉じて「廣く」「ナラフ」「ナラハシ」等の義とす。即講習と云ふ義。

易經に「君子以三朋友講習」と云ひ、又「暢三於四支一發於事業」と云ひ、禮記に「所習必有業」と云ひ、論語に「學而時習之」と云ふ語がある。

『以』「學ヲ修メ業ヲ習ヒ」の一句を受けてゐる。

『智能』「智」古文は知と方と白との合字、方は言語、白は明白、知はシルの義を示す。後略して習と書く。荀子に

「知而有レ所レ合謂之智」と云ひ、孟子に「是非之心智之端也」と云ふ語がある。

「能」とは物事をよくする才力を云ふ。「才力」「ワザ」「ハタラク」「チカラ」等の意。

呂氏春秋に「使我畢レ能」と云ひ、書經に「汝惟不レ矜天下莫與レ汝爭レ能」と云ふ語がある。

「啓發」「啓」は启と支の合字。鞭撻を加へて智識を開發すること。启は「ヒラク」支は鞭撻する義。故に启支を合す。

「發」は發と弓との合字。本義は矢を射ること。故に矢を書く。

轉じて「廣ク放ツ」「チル」「ヒラク」「出ス」「動カス」等の義とす。書經に「啓ニ迪後人」と云ひ、論語に「不レ

憤不レ啓」と云ひ、又「不レ憤不レ發」と云ふ語がある。

「德器」器の本義は皿、轉じて道具「ウツハ」の義となる。使用して役立つものといふ義にて更に轉じて人の才智器

量などに云ふ。

「成就」は完成の義。後漢書に「成就德器」と云ふ語がある。

「德器ヲ成就シ」とあるは、我等は帝國の臣民として有徳の才智器量を完成せねばならぬと云ふ義を説き示させ給うた御言葉である。

【解義】

この四ヶの聖訓は各人各自己を磨き以て有用の材となるべきを諭されたのである。其の基礎的のものとしては修學習業の二方面其の成業せし方面よりは智能と德器とを擧げ給う

た。

謹んで思ふに國家社會は常に有用の材を待望す。學問を修めるも、業務を習ふも、自己の智能を啓發して世の爲人の爲に働くことの出来る人間となる事が目的である。國民が、若しよくこの教訓のまゝに努力するならば、社會は期せずして健全な社會となるであらう。特に最後の「德器ヲ成就シ」との御諭しは意味の頗る深長なるを拜せられる。蓋し文明の進歩は修學習業の設備の發達を來し、智能をば素質に應じて極限まで發達させることが出来るのであるが、若し、其處に德器たる要件を缺く時は、社會は道德的に情落を來し、人類は智能を悪用する野獸の姿に化してしまふであらう。明治天皇のこの點に御軫念あらせ給ひし事誠に有り難い極みである。

第四、進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ

【字義】

「進テ」とは以上の諸徳を實行して更に進みてさういふ事である。

「公益」とは社會國家の共同の利益、即ち公共の利益である。

禮記に「大道之行天下爲公」と云ひ、詩經に「夙夜在公」と云ふ語である。

魏書に「可二以富益一」と云ひ、諸葛亮の傳に「有所二廣益一」と云ふ語がある。

『世務』とは公益となるべき世上有益の事業といふことである。

「務」とは「つとめ」又は「わざ」と訓む。世上のすべての業を云ふ。

漢書に「上書言世務」と云ひ、蜀志の註に「周濟世務」と云ふ語があるが、是れは首として時務を云ふのである。

「開」とは、「ひらく」と訓む。啓と同義義。

易經に「開物成務」と云ふ語がある。

【解 義】

修學習業の歸する所は智能を練達し、徳器を成就するを眼目となすべきものなること既に説いた通りである。然るに徳器が成就したときは、これ之を身に備ふるの謂のみでは足りない。これを以て國家社會の爲に具體的に貢獻することを圖らねばならぬのである。退いて己れ獨りを高くするは必ずしも悪くはないけれども、進んで世の爲に公益事業を起し、有用なる業務を創始するは正に國民の務でなければならぬ。故に聖諭これを示し給ふの

積極的の貢獻必要

である。

更に思ふに「進テ」と仰せらるゝ寂慮もまた實に深長なる意義を有するものと拜察される。蓋し、此の文字は積極的、進歩的の意味を有するもので、國民は此の聖諭によつて安逸を貪る態度を一新し、粉骨碎身して、新興日本の公益世務に貢獻する所なくつてはならない。

凡そ國民たるものは何等かの方法によつて國家の發達上に貢獻する所なくてはならない學者は眞理を講究し、學問社會一般の爲に力を盡すと共に、我邦の學問を増進し我が國民の智識を開發することに務め、教育者は各個人性の發達を期すると同時に、又個人をして國民の一分子たることを自覺し、國家に對して幾多の義務を有することを領悟せしめ、政治家は在朝在野を問はず、黨派の利益のみ考へることなく、國家公衆の利益の爲に盡すべきである。然るに其の志す所大なるも、體質虛弱なるが爲め國家の事に寄與するを得ざるものは、退いて世を害毒せざらんことをつとむべきである。

世務は國家の公務はいふまでもなく、社會百般の職業、苟も世の爲になる務めは皆世務

各人皆務あり

と解するのである。公益は世務の結果であり、世務は公益を生ずる仕事であり、故に兩者は畢竟一つのことである。

第五、常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ

【字義】

常。 「つね」の儀。平常のこと。常とは久しきに亘つてたがはざることである。

國。 「くに」の義。國とは獨立した政權の下に支配せらるゝ土地人民を指す。

周禮注に「大曰邦小曰國」とあり。貴邦貴國など全地を擧げていふ時は國も邦も同じ、されど邦は大なるをいふ方多く、故に其用が狭い。國は大國中國小國又は西國東國等れにも用ひて其用が廣い。

憲。 「おきて」「のり」と訓む。法規又は命令といふ義。

書經に「監于先王成憲其永無愆」と云ひ「欽哉永弼乃後於羣憲」と云ひ「克有常憲」といふ語がある後漢書に「撰定國憲」と云ひ、晉書に「哲王垂憲」と云ふ語もある。

國憲。 國家の根本組織を定むる所以の法規即帝國憲法皇室典範のことである。

法。 「のり」と訓む。「おきて」と云ふ義。法は常也、使有レ所レ限也、制度也、禮法也刑法也象也、効レ法也。易經に「以二國法一行レ之」と云ふ。

國法。 國の規則で國家と臣民との關係及臣民相互の關係總を規定する百般の法律命令を指して云ふ。

遵。 「したがふ」と訓む。守り行ふこと。率也行也習也（廣韻）

漢書に「遵二古聖之法」と云ふ語がある。

【解義】

吾人は帝國臣民として平常國家の法たる憲法を尊重し國法を遵奉せねばならぬと云ふ義である。

國憲とは明治二十二年二月十一日を以て欽定せられたる皇室典範及大日本帝國憲法を謂ふのである。憲法は國家の組織天皇の大權行政立法司法各機關の組織及び君民の關係國民の權利義務及び自由を規定したる不磨の大典である。國家は又國民一般の安寧秩序を維持し進歩幸福を増進せんが爲めに法を立てて國民として守るべく肅すべきことを規定し國民一般の行動を一樣にすべく命令する。これを國法と云ふのである。されば國法は國家と臣民との關係及び臣民相互の關係等を規定する所以にして民法商法刑法等を首とし各種の法律を謂ふのである。

抑も權利は正義の存する所にして人々の保有せざるべからざるもの、各自の安全なるは實に權利を有するに由るのである。憲法は一國の臣民をして各々其相當の權利を得せしむる所以の根本法で畢竟是れ正義を實行せんとするに出づるものである。

又臣民は國法に由りて法律上の公權私權を享有する。然れば、共に俱に國法に従ひ私利私欲詐僞暴行等の其間に行はれざる様な事が、大衆の當に切望する所て若し國法を以て公共を支配するてなければ各自の權利は遂に保持すべき方法なく人民は之が爲めに言ふべからざる損害を來すことは勿論である。

此の勅語に御示しになつた道徳が我が國體の精華を本とせられたと同様に國憲も亦我が特有の國體を本として御定めになつたのである。

明治九年憲法起草の詔に

「我建國ノ體ニ基キ廣ク海外各國ノ成法ヲ斟酌シテ以テ國憲ヲ定メントス」

と仰せられた。また、憲法發布の勅語には

「朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現

在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ依リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益々我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ」

と仰せられた。また

憲法發布の詔書に

「國家統治ノ大權ハ朕カ之カ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ遵ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ」と宣ひ又「朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ安全ナラシムヘキコトヲ宣言スト」尙最後に「朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ」

と仰せられた。これに等によつて我が憲法は國家永遠の基礎を鞏くし臣民の安全と幸福とを完うせんが爲に設けられたる統治の大法なることは昭々たるものである。明治天皇が國首としての天職を重んじ我臣民を愛撫し臣民をして參政の權利を確保せられたことは我等臣民の感佩せねばならぬ所で、本項の 聖諭の如きは立憲國民としては實に瞬時も忘れ難い教訓である。

第六、義勇公ニ奉シ

【解 義】

一。且 一朝と云ふ義。一たび又は若し等と同じ意。
朱子の大學傳に「一旦豁然貫通」とある。
毅。急なこと、いふ意。毅(ゆるやか)は添へ字で別に意味はない。急とは國家に非常の事變あるをいふ。
史記に「有ニ緩急ニ非レ有益也」とある。
義。人道犠牲の精神、君臣間の道德等の義。人の履み行ふべき正しき條理
書經に「以レ義制レ事」と云ひ、「同レ徳度レ義」とあり。左傳に「禮以行レ義」と云ひ、孔子家語に「服レ義而行レ信」

と云ひ、史記に「聖人之於ニ禮義ニ」等義の字が用ひられて居る。
勇。 「すこやか」「つよし」「たけし」等訓む。氣力の尤ち張れること。事を行ふに撓まざること。莊子に「臨ニ大難ニ而不レ懼者聖人之勇也」とある。
孟子に「吾嘗聞ニ大勇於夫子」と云ひ、浩然の氣を説いて居る。又史記に「民勇ニ於公戰ニ怯ニ於私闘ニ」などある。
義。 義と勇との二つではなく、義から振ひ起つた勇といふことで、己の本務を重んずるところから振ひ立つた心の力である。爲すべき正しき道に循へる勇氣 國家に奉仕せんとする心によつた勇氣。
公。 「おほやけ」「きみ」と訓む。天子主君等の敬稱。公は皇國である。或は單に君、國、或は君と國と稱するものがあるが、天皇と國家とば全く一體で、何れも「おほやけ」と稱するのであるから、皇國と稱するが尤も適當と思はれる。
奉。 「ささぐ」「たてまつる」と訓む。易經に「順ニ奉天ニ」、後漢書に、「朕且ニ不徳ニ統ニ奉鴻ニ」業晋書に「虔奉ニ皇運ニ」などある。我が身をささげること。

【解 義】

國家に非常變亂ある時に當つては我等臣民は義による勇を振ひ起して皇室及び國家に身命を捧ぐべきである。我等は内に萬世一系の皇室を戴き外に對しては國民一團結びて解けず。未だ嘗て外敵の侮を受けしことなく、よく此の尊嚴なる國體を維持し得た所以は、國

の富ありしが爲にもあらず、兵の多かりしが爲にもあらずして、國民の崇高雄大なる義勇奉公の精神が磅礴として天地の間に漲れるものあつたによるからである。

人の徳義は只に能く一身を修め他人に害を加へざるに止まらず又進んで衆人の爲めに有益なる事業を成すを要す。即ち消極の徳義では未だ盡くさざる所がある。加ふるに積極の徳義を以てせねばならぬ。殊に國の安危休戚に關することあれば、欣然奮躍一命をも擲つて努力する所なくてはならぬ。是れ眞正の義勇である。

如何なる勇氣も、腕力も、唯これあるのみでは貴しとするに足らない。之を用ひて有益の業を成すとき初めて貴いのである。之を用ひて國家の福祉を進め若くは國家の危難を救ふとき大に貴しとするのである。

我が國の人民は勇氣を尙び忠義の心厚く君の爲國の爲と云へば一身をも顧みざるは古來歴史に明かなる事實である。國內に於て政府と國民との間に於て如何に相争うて居つても一朝國家非常の變に際すれば舉國一政黨派の異同を問はず義勇奉公の精神を發揮するのは我が日本民族の特性特色である。此の義勇奉公の事歴は我が歴史の上に、幾多の美談を残

し、我が文學の上に高き香りを留めて居る。

惟ふに文明の進歩は人を柔弱にし、主我的にする。一朝の事變に當つては尙武の氣に満ちたる者が勝利者となる。之を國際間の問題にとれば其の關係は國家の盛衰興亡に及ぶこととなる。「義勇奉公」の特に尊貴なる所以こゝにあるであらう。

第七、以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ

【字義】

以。 「もつて」「もちて」「ゆゑに」等と訓む。

「以テ」とは上の「父母ニ孝ニ」より「義勇ニ奉シ」までを含みて宣へる御言葉である。

天。 天地といふ義。張協の傳に「名與ニ天壤」と云ひ、晉書に「不意天壤之間乃有ニ王郎」とある。

無窮。 天地の窮りなきが如しと云ふ義。後漢書に「令徳を垂れ無窮に示す所以なり」とあり。天祖の神勅に「寶祚の隆んたるは常に天壤と與に窮りなかるべし」とある。

運。 「まはる」「めぐる」「はこぶ」と訓む。天命の契機人事の機會を云ふ。晉書に「帝王興運必俟ニ股肱之力」とある。運は運祚といふ事。運祚とは康熙字典に「運祚ハ曆數ナリ」とあり。尙書の集註に「曆數ナル者ハ帝王相繼クノ次第」とある意である。

皇運。我が國の中心から云ふと天地と共に窮りなく隆え行く皇位の御運。全體からいふと皇國の隆運といふことである。晋書に「皇運の初め百度伊れ始まる」とある。

并翼。たすけるといふこと。匡輔の義。後漢書に「翼ニ成王室」と云ひ、晋書に「扶翼皇室」とある。

天壤無窮ノ皇運。天祖の神勅に仰せられた通り、天地と共に窮みなく隆えます所のアマツヒツギの事である。天津日嗣は場合によつて皇位皇統又は皇運を意味するが、此の四つは畢竟一つのことである。こゝでは皇位が萬世一系の皇統によつて傳はり、其の皇位に於て皇業が行はれ、それが天地と共に永遠に隆え行くと云ふ思想が主になつてゐるから皇位の御運と解するが適當とおもはれる。皇位は我が國の中心生命であり、全く國家と一體であるから、皇位の運は則ち皇國の運である。それ故我國家全體からは皇運を皇國の隆運と稱するのが適當とおもはれる。昔から「天津日嗣知ろしめす」といふこと、天の下知ろしめすといふこと、畢竟一つの事になつてゐるもこれが爲である。

天皇が憲法發布の上諭に於いて「臣民ノ翼贊ニ依リ興ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持センコトヲ望ミ」と宣へるのも、此に「皇運を并翼スヘシ」とあるのも亦結局同じことであると思はれる。

【解 義】

「爾臣民父母ニ孝ニ」と仰せ給ひしより、「美勇公ニ奉シ」にいたるまで聖諭の周到なること今更申すまでもない。我が國民はこの道德の各條目を身に體して行を勵む事によつて皇國の實運を扶翼し得るのである。天祖の神勅に仰せられし實祚の隆は正に此の意味にて

皇運扶翼

皇國隆運の大義と解せられる。

孝・友・和、信・恭儉・博愛、修學・習業・智能啓發・德器成就、公益・世務、國憲尊重・國法遵守・義勇奉公等の諸徳は何れもそれ／＼の道德的價値を有する立派な徳であるが、我が國に於ては、是等諸徳の歸着點は明瞭にこの皇運扶翼にあるのであつて、斯く道徳の中心點を明瞭に舉示せられ、それが國史三千年の經過に照して最も自然的であつて何等不自然の跡なく、而して、日新の態度に於て、何等停頓する所のない歸結であることは次節にも示す通り我國の一大特質たるを失はない點にある。

第八、是ノ如キハ獨リ朕力忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足

ラン

【字 義】

是。【これ】【この】【この】と訓む。此と同意義。易經に「是故居 上位一而不驕」、智廣論に「信者言 是事一如、是」とある。

諸徳の歸着點

是ノ如キハ「父母ニ孝ニ」より「皇運ヲ壯翼スヘシ」までを受ける。忠孝一本の大道を完成せしもの、即上記國民道徳の綱領を完成せしものを指す。

良。○「よし」「賢し」「正し」「すなほ」と訓む。書經に「元首明哉股肱良哉」、唐書に「君主明良」とある。

忠良。○中正賢明なるを謂ふ。忠も良も忠義の事である。分ちて言へば平時に思を盡すを良といひ、事變に逢へる時に思を盡すを忠と云へども忠良と熟したる時は唯忠といふに同じである。書經に「小大の臣咸忠良を懐く」とあり、左傳には「能く忠良に與みすれば、吉、熟れか焉れより大ならん」とある。

爾祖先。○始祖より先人に至るまでを謂ふ。參同契に「子父業を繼ぎ孫祖先を紹ぐ」とある。我等臣民の先祖を指す。

風。○「おしへ」「おもむき」「ありさま」「傳はる」又は「ならはし」と訓む。禮記に「移レ風易レ俗」と云ひ、史記に「有ニ國土之風」と云ひ、皇市證の傳に「俗有ニ舊風」と云ふ。

遺風。○のこしたるならはし。餘風である。書經に「餘風未だ殄えず」とある。

顯彰。○あらはしあきらかにすること。顯揚である。明かに表章するを謂ふのである。禮記には、「先祖を顯揚するは孝を崇かむる所以なり」とある。

史記には「霸功顯彰」と云ひ、書經には「天有二顯道一厥顯世彰」とある。

【解義】

以上示さるる所は我が國民の正に踐み行ふべき道であつて、之を完うする者はたゞ皇室に對して忠誠善良の臣民たることを得る許りでなく、之に加ふるに我等祖先の遺蹟貴徳を天下に表顯し彰明することを得るであらう。我等の祖先は國家無事の日に當つては忠孝一本の至道に服し、自ら修むると共に世の爲に粉骨碎身の勞を吝まず。日本の進運に貢献し來つたもので、一朝有事の時に當つては、慨然身を挺て國家の危急に赴き、義勇奉公の精神を發揮して節に殉じたものもあつた。或は禍亂を戡定して回天の業を奏したのもあつた。此等の善行と芳績とは國史の上に炳然として我等の教訓と爲つて居る。我等は宜しく祖先の志を繼ぎ祖先の言行に恥ぢざる功業を立て忠孝の節を全うし後世子孫をして其の準據する所を知らしめなければならぬ。

光仁天皇の宣命（續日本紀三六）に

各々己我祖乃門不滅彌高爾仕奉彌繼爾將繼止思慎天清直岐心手持氏仕奉倍之とある。

祖先の遺風を顯彰することは今も昔も孝の最も大なるものである。而して我が國忠孝一致の教に就ては、この條に、忠良の臣民たるは同時に祖先に對する孝なりと明々教へ給うた

忠字一本義
勇奉公の歸
結

忠良と孝

もて聖旨の深遠なるを伺ひ奉るべきである。

三、第三段

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ
俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外
ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德
ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

聖諭の構成

第一段

第二段

【大綱】

謹んで惟ふに 聖諭の第一段は國史の精髓に顧みて建國の大精神を迺り國民の當に憑つて立つべき基本信念を諭さしめ給うたのであつた。第二段に於ては其の内容條目を明にして國民道德の綱領を示し、國民の日常及非常及非常の際に於ける思想行動を具に教へ給ひ

第三段

祖宗の訓典

天下の公道

進んで第三段にいたり、斯の道の有する貴重なる性質及び斯の道に對する總括的態度の希望を諭されたのである。蓋し、斯の道は祖宗の訓典であつて、全然國史に出發する大日本精神なる事既に屢説いた通りであるが、之はまた實に古今に通し中外に施して通達明透する所の天下の公道である我が國は特殊なる建國の事情に出發するけれども、敢て偏狹なる國家理想、國民精神を固執する國ではなく、最も寛活なる態度を以て思想信念行動を律して來て居ること、また國史の明に示す所である。宗教的思想のみから見ても、儒教（之れも暫く入れて考へる）佛教、キリスト教等世界の大思想は何れも流入して我が國民の血となり肉となつて居る。所謂天下の公道、萬國の通義を思ふに當つては日本程之に適して居る國はない。勅語に示し給ふ所は實に日本の特殊道德なると共にまた世界の公道たる性質を有するものである。之を中心として君臣一致、上一徳の理想に進まむことを 明治天皇が御軫念相成つた譯である。

【字義】

斯の道 「斯」は此と同義義。然れども彼に對せず。「道」は教義又は原則と同義義。人の守る可き義理。

禮記に曰く「人不知道」論語に曰く「朝聞道夕死可矣」

孟子に曰く「得道者多助」董仲舒の傳に「道者所由適于治之路也」

こゝに於ては忠孝一本の道、即上記論し給ふ道を指す。

訓「遺」は留め残す意。「訓」は「をしへ」「いましめ」と訓む。即ち箴誡の義。

我が皇祖宗の遺された箴誡を指す。夫等は或は詔勅に依り或は御實踐に依りお示しになつた。例へば天照大神の御

神勅、又三種の神器の中に含まるゝ御訓。神武天皇御即位の時の崇親敬神の範示。天智天皇の御實業の範示。

子孫とはこゝでは皇祖宗の裔孫を指す。

臣民とは現存の我等臣民のみならず、我等の子孫をも含む。

俱ニは「與ニ」「俱ニ」と同意義。共に打揃ひての意。孟子に「父母俱存」

遵守「遵」は事理法令に準ひ行ふを謂ふ。「守」は操守の意。即ち「遵守」とは遵奉の義なり。中庸に「君子遵道而

行」

古今は古代と今代。

訓は「あやまる」と訓む。筋道行きちがひたること。

中外は國の内外を指す。

悖は「もとの」と訓む。道程に逆ふの義。

拳々服膺「拳」は「うやうやし」と訓む。「拳々」とは即ち恭敬奉持の貌。

「服膺」「服」は「著る」又は「思ふ」の義。「著る」は轉じて身につけて、肌を離さぬ意となる。「膺」とは

「むね」又は「抱き持つ」の義。

即ち「拳々服膺」とは胸中に存して忘れざること云ふ。

禮記に「拳々服膺」、中庸に「得一善則拳々服膺而弗失之矣。」

成とは「みな」又は「ことごとく」と訓む。皆と同義。

其徳ヲニセンコトとは、徳行の歸一といふ義。又純一の徳のこと。

易經に「成有ニ徳」又「眷ニ求一徳」

庶幾「庶」とは「こひねがふ」又は「ちかし」と訓む。

「幾」とは「こひねがふ」又は「のぞむ」と訓む。

而して「庶」と「幾」とは同意にして庶幾と連用しても一字づゝ別ちて用ひても意味は同じ。連用すれば意味強

くなり「切望」の義となる。

【解 義】

第一、斯ノ道ハ實ニ我力皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所

萬物は天に本づき人は祖に本づくものである。其の本に報し始めに反るは人道の極致にして忠孝の教は此に生ずる。